

国際・都市社会文化研究

Journal of International, Urban and Socio-cultural Studies

March 2021

第 1 号



横浜市立大学大学院
都市社会文化研究科

国際・都市社会文化研究 第1号 2021

目 次

1. 修士論文

中国転換期におけるインターネット公共圏の有効性

— 同性愛者の差別問題を事例として—

李 盈 子 …… 1

三溪園保勝会設立までのプロセスに関する考察

鈴 木 康 司 …… 35

母子健康手帳による情報提供が親子の環境配慮行動を誘発する可能性

山 下 佳 代 …… 59

2. 修士論文要旨

上海の銀行業における外資系銀行の人材管理の影響

— 労働者の視点に注目する

唐 愉 佳 …… 81

労働組合の組織率の低下とそれへの対応

丸 山 嘉 雄 …… 89

沖縄出身ポスト団塊世代の談話においてグループ・アイデンティティの表出
がいかに行われるか

— フレームの枠組みを使って—

北 村 加代子 …… 93

高齢化時代の中国地方都市における住宅団地更新に関する研究	巖 彌 鵬 ……	99
中国における企業の社会的責任への考察 環境問題をめぐる	張 柯 宇 ……	113
横浜市における実態からみた宗教施設の本来の在り方及び今後の展望 — 宗教法人別の都市空間的特徴 —	和 久 剛 士 ……	119
日本の水道事業におけるPFI方式の運用と課題 — 横浜市川井浄水場再整備事業を事例に —	邱 松 鶴 ……	131
電気自動車の普及による環境への影響	呉 睿 ……	137
子育て支援に関わるシニア世代の地域活動・地域交流に関する研究 — 神奈川区「すすくかめっ子事業」を事例に —	小 島 穰 ……	143
日本におけるジェンダー炎上広告に関する批判的談話分析	徐 舟 ……	151
地域遺産に関わる活動主体の変遷と課題に関する研究	杉 森 優 一 ……	155
横浜市における変容を考慮した地区類型化と居住政策の対応に関する研究	鈴 木 慎 也 ……	163
現代社会における若者ファッションの位相： Instagram インフルエンサーに見る自分らしさの現象学的考察	橋 本 奈 楠 子 ……	171

地域物産展における地域と百貨店の関係性

— 北海道物産展を対象として —

藤 井 基 雅 …… 177

CSR 活動の企業ブランド力への影響

— 戦略的 CSR のあり方 —

劉 宏 淼 …… 187

中国転換期におけるインターネット公共圏の有効性 — 同性愛者の差別問題を事例として —

李 盈 子*

はじめに

インターネットの発展に伴い、人、モノ、組織、メディアなどが繋がり合う時代に入った。その結果、現実世界とは別に、インターネット世界が誕生した。人々がインターネットの力を借り、地域の限界を超え、社会変動を推進した。各分野においてインターネットに関する研究も次々となされ、このような空間との連携から新しい社会的動きを考察している (Healy and Link 2011 ; 山口 2005)。

中国においても、ツイッターに似たSNS (Social Network Service) であるウェイボーが登場し、中国を変えた最強メディアとして評価されている (李・蔡 2012)。ウェイボーは社会資本の再構築、言論の自由、世論による政府に対する監視の推進、公共圏の構築などの役割があると肯定された (王 2013 ; 車 2014 : 145-162 ; 井上 2012 : 205-208)。

しかし、2013 年以降、中央政府のインターネットによる噂話の取り締まりキャンペーンにより、ネットオピニオンリーダーは萎縮した (劉 2018 : 64-68)。また、政府管理によるシンランウェイボーの管理がますます厳しくなると論じられるようになった (伍 2014)。

現代中国社会におけるインターネットに関する先行研究を分析すると、主に3つに分けられる。まず、インターネットを新メディアと捉え、集団行為や抗議活動における活用・分析や、言論の自由に焦点を当てた研究である (曾 2012 ; 車 2014 ; 呉 2014 ; 陳 2018)。次に、インターネットの個人レベ

* 都市社会文化研究科博士前期課程 2020 年 3 月修了

ルの作用に注目した研究である。一例として、中国のインターネット世論における、オピニオンリーダーの監督的役割の分析が挙げられる(劉 2018)。最後に、コントロール側からインターネットにおける運動を見直し、運動を行う側とソーシャルメディア・コントロール間の緊張関係を表した研究である(祁 2018)。しかし、これらの研究では運動における一般的な参加者のコメントを分析していないため、運動としての対抗性よりも、個人の対抗感が強調されている。

これらの研究の共通点は、中国におけるインターネット公共圏の公共性と政府に対する監視を肯定している一方で、政府のコントロール下にあるインターネット公共圏にして非楽観的な態度をとっていることである。情報のコントロールは印刷時代から存在してきたからこそ、正義の実現を目指す世論の監視により炎上する可能性がある。したがって、単に公共圏で何か事実で、真実とは何かを追究できないのである。

近年では、インターネットを通じたグローバルな公共圏構築の可能性に関する研究が行われ、分裂している世界は公共圏で再統合することができるかどうか問われ、世界的インターネットという空間が娯楽化、消費化されているという現実が指摘されている(伊藤 2019)。非民主国家だけでなく、全世界にとって、インターネット公共圏の構築、その脆弱性とジレンマ、存在意義が注目されている。

現代国家を目標に発展の途上にある、転換期における中国では、経済、政治、文化の発展が不均衡であり、格差が広がり、社会の不正問題が深刻である(藤田 2018: 53-76)。そのため、社会的偏見を受けている社会的弱者が社会的正義を要求している。このように分裂した社会を再統合することが、中国の課題である。

本論は分裂社会的再統合という機能を持つ公共圏に注目し、中国社会で排除されている社会的少数派の中の同性愛者及び支持者が、インターネット

を通して同性愛者に関する問題について声を上げている現象に基づき、インターネット公共圏という空間が社会的少数派にもたらす役割を検討したい。つまり、政府に強くコントロールされているインターネット公共圏は、同性愛者の差別問題解決を促進できるかどうか検証するのが本論の目的である。また、インターネット公共圏の参加者や、参加者間の関係と連携を重視し、その空間が持つ分裂した現代中国社会における意義を明らかにしたい。

すなわち、本論ではユルゲン・ハーバーマスの公共圏理論を再考し、中国社会で排除されている同性愛者の特徴に基づき、インターネット公共圏で社会的少数派が自らを救う現場を浮き彫りにし、転換期にある中国社会の発展に対するインターネット公共圏の有効性と重要性を論じる。

以上のことを考察するために、まず、第1章で中国における同性愛者という社会的少数派の現状と問題を整理し、同性愛者の自己観¹と社会的認知度の欠如を指摘する。その上で、同性愛者が受けている差別問題を解決に導くため、主流メディア報道、教育改革、法律修正という3つの解決策を分析する。研究者たちの先行研究を参考に、中国における同性愛者最も喫緊の課題は自己観、コミュニティの形成、及び自ら発言することであると指摘する。このようなことを可能にするものが、まさに中国インターネット公共圏であると、提案する。

第2章では、ハーバーマスの公共圏理論を用い、公共圏の3つの成立原理を分析する。そして公共圏に関する理論の発展過程を明らかにし、公共圏そのものの存在価値が注目されるようになったと強調したい。個人の自律性をめぐる批判から、全体機能の自律性へ注目し、このように絶え間なく反省を

1 自己観という言葉以外、例えば自己、自己概念、自分自身など似ている社会学用語が多い。自己に関しては、主体としての自己と客観としての自己の両面が同時に存在している。社会学において文化的自己観は相互独立的自己観と相互協動的自己観と分かれて討論し、社会的価値観、文化的習慣が人に与える影響を重視する(内田 2009)。本論は文化と社会的影響を主に考察を行うため、自己観という言葉を使う。

繰り返す自律的公共圏の本質は批判（合理的対話）であると結論付け、システムと生活世界との関係から公共圏を位置付ける。その上で、公共圏の作用を検討する。社会的に排除された少数派にとって、公共圏は自己観とコミュニティを形成し、公的討論で他者として発見されるという3つの役割を概括する。人々の関心を高め、問題の解決に導き、尊厳を取り戻させる公共圏は、社会問題を改善するために不可欠であることを浮かび上がらせたい。そして、中国社会の特徴を把握し、インターネット公共圏の登場を論じ、定義する。

第3章では、東洋文化特有の相互協調的自己観を形成するため、インターネット公共圏は中国の同性愛者にとってかけがえのない存在であることを明示したい。そのために、本研究では同性愛者NGOの責任者へのインタビューとともに、中国のインターネットでのコミュニケーションを考察する。その上で、現実社会では実現しにくい自己観を、同性愛者がインターネット公共圏を通して形成できることを論じる。また、インターネット公共圏の登場前後における同性愛者性教材、婚姻、生活現状の問題に対する自己表現や、活動を比較し、インターネット公共圏がそのコミュニティの成長と、人間としての尊厳を取り戻すことを検討する。

第4章では、他者としての発見について考察を行う。中国のインターネット公共圏はどのように中国の生活世界を合理化させ、どのようなコミュニケーションを行い他者と向き合っているのかを解明する。まず、偽装結婚問題について、社会に批判される立場を脱し、自身も被害者であると声を発し、同性愛者の社会問題に注目を集めるに至ったプロセスを例に、自律性を持つ中国インターネット公共圏は他者を発見し、社会的認知度を高めるのに役に立つことを論じる。次に、シンランウェイボーにおいて、同性愛者及び支持者と連携して行われるオンラインアクションが中国の独立キューレー

ター²や知識人の注目を引き、性的指向の転向療法を行う治療機関への抗議活動へ繋がった例を挙げ、その展開を考察する。ここでは抗議活動の関係者にインタビューを行い、抗議活動と、治療機関に迫害された同性愛者がインターネット公共圏で声を発することとの関連性を明らかにする。これにより、同性愛者及び支持者は、インターネット公共圏を通して、同性愛者を社会的に排除された他者として発見し、自身と向き合うコミュニケーションや活動を行うことで、現実世界まで影響を果たしているインターネット公共圏は、中国社会において重要な役割を果たしていることがわかるだろう。インターネット公共圏におけるこのような積み重ねが現実世界に大きな影響を与えるまでのプロセスを示すことにより、中国におけるインターネット公共圏が生活世界の合理性を追求すること、及びその存在意義を論じる。とはいえ、インターネット公共圏は万能ではない。そこで、本章をしめくくるにあたり、今後の課題を提示する。

第1章 中国の現代社会における同性愛者

1. 中国同性愛者の現状

現在、中国の同性愛者の数は約4000万人から7000万人と推計されている³。これは日本の人口の約半数である。「中国性的少数者現状調査2016年報告書（以降、2016年報告書）」によると、社会的圧力のため、自分の性指向を公開している同性愛者等の性的少数派は5%しかいない⁴。隠蔽性を持つ同性愛者が自分を隠していることで、同性愛者に関する全面的な統計、

2 独立キュレーターはIndependent curatorから訳した職名である。幅広い専門職であるが、本論に独立キュレーターは政府、企業、NGOなど組織に属せず、独立的に展覧会を組織する人を指す。

3 中国同性恋現状調査ホームページより：「中国に7000万人LGBT向けビジネスが活発化」2017年3月29日。

4 国連開発計画署（2016）「中国性少数群体生存状況，基于性倾向，性别认同及性别表达的社会态度调查报告2016年」P5。本論は「中国性的少数者現状調査2016年報告書」と訳し、2016年報告書を略称する。

問題発見や研究が進みにくいのが現状である。

世界規模で同性愛は心理问题、異常ではないとされていることは既に明示したが（椎野 2017）、中国 2014 年報告書によると、中国において、同性愛はエイズ、心理的な歪み、性的倒錯を伴うものとされ、汚名であると見なされている。また、「2018 年性的少数者心理健康状況報告書（以降、2018 年心理報告書）」では、約 50 % の性的少数者に鬱症状があると明示されている⁵。さらに、強制的性的指向転向療法機関の存在のため、同性愛者の人権を侵害している⁶。

2016 年報告書によれば、家庭で自分の性的指向を公開している同性愛者は、15 % しかいないことが明示された（2016 年報告書：8）。中国は欧米諸国とは異なり、自分を隠して異性愛者と結婚する偽装結婚問題が深刻である（李 2016）。同性愛者にとっては、異性愛者と結婚するのは詐欺であるものの、同性愛者と結婚しようと思っても法律で認められていないというジレンマがある。また、中国の法律では同性婚を承認していないだけでなく、性的指向についての反差別も明確にされていない。

北京同志センターの責任者段氏⁷によれば、法律制度の未整備は、中国における同性愛者などの性的少数派に関する NGO 活動の障害になっている。特に、活動の資金援助や活動場所の申請は極めて困難になっている。

一方、中国では性教育の遅れにより、同性愛者の差別問題を解決するための理論的な基礎が欠如しており、同性愛者など性的少数派の自己観にも影響を与えている。同性愛者などの性的少数者は多様な性教育を受けることが自分を理解して生きていくこと、他人との相互理解に役に立っている（井

5 北京同志センター（2018）「中国同志中心心理健康報告」中国科学院心理研究所出版 P18-19。本論では「2018 年性的少数者心理健康状況報告書」と訳し、2018 年心理報告書を略称する。

6 「【头条】无良医院用“48 条染色体”检测同性恋」北京同志中心 2015 年 01 月 27 日

7 筆者による同性愛者などの性的少数者に関する NGO である中国北京同志センター事務員段氏への電話インタビュー（2019 年 06 月 07 日）

谷 2016；池ノ谷 2016；堀川 2018)。それだけでなく、多様な性教育は同性愛やトランスジェンダーへの嫌悪感を低下させる効果があり、いじめ問題を抑制作用があるから、専門内容として、全ての子どもに対して多様な性教育を早めに教える必要があるという研究も出ていた(池ノ谷 2016；石丸 2017；佐々木 2018；)。しかし、2004年の「中国高校教科書同性愛錯誤と汚名内容及び影響調査報告」によると、2001年以降に出版された中国教材の4割は、同性愛は病気であると記している。約5割には、同性愛は治療されるべきであると書かれている。

2. 同性愛者の差別問題をめぐって

同性婚合法化は趨勢であるとも言えるが、全ての地域で政策、法律を一致させることは難しい(小川 2016)。各国の文化と宗教、主権も尊重しなければならないからだ。現地の意見を無視して強制的に与えた人権保護は、人権障害になる恐れがある。しかし、中国における同性愛者問題の最大のジレンマは、日常生活で社会的差別を受けている同性愛者は自分を隠し、問題を表に出さないため、他の人から社会的少数派であると思われていない。2016年報告書では、中国社会では同性愛者に対する認識の不足のため、賛否を明らかにしない人が多いと書かれている。

大勢の異性愛者にとって、同性愛者は不存在、あるいは見えない架空のコミュニティである。したがって、同性愛者の人数は他の社会的少数派よりはるかに多いにもかかわらず、性的指向を公開することの圧力により、最も基本的な人権保護が他の社会的少数派よりも劣ると指摘された(張 2002: 58)。自分を隠せば隠すほど、問題の発見が難しくなり、解決の道筋も立たなくなる。中国の性研究者である李銀河の提案(2016)により、同性愛者は自分の権利を守るために、自分なりのアイデンティティを持ち、自ら声を発し、隠すことをやめることが重要なのである。そして、社会的理解を獲得する鍵はコミュニケーションにある。

3. 差別問題の解決に向けた対策

実は、20世紀初、中国中央電視台 CCTV ニュースは、「同性愛を差別すべきではない」と表明したことがある。あれ以降、同性愛者のコミュニティと同性婚に関する話題を徐々に取り上げ始めている。しかしながら、中国初のエイズ患者は同性愛者であると報道されたことにより、同性愛者は今でもエイズ患者と同視されるという偏見を受けている。結局のところ、2013年まで同性愛者に対する社会受容度は30%に止まる（2014年報告書：22）。主流メディアの報道は、同性愛者に自己表現の十分な空間を与えられないという限界もある。

次に、差別問題をなくすため、教育の改革と法律の制定が必要であるだろう。教育の場合は、現行中国の教材審査は差別の排除を明確化していない、審査基準はイデオロギーなどに集中し、曖昧である。また、経費の不足により質が低いという問題がある。2019年まで、中国において基礎教育の全面的普及は達成されていなかったが、性教育改革に関心を払っていくのが、方剛は中国性教育は民間組織に頼るべきと論じている。

法律制定の観点から言えば、時間かかると全面的な考えが必要である。前述の通り、このような厳しい社会環境にいる中国の同性愛者は、それ以上待つことができない。また、法律の改正を促進するためには、社会的に弱い立場に立っている社会的少数派が声を出し、より多くの人に見られ、より多くの議論を誘発するようしなければならない。

差別問題をめぐって、私たちが認めなければならないのは、教育改革や法律改正が完成しても、差別問題が解決できると限らないことである。憲法が自由と平等に基づいて国民を守ると宣言した米国では、人種差別問題が今でも解決されていない。イギリスでは2013年に同性婚が認められた後、NGO責任者は、社会的差別の問題は未だ深刻だと主張している⁸。

8 Launch Event: LGBT Action Plan 2018

したがって、中国の同性愛者がどうやって根本的に差別問題を改善するツールを探し出し、社会正義の実現を促進するか、これは本論が検討しなければならない一連の問題である。排除された少数派の現状を把握し理解することは、政府だけの仕事ではなく、社会の全員の責任とも言える。現在生じている異なる集団に対する排除は、社会全体で解決する必要がある。本論は、いくつかの代表的なネット掲示板、ソーシャルメディア、通信アプリを取り上げ、特に中国における運営時間が最も長く、最大のソーシャルメディアであるシンランウェイボーを中心に、同性愛者という社会的少数派に関する動きを考察する。そして、中国におけるインターネット公共圏は、中国の同性愛者の自己観とコミュニティの形成、他者としての発見に対して役割を果たしているかどうかを検討する。

第2章 現代社会に成立した公共圏

1. 公共圏の定義

公共圏の概念は、ハーバーマスの『公共性の構造転換』(Habermas [1962] 1990=[1973] 1994)⁹で具体的に討論され、提起された。本稿では異なる背景に検討されたハーバーマスの公共論に基づき、公共圏に関する研究の方向性と解釈方法の変化を明らかにした上で、全面的に現代社会における公共圏を再解釈することを試みる。

ハーバーマスの公共圏の登場と発展により、「文芸的公共圏」から政治的公共圏への変遷が見られる(吉田2016)。ハーバーマスの『公共性の構造転換』において、公共圏は個人によって組み立てられた公共の領域として理解できるということが、初めて示された。公的問題と私的问题是関連しつつ、区別されなければならないと強調された。「公共圏」の定義は明確に示され

9 著書名として定着した『公共性の構造転換』のタイトル表記以外の *Öffentlichkeit* の訳語は、引用文、本文ともにすべて公共圏とした。

ていないものの、3つの要素（参加者、世論、場所）が取り上げられている（Habermas 1991）。この3つの要素について解説する研究では、公共圏は国と社会との間における、様々な問題をめぐって参加者が議論し、世論、言わば公的意思を形成していく空間であると定義されているものが多い（車 2014）。参加者は、直接的または間接的に、自由にこの空間に参加し、干渉を受けないものと仮定している。その後、一般に言われている公共圏の成立原理である「平等性、公開性、自律性」は、多くの研究者によって公共圏実現可能性の重要な条件として取り上げられ、検討されてきた（山口・佐藤 2003）。

まとめると、公共圏とは自律的個人が平等性を尊重し、公開性のある空間においてコミュニケーションを行い、世論や公的意思を形成していく空間である定義できる（山口 2003；西本 2011；車 2014；寅澤 2015；三島 2016）。しかし、完全にこのような状態を達成するため、人々の素質に対する要求が非常に高いことが分かる（寅澤 2015）。つまり、これは理想的な公共圏の定義であると言っても過言ではない。

2. 公共圏の再考

ハーバーマスの考察では、経済発展によって登場したブルジョワジーが政治権力に対して再分配を要求し、様々な活動とコミュニケーションを行った。このような公共圏は19世紀のヨーロッパにおける自由民主的な社会の形成に貢献し、重要な役割を果たした。このような観察と解釈はさらに発展してきた。そのため、公共圏に関する主流的討論は長い間に政治的機能に焦点が当てられている。

しかし、資本経済により、格差が拡大し、社会へ関心は全体を代表することではなく、特定の利益団体になった。社会的話題は特定の利益団体によって形づくられることとなった。市民における自由平等という理想的前提が破壊され、不正義が隠された。公共性が集団間の競争物になり、市民が公

的事物に関心を持って討論しなくなり、公開された情報を消費するだけの観客になるとも論じられた(田畑 2019: 51-67)。

福祉国家の出現や、国家と社会関係も変化してきた。国家権力は安全、治安のみならず、社会保障制度、財政政策、再分配を通じて私的生活に浸透する。また、消費社会の形成によって、市民の公共性が失われつつある。特に様々な新しいメディアの登場により、情報爆発的時代に入ってから、人々は1つの情報に注目する時間は短くなり、視線が混乱し、多様な問題に対する有効的な公論を形成できなくなっている。

行政と経済が繋がることで、自律的市民社会の公共圏における公衆が姿を消し、受動的文化消費者という大衆になり(齊藤 2004)、公共圏が自律性を失いつつ、情報の娯楽化が起こっている現状が確かに存在している(伊藤 2019)。しかしながら、公共圏が一時的に政治的機能を失っても、その存在意義は失われないからである。個人が世界と接触し、交流がある限り、公共圏は検討される価値がある。

社会の複雑性により、ハーバーマスは社会を政治システム、経済システム、生活世界という3つに分け、改めて考察した。効率を重視するシステムとは異なり、生活世界の合理性は相互理解を目指す過程の合理性(対話的合理性)である(中岡1996)。

生活世界の合理性という理論は1981年に発表されたハーバーマスの『コミュニケーション的行為の理論』と関連している。ハーバーマスは公共圏における批判は単一的な対抗や反対ではなく、本質は合理的対話であると主張している(田畑 2019)。そこでは、公共圏の自律性とは、人々が合理的対話を行うことによって、全体機能の観点から論じべきであると気づき、絶え間なく反省することであると論じられた。また、政治的公共圏よりも理性を強調し、発言によって人間の尊厳を実現することが重要であると主張されている。(吉田 2016)

公共圏に関する理論がここまで発展してきた経過を見れば、社会発展により、公共圏が世論形成で政治の政策まで影響を与えるという政治的役割から、公共圏そのものが存在する価値へと注目されてきた。

3. 公共圏の重要性

グローバル化の進展により、世界全体が豊かになったが、格差も広がっている。異なる発展水準を持つ国間の矛盾、急速に発展できた国の内の矛盾、なかなか発展がうまくできない国の中の矛盾など、様々な矛盾が悪化している。社会分裂が進み、社会再統合に期待するため、90年代以降、公共圏をめぐる討論が世界範囲で改めて注目を集め、公共圏の重要性が改めて検討されている（花田 1996）。

公共圏の重要性は政治学、社会学、哲学という三つの分野から検討できる。まず、政治学で、ハーバーマスは公共圏の中で社会統合の構造を見たこと主張している。公共圏存在は政体の合理性を検討し、問題を発見することができるだけでなく、国民を一致団結させることにも役に立つと考えたのだ（ハベマス 2013）。

社会学では、公共圏は正義と繋がる。公共圏は他者の関係を重視し、公共圏を通して社会から排除された人を見つけ、彼らの存在を意識し、社会的価値を与える。そのような相手に向き合うプロセスを通して、国家の正義、尊厳ある社会、共存的な世界が構築しうる（鎌田 2014：20-23；中川 2018；加藤 2019：7）。

哲学に関して言えば、公共圏の重要性は公共圏の必要性であると解釈される。公共は哲学の概念であり、存在する必要性がある。この必要性について、2つの主張がある。1つは必要が欲求とは異なること。もう1つは、必要の充足は欲求の充足に優先することである（山森 2001：49-60）。社会の中で、異なる集団が求めている目標や、それぞれの価値観の違いよりも、弱い立場に立つ人の問題が優先されるべきである。

このような重要性を持つ公共圏は、様々な問題を解決に導き、存在するだけで重要な役割を果たしているとわかる。中国社会を検討する場合には、現実社会に弱い立場、あるいは社会から排除された人々にとって、公共圏は彼らの社会問題を改善する不可欠な一環である。政治学、社会学、哲学から公共圏の自己観を形成すること、コミュニティを成長すること、他者を発見し、尊重を与えることという3つの作用を取り上げられる（花田 1996；山森 2001；加藤 2019）。結果よりプロセスを重視することで、お互いのコミュニケーションによって徐々に問題の本質を把握することができる。また、過程中に新たな問題も発見できることで、異なる問題間の関連性を見つけ、優先順位を決め、より良き世界を構築するで、生活世界の合理性を求めると言える（阿古 2014：236）。

4. 中国におけるインターネット公共圏

本節は先行研究を参考し、中国におけるインターネット公共圏を定義し、現状を示す。中国では、国家の中の国民は市民意識よりも「百姓」、「民」としての認識が強い（宇野 1978：27-47）。歴史的に社会階層と国家統治を重視する中国は、公共に対する意識が異なる（齋藤 2004）。1990年代以降の出来事から考察してみると中国でも、公共性、公共空間という意識は確かに存在していると判断できる。Web 2.0の時代に入った後、ブログやネット提示版などが登場したと主張されている（吉居 2008）。これは、分散化、社会化、開放性によって特徴付けされている（楊・孫 2018：13-14）。中国のインターネットにこのようなインタラクティブな特徴が現れ、下からの情報発信、共有、さらに情報をめぐって議論することで、中国の市民参加意識の萌えが注目を集めた。

公共圏に関する定義の発展及び討論を参考にした上で、インターネット公共圏は、インターネットで人々が他者と向き合ってコミュニケーションを行い、公的討論で形成される空間であると定義できる。この空間は現実世界と繋

がっていて、多様で、変化している。また、インターネット公共圏は平等性、開放性、自律性を持って発展し、政治、経済、生活世界の間に存在し、お互いに影響し合っている。それを生み出す場はインターネットを通じて開放的コミュニケーションができる場である。

大量のインターネットユーザーと膨大な情報量を持つ中国は、書き込みをする際に実名登録を義務づけ、個人責任を強調している。さらに、シンランウェイボーなど大きなサイトには管理ページがあり、有害メッセージ、人身攻撃や偽情報などを管理し、その判断過程も公開しているため、自律性を果たしやすと考えられる。また、近年、中国の公益活動による公共性もよく検討されている。民間において活力が見られる人々の関心を集め、環境問題を解決するために努力している。

前述のように、中国においてインターネット公共圏は同性愛者など社会的少数派にとって、自己観の形成、コミュニティの成長、他者としての発見という3つの役割を果たしているかという点は、この空間の有効性を検討する標準の1つになる。言わば、本論は中国においてインターネット公共圏が生活世界での合理性を追求する場として捉えられるかどうかを検討することで、インターネット公共圏の意義を解明したい。

第3章 「性」と「生」

1. 同性愛者の東洋文化的自己観

同性愛者にとって「自己」という問いは、自分自身に対する知識的認識だけではなく、自己の他者関係性にも着目し、他者との関わりの中で自己の存在を思考するものとなる¹⁰。このようなプロセスを経て、自己観は徐々に形成されていくのである（Eurich 2018）。同性愛者は他の社会的少数派とは異なり、自分が同性愛者であると気付くと、最初は否定的な態度を取る（及川

10 日本社会心理学会「社会心理学事典」2009年6月20日 P3

2016:132-149)。そのため、同性愛者に対する教育と理解は重要である。特に、自己観に関する研究においては、農耕文化、仏教や儒教など文化の影響による東洋地域における相互協調的自己観が、対人関係は周囲との協力であるという意識傾向がある(内田 2009)。つまり、東洋文化が溢れる中国の同性愛者の自己観を完成させるためには、教育、知識及び人間関係の両方が重要であると言える。

まず、内的な自己観に対するインターネット公共圏の影響を検証する。

インターネットの出現に伴い、昔から形成されてきた権威的知識の絶対的地位が変わった。2018年の性的少数者に関する意識調査研究によると、中国の学生のうち、同性愛者等の性的少数者に関する言葉をインターネットからの情報で知った人は90.8%に上っている(河嶋 2018:5)。

外的な自己観には、北京同志センターの段氏はインタビュー¹¹において、インターネットが同性愛者にとって、仲間を探す主な手段になっていると述べている。百度贴吧¹²は中国で一番大きな Bulletin board system (日本語は電子掲示板、以降、BBSと略称する)である。その中に、同性愛を主題とした比較的大規模なスレッドが2つある。1つは「カミングアウトしよう」(中国語は出柜吧)で、フォロー人数は42,770人、投稿数は11,291,321件¹³である。もう1つは「ゲイバー」(中国語は同性恋吧)で、フォロー人数は724,506人、投稿数は14,448,121件であり¹⁴、両スレッドの人気は確かである。その中には、同性愛者のような社会少数派の差別是正のため、同性愛の知識と組み合わせる記事を整理し、連続テーマの記事などを投稿している方もいる。

11 筆者による同性愛者などの性的少数者に関する NGO である中国北京同志センター事務員段氏への電話インタビュー (2019年06月07日)

12 贴吧 (tieba、日本語読みは「ていえば」) は百度が提供するコミュニケーションプラットフォームである。そこでは、百度 ID が持っているユーザー同士が、キーワード別でスレッドを持つことができ、BBS (掲示板) 形式で交流することができる。

13 2018年12月13日に現在、筆者統計。

14 同上。

インターネット公共圏にこのようなグループにおいて様々な異なる意見を交換し、異なる視点から論じ、他者の経験を結合させることは、有効的なコミュニケーションとなり、同性愛者の自己観完成の一助となる。

2. 中国同性愛者コミュニティの移動

自己観とコミュニティは切り分けることができない。同性愛者のコミュニティの形成は「内力」と「外力」に影響されている（馮・趙 2016：1817）。この節では、地域と意識の両面から同性愛者のコミュニティの移動、及び変化を説明する。

同性愛者のコミュニティは現実世界の活動場所は分散し、固定性が弱く、制約も多いと論じられた（張 2002：54）。また、1998年に出版された『中国13億人の性』では、同性愛者は社会に悪い影響を与える存在で取締まりの対象になった記録もあった（劉 1998：118-119）。

その後、同性愛者は安全性が高く、制約が少ないインターネットを主な活動場所に変え、分散していた個人やグループは、インターネット公共圏を通じて幅広いコミュニティを形成するようになった。多くの同性愛者にとって、インターネット公共圏は自分のコミュニティに接触し、参加して包摂されるための唯一の方法である。

現在、中国産ゲイアプリ「Blued」は6億ドルの価値を超えており、さらに、政府と連携してエイズ予防のため努力している¹⁵。「Blued」の発展と創始者の思いは多くの主流メディアに報道され、注目を集めた。同性愛者というコミュニティはもはや無視できない存在になったと証明した。

段氏は¹⁶、中国における同性愛者など性的少数者にとって、有効的な情報と思想を伝え、彼らの自尊心を育て、コミュニティを形成させる広範なコミュニケーションを行う場所は、インターネットのみであると言及している。また、

15 BLUED：独創“互联网+HIV防治”，让“不一样的烟火”一样的绽放 2018年6月27日

16 筆者による中国北京同志センター事務員段氏への電話インタビュー 2019年6月7日

彼は異なるコミュニティ間で交流させ、お互いの情報を交換させるために、相互理解の促進を志向しているとも述べている。

3. 同性愛者インターネット公共圏のコミュニティをめぐって

約15年前に取締まりの対象にもなっていた同性愛者は、現在自分の権利のため起訴し、カメラの前に自ら顔を出し、リアルな同性愛者の世界を人々の目の前に公開している。これらは自己観の形成を証明するだけでなく、自分たちのコミュニティの成長を世の中に示すことでもある。

2015年3月、中山大学の学生である秋白が、国家新聞出版广电总局と広東省教育庁に対し「教科書の同性愛に対する誤り及び汚名を着せる描写の内容を公開で通報する書状」を出し、広東省教育庁前で抗議活動を行った。¹⁷インターネット公共圏に「#同性愛問題がある教科書を告発しよう」、「#同性愛を汚名する教科書を拒絶」などの活動が現れ、より多くの不合理的な教材が発見できたことで、出版社に圧力をかけた。これらの自発的な動きによって、インターネット公共圏に性教科書や学校の性教育に関する話題が増え、同性愛に関する教材、性教育、性教科書などの関心が高まり、公的討論が行われるようになった。

2015年4月24日、中国同性愛者コミュニティに関する初のドキュメンタリー映画「闇から昼へ」がインターネットに登場し、注目を集めた。この映画は、2014年から2015年まで11都市で、48名の同性愛者とその家族を記録したものである。約23分間は中国同性愛者の生存の現状を表した。この映画は豆瓣¹⁸というサイトで8.0点の評価がつき、4つ星以上を付けた視聴者は75%を超えており、視聴者の共感を得たことがわかる。

2016年初、「中国で初めての同性婚権利擁護案」をタイトルにしたトピッ

17 林可欣「中國同性戀受教育權第一案」敗訴中國平權路仍艱難」2017年4月28日

18 「豆瓣」は書評や読書記録を管理するサイトである。本だけでなく、映画や音楽など、幅広いコンテンツのレビューを管理することができ、SNSの要素も兼ね備えた中国のWEBサービスである。

クもインターネット公共圏に現れ¹⁹、注目を集めた。その中で、シンランウェイボーに中国青年報の報道²⁰のアクセス数は79万件に上った(2018年12月10日までの統計)。当案件の弁護士は、法廷で審議されたこと自体が歴史的な出来事だと強調した²¹。さらに、中国学界まで波及し、同性婚問題にも具体的な討論が行われるようになった。

第4章 インターネット公共圏の他者

2014年2016年報告書により、2012年まで、同性愛者が討論され始めてから約10年経っても、大衆にあまり受け入れられなかったことがわかる。しかし、その受容は2013年以降か2016年まで倍以上増加したことになる。2013年頃にインターネット公共圏で影響力を持った同性愛者に関連した代表的な出来事を分析し、同性愛者が自ら声を発する努力をしたことで、他者として人々に発見されたことと切り離せないと考えられる。

1. 「同妻」話題に関する三つの段階

シンランウェイボーで「同妻」というトピックにおける交流内容を考察対象として、時系列にデータ分析を行い、コメント内容を分析し、その中の公的討論の変化を捉える。このような変化が、中国でのインターネット公共圏において他者の発見という役割を果たしていると検証する。

2011年6月20日、シンランウェイボーに、「同妻」というトピックが現れた。これは男性の同性愛者と結婚した妻を意味する。現在、このトピックのアクセス量は2017万4千件に達成し、7,790件のコメントが残されている(2019年11月20日までの統計)。

「同妻」というトピックのコメント内容は、主に7つのカテゴリーに分けられ

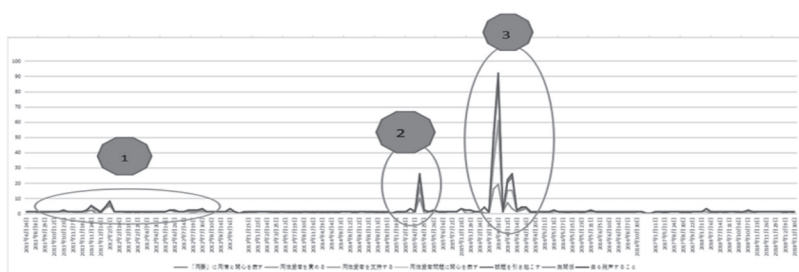
19 JST、「認められなかった中国初の「同性婚」カップル」2016年4月14日

20 「一場“同志婚礼”的能见度」2016年5月18日

21 Zhang Rong「中国の同性愛カップル、命がけの裁判は何を残したか? 弁護士に聞く」2016年04月20日

る。「同妻」に同情と関心を表すコメント、同性愛者を責めるコメント、同性愛者を支持するコメント、同性愛者問題に関心を表すコメント、話題を引き起こすコメント、無関係なコメント、同性愛者本人によるコメントである。

以上を踏まえて、2011年から2018年末までの有効なコメント量を整理する²²と、図表1のような変化が見られる。コメント量の変化が激しくなったのには3つの段階がある。



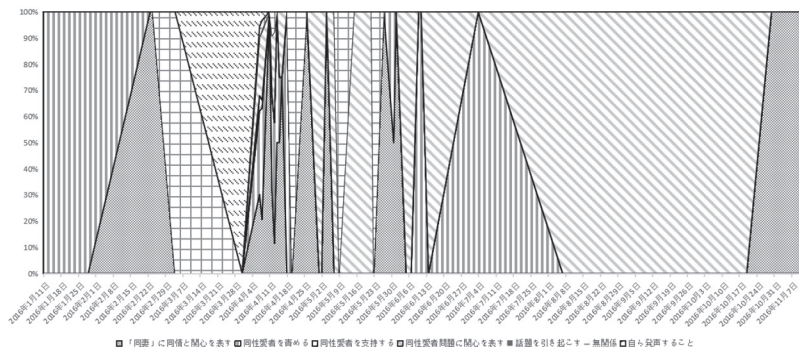
図表1：2011年－2018年コメント量変化（出典：筆者作成）

まず、第1段階は2011年から2012年末までである。同妻に対して同情や関心を表したり、同性愛者問題に関心を表したりするコメントや、同性愛者を責めたり、支持したりする意見も見られた。しかし、このように変化が繰り返される中でも、同妻に同情や関心を表すコメントは最初から最後まで見られた。第2段階は2015年の1年間である。第1段階と同じ、しばしば同妻に同情と関心を表す公的討論が繰り返された。

第3段階は2016年の1年間である、この段階におけるコメント内容を時系列に100パーセントの面積表で表すと、時間とともに、コメント内容が変化していることわかる（図表2）。交流が最も激しかった時期といっても過言ではない。この時期には、同性愛者が自ら声を発することで、「同妻」トピック

²² 統計において、同じ日に同一人物が同旨の意見を複数で発信した場合は、1回と計算する。1つのコメントの中に複数の意見がある場合は、強調された部分を取り上げる。

において同性愛者問題に関心が集まる状態がしばらく続いた。これは前述した2つの段階にはない特徴である。言わば、同性愛者が自ら声を発することで人々の関心を集め、排除された社会的少数派として意識され、他者として発見されるという傾向が窺えたのである。



図表3：2016年コメント量の変化（出典：筆者作成）

2. 「同妻」問題における他者の変化

第1節の変化を分析したら、偽装結婚問題における他者は同妻だけであると意識された後、3つの段階の交流プロセスを経て、同性愛者問題は具体的に討論された。排除された社会的少数派として同妻と同性愛者両方が意識されるに至ったことがわかる。

第1段階では、同性愛者が異性愛者を騙して結婚したため、「同妻」問題が発生した。他者は同性愛者の異性配偶者である。多くの同妻が大衆の前に現れ、自ら語り、社会に「同妻」に注意を払うように呼びかけた²³。

一方、シンランウェイボーにおける同妻というトピックにおけるコメントを見ると、コミュニケーションが進むにつれ、同妻という社会的少数派が出現する原因が検討され、さらに同性婚の合法化問題にも関心が示された。長期的な公的討論により、多くの問題が露見できる。しかし、同性愛者は偽装

23 王芊霖 同妻：她们的“初恋乐园”知乎 / Prismy-LGBT)

結婚問題において、失語状態のままだったのである。

2016年、シンランウェイボーにおいて、「私は同性愛者であり、私は異性と結婚しない」というトピックが同性愛者により始まった。そのトピックの提起によって、同性愛者が偽装結婚問題対し受け身から自発的立場に立ったことが示された。今までにアクセス量は989万件に達成し、コメントは7000件ほどある(2019年6月8日までの統計)。

このような動きを通して、社会的圧力に相對し、偽装結婚による問題を解決しようとする姿も見せている。また、注目を集めることができたことで、同性愛者に関する討論も盛り上がった。異性愛者に無意識的に無視され、排除された同性愛者は、自分の写真を使いながら性的指向を公開した。インターネット公共圏でのコミュニケーションを通じて、他者としてのリアルな存在であると宣言し、もはや想像できない存在ではないことを示しているのだ。他者として認識されることは、同性愛者に関する問題を解決するために必要とされるファーストステップである。このことは、中国のインターネット公共圏が他者を発見する役割を果たしていることの現われなのである。

3. 矯正される恋人運動の登場

2013年から2019年にかけて、性的指向転向療法に関する公的討論、及びその注目度が増したことで、同性愛者などの性的少数者は自らの動きと社会から助けを得て、社会的少数派という他者としての存在立場を確立した。特に2018年末まで、中国では性的指向転向療法に反対する「矯正される恋人」(中国語は被扭转的恋人)という性的指向転向療法に関わる運動が始まった²⁴。

「矯正される恋人」で走った3台のトラックに貼ってある3つのセンテンスは、「存在しない病気のために治療する」、「中国の精神疾患の診断基準は依然として性的指向障害を残存している」、「19年、なぜ」である。

24 吴優「武老白：如果能拥抱一切，那拥抱得笨拙又有什么关系」2019年05月16日

実は、これらの3つのセンテンスは、同性愛者などの性的少数者のコミュニティ以外の人にとって、その指している内容や意義がわかりにくいものである。一方で、コミュニティの人が見るとすぐにわかるものである。これに対して、計画者である鄭宏彬はオンラインの声を通じて同性愛者など性的少数者に焦点が当たっているが、性的少数者というコミュニティの全体的な社会認知度はまだ不十分である。より多くの問題が社会で発見されるため、同性愛者などの性的少数者が自ら声を発するよう励ます必要があると述べた²⁵。そして、この運動に関するシンランウェイポールのトピックは、アクセス量は1300万件を超え、2万件以上のコメントが残されている。性的指向転向療法や同性愛者など性的少数者に関する多くのコミュニケーションが引き起こされたことがわかる²⁶。

「矯正される恋人」が発生する前にも転向療法の被害を受けた同性愛者は少なくはないが、自分からそのような苦しみを述べる人が非常に少なかった。また、転向療法に対抗して裁判をおこして治療機関を訴え、勝訴したとしても、治療機関は罰金を払って営業し続けた。さらに、今でもインターネットで同性愛は病気かという問い合わせをすると、「そうである」や「治療できる」と返事をする医者もいる。その原因に関する検討はいくつかあるが、主に治療機関の莫大な利益、専門の管理機関の不在、人々の認識の不十分などが挙げられる。

前述した検討に関して、「矯正される恋人」運動における非合法治療機関のリストが公布された。これは非合法治療機関の非科学的治療方法を記録（写真・録音・文字化）し、公開したものである。非合法治療機関の無責任な発言を記録し、公開されたこのような情報は、多くの関心がある人々にシェアされ、より多くの人に知られようになった。同性愛が病気でなくなるまで対

25 筆者による鄭宏彬に対する電話インタビュー（2019年4月17日）。

26 William Yang「反性傾向扭转治療 中国赤卡车捍衛 LGBT」2019年01月23日

抗を続ける姿勢を見せたのである。

さらに、それに対し、新しく「科学的に曲がる」(中国語は科学掰弯)治療機関が2019年1月中国で登場し、ホットトピックになった。この機関はカウンセリングを通じて同性愛者を同性愛者に変えようとしている。筆者がその機関の社長にインタビューを行った時²⁷、彼がこの機関を立ち上げたのは、本当に同性愛者を同性愛に変えようとしたからではないと述べている。同性愛者の差別問題を改善するため、コミュニティ以外の人々の理解を獲得し、一緒に社会改革を促進することを望んでいる。

4. 中国社会運動の他者をめぐって

同性愛者にとって、中国のインターネット公共圏は他者を発見した上で、新しい方法を用いて中国におけるアートと社会運動を結合させる試みであり、新しい民意の表現に関する検討にもなると見られている。

「矯正される恋人」の計画者としての鄭宏彬は、「このような運動を始めたきっかけは、シンランウェイボーで発生した「#私は同性愛者」というユーザーの抗議行動である」と述べている²⁸。

2018年4月13日シンランウェイボーの規制に対して、同性愛者を含めた性的少数者のユーザーとその支持者たちがオンラインで大規模な抗議活動を展開し、わずか3日後には公布した規制が撤回された²⁹。この事件から、政府にコントロールされたインターネット公共圏は、合理的な過程を通じて社会的少数派の権利を保護したことが理解できる。

7年前に始まった「私は同性愛者だ」というトピックには、この事件によって「同性愛者を支え、差別に反対する」という表現が加わり、人気を博した。数日でトピックのアクセス量は5億件を超え、その後2018年12月14日まで

27 筆者は2019年5月24日に、社長である戴建勇にインタビューを行い、記録した。

28 筆者による鄭宏彬に対する電話インタビュー(2019年4月17日)。

29 「微博宣布清理行动不再针对同性恋内容」新京報財訊 2018年4月16日

に、アクセスは8億6000万件を超えると、コメントが7万件以上、フォロワー人数は約15万人となった³⁰。この話題は、ウェイボー史上、アクセス数が一番高い同性愛に関するトピックになった。

このようにインターネット公共圏で盛り上がったことで、鄭氏は「同性愛者が中国で直面する様々な問題に関心を持つようになった。また、同性愛者である友人との交流を通じ、同性愛者など性的少数者の差別問題を改善するため、医学の方面から批判を行うという試みが始まった」と述べている。「#私は同性愛者」というインターネット公共圏での動きが「矯正される恋人」という運動のきっかけになったことで、インターネット公共圏は同性愛者にとって他者を発見する役割を果たしているとわかる。このような現実世界との連携は、他者として発見され、認知されることで関心を集め、社会からの助けを得て問題解決を導く力を持つことを可能にする。また、このような現実世界との連携は一方的ではなく、相互的に影響を与えることで、より広いネットワークが作られると捉えられる。「矯正される恋人」や「科学的に曲がる」という現実世界の動きを始めた鄭氏と戴氏は、中国のインターネット公共圏を通じ、同性愛者のジレンマに気づいたため、このような試みを始めたことを明らかにした。

したがって、同性愛者の問題を解決するためには、同性愛者が自分から声を発することが最も重要であり、中国におけるインターネット公共圏は今でも声を発するための有効的なツールであると考えられる。

終わりに

長い歴史を持ち、伝統的文化の影響を深く受けた中国社会において、同性愛者に対する認識と受容の問題は、単に賛成派と反対派間の話し合いで解決できる簡単なことではない。これは数千年の歴史と、数十年の近代化以降との対話である。したがって、同性愛者という社会少数派が歩む道は

30 筆者の統計による。

これからまだまだ厳しいと考えられる。また、他の国が同性婚合法化したため、中国も合法化しなければならないというロジックで考えるとも危険である。公共圏に潜む覇権性に警戒するべきである。

中国における同性愛者は不足しているのは自身に対する認識、及び社会的認識である。人間の性は生理的、心理的、社会的場面から理解するだけではなく、性は人と人接触し、コミュニケーションとしても理解されている。性という話題を避けなく、コミュニケーションとしての性について学び、「関係」としての性認識を育て、自分のセクシュアリティを確立させていくことが重要である。つまり、同性愛者という社会的少数派がインターネット公共圏を通じて自己観を形成し、コミュニケーションを深め、多くの人々から理解を得ることで、自分の存在において一番相応しい人間関係を構築することが期待できる。

本論は2013年以後の同性愛者差別の問題をめぐる、インターネット公共圏の動きを中心に、インターネット公共圏が中国社会における果たしている役割を検証した。現代中国社会における同性愛者が教育、法律、医療、職場など様々な場面で受けている差別を明らかにした上で、現行制度の欠如を分析し、同性愛者の要求と問題に応じる有効的な解決方法としてのインターネット公共圏を提案した。そして、歴史に基づき、公共圏論の発展プロセスから、政治的公共圏、多様な公共圏と公共圏の自律性を検討した。現代社会に対して、公共圏の本質は対抗的な批判ではなく、合理的対話で捉えるべきであると論じた。他者と向き合うというコミュニケーションの理性を強調し、公共圏を再定義した。政治学、社会学、哲学から公共圏の重要性を分析し、このような空間が、社会から排除されている他者としての社会的少数派の差別問題に果たす役割は、自己観の形成、コミュニティの成長、他者としての発見、の3つであると概括した。中国のインターネット公共圏は生活世界の合理性を追求する存在であることを明確にした。インターネット公共圏は、現実

の社会環境の圧力により、社会関係の中で自分を隠した少数派にとって重要である。

しかしながら、本論は中国のインターネット公共圏で行った個人間、コミュニティ間のコミュニケーションに着目し、社会的少数者にとっての役割を分析したが、同性愛者コミュニティ内の交流と構築変化にはあまり触れていない。中国の同性愛者は自分なりのコミュニティを形成したかどうかという質問には答えていない。また、中国のインターネット公共圏への参加者が、インターネットの普及により急速に増加したことも特徴である。その中で、サイバー暴力やインターネット犯罪により、被害を受けている人々がこの空間に信頼を失っているのも事実である。世論監視と世論批判は暴走し、どこまで管理するのが検討されていない。

いずれにしてもインターネット公共圏は、これからも社会的少数派のエンパワメントに大きな役割を果たし続けるだろう。

【参考文献】

英語文献

1. Arora N.D (2010) *Political Science for Civil Services Main Examination*, Tata McGraw-Hill Education.
2. Coronel Sheila S. (2003) *The Role of the Media in Deepening Democracy* (<http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/un/unpan010194.pdf>)
3. Escoffier Jeffrey (2003) *The Sexual Revolution*, Running Press.
4. Green Lelia (2002) *Communication, Technology Society*, Polity Press
5. Herek G.M. (1993) On heterosexual masculinity : Some psychical consequences of the social construction of gender and sexuality, *Between men—between women: Lesbian and gay studies. Psychological perspectives on lesbian and gay male experiences*. Columbia University Press. P316–330
6. Healy, Lynne M. and Link, Rosemary J. (2011) *Handbook of International Social Work : Human Rights, Development, and the Global Profession*, Oxford University Press.

7. Habermas Jurgen (1991) *The Structural Transformation of the Public Sphere: An Inquiry Into a Category of Bourgeois Society*, MIT Press
8. Negt Oskar and Kluge Alexander (1993) *Public Sphere and Experience: Toward an Analysis of the Bourgeois and Proletarian Public Sphere, Theory and History of Literature*, Volume 85
9. Perry Sheila (1997) *Voices of France : Social, Political and Cultural Identity*, Continuum International Publishing Group

日本語文献

1. 阿古智子 (2014) 『貧困者を喰らう国 中国格差社会からの警告』新潮選書
2. 阿古智子編集 (2016) 『超大国・中国のゆくえ 5』東京大学出版会
3. 朝香知己 (2017) 「同性婚合法化とキリスト教 性差別と東アジアのキリスト教」『キリスト教文化 2017年春号』
4. 浅野素女 (2014) 『同性婚 あなたは賛成? 反対? — フランスのメディアから考える —』パド・ウィメンズ・オフィス
5. 池ノ谷 和 (2016) 「女性同性愛者と異性愛者によるグループ交流会が相互理解に与える影響」『跡見学園女子大学附属心理教育相談所紀要』第13号 P.63-76
6. 石井知章・鈴木 賢編 (2017) 『現代中国と市民社会 普遍的《近代》の可能性』勉誠出版
7. 石井知章 (2019) 「現代中国における「市民社会」論の展開」『社会思想史研究』NO.43 P.52-68
8. 石丸徑一郎 (2017) 「子どもの同性愛・両性愛」『児童心理』NO.1037 P.119-125
9. 伊藤恭彦 (2019) 「ネット社会とグローバル公共圏の可能性」『思想』NO.1139 P.122-136
10. 井谷沙菜 (2016) 「自分の性をみつめて— マイノリティとして生きる卒業生たち —」『高校生活指導』NO.202 P.8-15
11. 井上達夫 (2012) 『世界正義論』筑摩書房
12. 岩間暁子 ユ・ヒョジョン編著 (2007) 『マイノリティとは何か: 概念と政策の比較社会学』ミネルヴァ書房
13. 宇野重昭 (1978) 「中国における伝統的国家観と近代国家の形成 (国民国家の形成と政治文化)」『日本政治学会年報政治学』岩波書店 P.27-47
14. 海野 弘 (2008) 『ホモセクシャルの世界史』文春文庫
15. 遠藤 薫編著 (2014) 『間メディア社会の〈ジャーナリズム〉: ソーシャルメディアは公共性を変えるか』東京電機大学出版局

16. 遠藤 薫編著 (2016)『ソーシャルメディアと〈世論〉形成：間メディアが世界を揺るがす』東京電機大学出版局
17. 遠藤 誉 (2010)「網民パワー四億人の声が政府を動かす (特集 巨大な隣人・中国とともに生きる)」『世界』NO.808
18. 及川 卓 (2016)『ジェンダーとセックス：精神療法とカウンセリングの現場から』弘文堂
19. 落合恵美子 (2019)「親密圏と公共圏の構造転換：ハーバーマスをこえて」『思想』NO.1140
20. 天児 慧 (2018)「中国におけるインターネットの発展と社会緊張 (小尾敏夫教授退職記念号)」『アジア太平洋討究』NO.32
21. 小熊英二 (2018)『社会を変えるには』講談社
22. 尾辻かな子・杉山貴士・中村泰輔 (2001)「同性愛って「フツーだよね」」『SEXUALITY 人間と性をめぐる教育と文化の総合情報誌』NO.1 P.90-93
23. 小川富之編著 (2016)「アジアにおける同性婚に対する法的対応：家族・婚姻の視点から」『福岡大学法學論叢』第61巻 第1・2号 P.431-495
24. 小川富之編著 (2016)「アジアにおける同性婚に対する法的対応：家族・婚姻の視点から」『福岡大学法學論叢』第61巻 第3号 P.833-910
25. 王巧琪 (2018)「中国における社会公益活動にソーシャルメディアの募金プラットフォームが果たす役割：「微博」(ウェイボー)の微公益による募金活動を中心にして」『21世紀社会デザイン研究』NO.17
26. オマー・エンカーナシオン (2017)「同性愛に対するグローバルな反動——同性愛を拒絶する宗教・政治的ルーツ」『フォーリン・アフェアーズ・リポート』
27. 柿木伸之 (2004)「応答から来たるべき正義へ」Hiroshima journal of international studies, volume 10 P.133-147
28. 梶谷 懐 (2019)「中国の「監視社会化」と市民社会の役割」『社会思想史研究』NO.43 P.9-30
29. 河嶋静代 (2018)「日本と中国の大学生のLGBTに関する意識についての試論の検討」『北九州市立大学文学部紀要』第25巻 P.1-46
30. 加藤泰史 (2019)「公共と尊厳：一つの見取り図」『思想』2019年3月号 NO.1139 P.7-28
31. 鎌田大資 (2014)「市民社会をもたらす公共圏と社会的世界としての公共圏社会学研究の礎石としてのハーバーマスとシンボリック・インターラクショニズムの融合」『中京大学現代社会学部紀要』第8巻 第1号 P.19-46
32. 賈雪梅 (2003)「中国における新しい公共圏の成立—公共事業をめぐる浙江省三門県の「移樹事件」を事例として」『関西学院大学社会学部紀要』NO.9

33. 祁雨晨 (2018)「インターネット空間における社会運動とソーシャル・コントロール —— 中国のフェミニズム運動を事例として ——」『名古屋大学社会学論集』 NO.39 P.104-126
34. 佐々木掌子 (2018)「中学校における「性の多様性」授業の教育効果」『教育心理学研究』 第66巻 第4号 P.313-326
35. 齊藤哲郎 (2004)「現代中国市民社会論についての省察」『広島国際研究』 NO.10
36. 齊藤日出治・竹内常善編著 (2012)『ソーシャル・アジアへの道—市民社会と歴史認識から見据える』 ナカニシヤ
37. 佐藤成基編著 (2009)『ナショナリズムとトランスナショナリズム：変容する公共圏』 法政大学出版局
38. 椎野信雄 (2017)「Homosexualityをめぐる～ホモセクシュアルが病気でなくなるまで～」『文教大学国際学部紀要』 第27巻2号 P.39-45
39. 新聞通信調査会世論調査班 (2018)「新聞の情報信頼度は前回から上昇 ニュース接触は民放テレビがトップ、NHK、新聞が続く」『第11回「メディアに関する全国世論調査」(上)』 NO.684
40. 車愛順 (2014)「〈論説〉中国社会におけるインターネット公共圏：マイクロブログ・ウェiboを中心」『社会システム研究』 (17), 145-162
41. 朱建榮 (2018)「中国共産党最高指導部人事決定! 習近平の基盤強化で転換期から発展へと導く」『国際商業』 NO.51
42. 鈴木大助 (2015)「ソーシャルメディア利用実態調査：中国人留学生と日本人学生の比較研究 (教育工学)」『信学技報』 NO.352
43. 園田茂人・劉能 (2007)「連続対談 中国社会はどこへ行くか (5) 全球化(グローバルイゼーション)と網民(インターネットユーザー)が中国を変える?」『世界』 NO.767
44. 田代美江子 (2014)「東アジアにおける性教育の制度的基盤 —— 韓国・台湾・中国と日本 ——」『現代性教育研究ジャーナル』 NO.36
45. 竹村和子 (2013)『境界を攪乱する —— 性・生・暴力』 岩波書店
46. 田畑真一 (2019)「ハーバーマスにおける公共 (公共 (1))」『思想』 NO.1139 P.51-67
47. 同性婚人権救済弁護団 (2016)『同性婚 だれもが自由に結婚する権利』 明石書店
48. 章蓉 (2009)「中国都市テレビ局の「新型」方言ニュースの革新 —— ハーバーマスの「政治的公共圏の等価物」概念の検証」『東京大学大学院情報学環紀要』 NO.77
49. 沈潔 (2015)「転換期に入った中国の社会保障」『週刊社会保障』 NO.2814
50. 陳雅賽 (2017)『中国メディアの変容 —— ネット社会化が迫る報道の変革』 早稲田大学
51. 戸塚梨緒 (2018)「中国におけるインターネット検閲の可能性」『大妻女子大学コミュニケーション文化学会機関誌』 NO.16

52. 寅澤一之 (2015) 「サイバー空間に対する法制の課題——インターネットガバナンスと統治構造の視点から——」『立法と調査』2015年10月 No.369
(http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20151001143.pdf)
53. 中川雄一郎 (2018) 「公共空間あるいは公共圏 (2)」『研究所ニュース』NO.62
54. 中西絵里 (2017) 「LGBTの現状と課題——性的指向又は性自認に関する差別その解消への動き——」『立法と調査』NO.394
55. 中岡成文 (1996) 『ハーバーマス—コミュニケーション行為』講談社
56. 西本紫乃 (2011) 「公共圏としての中国のインターネット空間：中国社会の文化的文脈とインターネット流行語からの考察」『情報文化学会誌』NO.2
57. 西本紫乃 (2018) 「中国におけるインターネットとナショナリズム」『21世紀東アジア社会学』NO.9
58. 日本社会心理学会 (2009) 『社会心理学事典』
59. 濱口隆史 (2014) 「中国におけるメディアの特徴と日系企業の広報の在り方」『TRC』第293巻
60. ハイデガー著 熊野純彦訳 (2013) 『存在と時間』岩波書店
61. ハンナ・アレント著 志水速雄訳 (1973) 『人間の条件』中央公論社
62. 廣瀬陽子 (2012) 「旧ソ連諸国が危惧する第二の「色革命」」『地域研究』P.89-112
63. 藤田哲雄 (2018) 「転換期を迎えた中国のフィンテック」『環太平洋ビジネス情報』NO.69 P.53-76
64. 古長治基 (2016) 「性別および同性愛者タイプと同性愛者に対する受容感の関連」『九州大学大学院人間環境学研究院紀要17』P.45-51
65. フレデリック・マルテル著 林はる芽訳 (2016) 『現地レポート世界LGBT事情 変わりつつある人権と文化の地政学』岩波書店
66. 堀川修平 (2018) 「“人間と性”教育研究協議会における教育者の同性愛者観の変容——「同性愛プロジェクト」を中心に」『同時代史研究』第11号P.22-33
67. 本田親史 (2010) 「中国・台湾における公共圏形成と「日本のメディア化」：ポスト80年代に対する考察を手がかりに (特集 日中社会学会・首都経済貿易大学金融学院 共催 中日経済・社会国際学術フォーラム)」『21世紀東アジア社会学』NO.3
68. 山口定、佐藤春吉、中島茂樹、小関素明編 (2003) 『新しい公共性』有斐閣
69. 山口 仁 (2005) 「情報社会論とインターネット社会論の連続性——未来社会論的視座を超えるための一考察——」
(<http://www.mediacom.keio.ac.jp/publication/pdf2005/kiyou55/yamaguchi.pdf>)
70. 山森 亮 (2001) 「必要と公共圏」『思想』P.49-60

71. 與那覇 潤 (2010)「中国化する公共圏? — 東アジア史から見た市民社会論 (第二回アジア市民社会公開シンポジウム)」『法政研究 77』NO.1
72. ユルゲン・ハーバーマース著 三島憲一訳 (2016)『真理と正当化』法政大学出版局
73. 吉居孝雄 (2008)「ウェブ概観」『川田技報』第27巻 P.1-3
74. 吉田 純 (2000)『インターネット空間の社会学 — 情報ネットワーク社会と公共圏』世界思想社
75. 吉田 純 (2016)「オンライン上に現れた風通しのいい空間「公共圏」が社会に果たす役割」
(<https://news.livedoor.com/article/detail/11160485/>)
76. 楊蓉 (2016)「中国の古代および現代社会における同性愛の概要 (2015年度・福岡大学法科大学院・国際シンポジウム アジアにおける同性婚に対する法的対応: 家族・婚姻の視点から: アジア諸国と地域における同性愛者に対する法的対応の歴史と現状)」『福岡大学法學論叢』NO.61
77. 李小牧、蔡成平 (2012)『微博 (ウェイボ) の衝撃: 中国を変えた最強メディア』メディアハウス
78. 李妍焱 (2018)『下から構築される中国』明石書店
79. 劉達臨著 森田靖郎訳 (1998)『中国13億人の性』講談社
80. 劉亜菲 (2018)「中国ネット世論形成におけるネットオピニオンリーダーの役割研究」Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers: HUSCAP
81. 劉新宇 (2016)「転換期の中国における法的リスクへの対応」『グローバル経営』NO.402
82. 林明 (2014)「中国伝統法における「孝」文化要素の研究」『島大法学』第57巻3・4号
83. 和田 実 (2008)「同性愛に対する態度の性差 — 同性愛についての知識、同性愛との接触、およびジェンダー・タイプとの関連 —」『思春期学26 (3)』P.322-334
84. G・ジンメル著 居安 正訳 (2004)『社会学の根本問題 (個人と社会)』世界思想社
85. フィンリースン, ジェームズ・ゴードン著 村岡晋一訳 (2007)『ハーバーマース』岩波書店

中国語文献

1. 北京同志中心 (2018)「中国同志中心心理健康報告」中国科学院心理研究所
2. 敬一丹 (2016)「为弱势群体创造更多发声渠道」『新浪财经』
(<http://finance.sina.com.cn/hy/hy/jz/2016-12-11/doc-ifyxpipt0904146.shtml>)
3. 杜耀明 (1997)「新聞自由: 可變的公共空間」『明報月刊』5月號

4. 馮健・趙楠 (2016)「后现代地理语境下同性恋社会空间与社交网络——以北京为例」『地理学报』第71卷 第10期 P.1815-1833
5. 国連開発計画署 (2016)「中国性少数群体生存状况, 基于性倾向, 性别认同及性别表达的社会态度调查报告2016年」本論は「中国性の少数者現状調査2016年報告書」と訳し2016年報告書を略称する。
6. 哈貝馬斯 (2013)『公共空間與政治公共領域』
(<https://web.archive.org/web/20110402083033/http://www.taiwanpost.com/online/2011/03/333.html>)
7. 李静云 (2016)「新媒体与中国弱势群体公共空间的构建——以“艾滋病人—大悲咒”的新浪微博为例」『人民网研究院』
(<http://media.people.com.cn/n1/2016/0302/c402788-28165647.html>)
8. 劉紀惠 (2015)『我們需要什麼樣的中國』人間出版社
9. 王雅各 (1999)『台灣男同志平權運動史』台北開心陽光出版社
10. 王君超 (2013)「微博改變中國」
(https://app3.rthk.hk/mediadigest/media/pdf/pdf_1403516208.pdf)
11. 伍仟華 (2014)『微博不能說的關鍵詞Blocked on Weibo: What Gets Suppressed on China's Version of Twitter (And Why)』左岸文化出版
12. 翁衍慶 (2016)『中國民主運動史 從中國之春到茉莉花革命潮』新銳文創
13. 楊帆・孫潔 (2018)「网众互动生成的背景及意义」『传播力研究』NO.32
14. 张之琪 (2018)「被科学殖民、被商业裹挟: 文科衰落的历史与现实」『界面新闻』2018年2月27日
(<https://www.jiemian.com/article/1955548.html>)
15. 張盈堃 (2003)「網絡同志運動的可能與不能」『資訊社會研究 (4)』P.53-86

その他

1. Mtpost The Transformation Of Weibo : From “Citizen Journalists” To “Internet Celebrities” 2016-06-16
(<http://www.tmtpost.com/2391772.html>)
2. NG LGBT IN ASIA (2014) : CHINACOUNTRY REPORT A Participatory Review and Analysis of the Legal and Social Environment for Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender (LGBT) Persons and Civil Society
本論にはこの報告を「アジア同性愛者プログラムにおける中国の調査2014年報告書」と訳し、2014年報告書という略名を使う。
3. Fang Nanlin China's first authorized sex educators to break decades of silence
CNN 2018-07-05

4. Launch Event : LGBT Action Plan 2018
(<https://www.gov.uk/government/speeches/launch-event-lgbt-action-plan-2018>)
5. Tasha Eurich (2018) What Self-Awareness Really Is (and How to Cultivate It)
(<https://hbr.org/2018/01/what-self-awareness-really-is-and-how-to-cultivate-it>)
6. 「同性愛者に転向療法を強制、医院に謝罪と賠償金じる」『AFPBB』2017年07月05日
(<https://www.afpbb.com/articles/-/3134584>)
7. 騰訊新聞「新浪微博改名叫“微博”」2014年3月27日
(<https://wxn.qq.com/cmsid/TEC2014032702364702>)
8. 「【头条】无良医院用“48条染色体”检测同性恋」北京同志中心 2015年01月27日
(<https://site.douban.com/bjlgbtcenter/widget/notes/1399495/note/481731640/>)
9. 「遭电击治疗同性恋：很多同志迫于父母压力去“治疗”『南方周末』2015年02月05日
(http://news.ifeng.com/a/20150205/43108533_0.shtml)
10. 「同性愛者は病気なのではないですか」NPO法人EMA日本
(<http://emajapan.org/promssm/ssmqa/qa10>)
11. 中国同性恋现状调查
(<https://www.rfa.org/mandarin/zhuanglan/zhuantixilie/zhongguotongxinglianxianzhuangdiaocha>)
12. 中国に7000万人 LGBT向けビジネスが活発化 2017年03月29日
(https://www.news-postseven.com/archives/20170329_504476.html)
13. 陈莉雅 (2018)「英国将彻底打击“同性恋扭转治疗”，此前中国也打过类似官司」好奇心日报 2018年07月09日
(<https://www.qdaily.com/articles/54998.html>)
14. 中国NGO組織登録サイト (<http://www.chinadevelopmentbrief.org.cn>)
15. 「同妻：希望同性恋不要走进异性婚姻」2012年02月04日
(http://phtv.ifeng.com/program/zddzh/detail_2012_02/04/12294388_0.shtml)
16. 「惊悉自己是同妻女博士跳楼自杀」2012年07月19日
(http://news.ifeng.com/gundong/detail_2012_07/19/16134097_0.shtml)
17. 「丈夫承认同性恋身份 女博士生悲愤跳楼身亡」2012年07月18日
(<http://news.sohu.com/20120718/n348463421.shtml>)
18. 「“川大同妻自杀案”一审：死者家人诉讼被驳回」2013年01月07日
(<http://news.sohu.com/20130107/n362599824.shtml>)
19. 「愤然跳楼亡」2012年07月19日
(<http://news.ifeng.com/c/7fciN1WIOuv>)
20. 「不做“同妻”，女博士生跳楼身亡」2012年07月19日
(<http://news.sina.com.cn/c/2012-07-19/083524803952.shtml>)

21. 「“教师因同性恋身份被开除，同志教师劳动维权第一案”」 2018年10月1日
(http://www.sohu.com/a/257296972_100266517)
22. 王芊霖「同妻：她们的“初恋乐园”知乎/Prismy-LGBT」
(https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzUyMzk3NzA4NQ==&mid=2247483728&idx=1&sn=16a25d9221b386c6d86f92eb87bf126e&scene=21#wechat_redirect)
23. 「揭秘1600万同妻群体的空壳婚姻」 2016年04月07日
(<http://view.inews.qq.com/a/NEW2016040703405107>)
24. 同志权益促进会编辑团队 LGBT权促会 2018年11月23日
(https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MjM5NTg5OTE0NA==&mid=2653692671&idx=1&sn=7cd7ec9d9d0d87faba054c09aeddd15d)
25. 吴优「武老白：如果能拥抱一切，那拥抱得笨拙又有什么关系」 2019年05月16日
(https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzUxOTMxNTI1MA==&mid=2247483830&idx=1&sn=636dc2af1b84c44bfd3232531dcfb910)
26. 「微博宣布清理行动不再针对同性恋内容」 新京报财讯 2018年04月
(<https://www.weibo.com/ttarticle/p/show?id=2309351000884229531639635793>)
27. 楊雄「北上广青少年性健康最新调查」『中国教育报』 2018年07月12日第11版
(<https://edition.cnn.com/2018/07/05/health/china-sex-education-intl/index.html>)
28. 「“珍爱生命”系列小学生性教育读本又出新书 曾备受争议」
(http://news.ifeng.com/a/20170401/50877834_0.shtml)
29. 「“直白”性教育读本吓到家长 南京小学无统一教材」 金陵晚报 2017年03月09日
30. 「BLUED：独创“互联网+HIV防治”，让“不一样的烟火”一样的绽放」 2018年06月27日
(<https://www.caixinglobal.com/forum17/index.html>)
31. 「中國同性戀受教育權第一案」敗訴 中國平權路仍艱難 2017年
(<https://www.hk01.com/%E4%B8%AD%E5%9C%8B/87202/>)
32. 「李银河 中国同性恋群体的现状：已过春天，到惊蛰了，期待夏天」 2016年
(<https://www.douban.com/note/567845156/>)

三溪園保勝会設立までのプロセスに関する考察

鈴木 康 司*

1. 背景と目的

財団法人三溪園保勝会（現・公益財団法人、以後、三溪園保勝会）は、今では全国に見られる文化財集落施設を管理・運営する団体の嚆矢¹として昭和28（1953）年8月3日設立され、三溪園を守ってきた。

遡ると三溪園は、原家2代目原富太郎（以後、三溪）が由緒ある歴史的な木造古建築を集めるのが趣味で、東京湾を望む横浜市東南部・本牧の広大な5万8000坪の敷地に明治35（1902）年頃から関西、鎌倉などから移築して巧みに配置し、日本式庭園を作庭したことから始まった。明治39（1906）年5月1日「遊覧御随意」の看板を掲げて無料で市民に公開した。

その後市民の公園として親しまれ名所になったが、大正12（1923）年9月1日の関東大震災、昭和20（1945）年6月10日の太平洋戦争の空爆によって深刻な被害を受け、戦後は8年経過して「（前略）本牧の三溪園も柱はけずられ、瓦は飛びお化け屋敷となったまま（後略）」²と揶揄されたように三溪園保勝会設立当時は荒れ果てた状態になった。

当時日本は、終戦後の深刻な不況から昭和25（1950）年6月25日に勃発し昭和28（1953）年まで続いた朝鮮戦争の特需によって徐々に景気が回復してきたが、横浜は単に戦災復興だけではなく、全国の62%を占める占領軍による接收地の対応により、戦災復興と接收の二重苦の状態で、横浜市の財政は赤字の状態だった。

* 都市社会文化研究科博士前期課程2020年3月修了

1 公益財団法人保勝会「守る・伝える・創る——三溪園保勝会の60年」財団設立60周年記念誌 P2 2014.10.31

2 神奈川新聞「本牧の三溪園お化け屋敷か？」昭和26年11月29日

他方、この時代の日本の文化財保護制度は、戦後まもない昭和24(1949)年1月26日法隆寺金堂壁画の焼失を契機に、昭和25(1950)年5月文化財保護法が成立したものの、法制度は戦前の昭和4(1929)年に成立した国宝保存法によって増大した国宝・史蹟類全てを保護する予算は、財政的には余裕がなかった。その為文化財を国宝と重要文化財の2段階に分け、それまでの旧国宝の約10分の1を新国宝、他は重要文化財にして段階をつけ、補助金の率も大幅に変えて重点管理の保護³を行なう法制度も行なっていた。

また当時の神奈川県、横浜市の文化財保護の法制度は、神奈川県文化財保護条例の制定が昭和30(1955)年4月1日、横浜市に至っては昭和44(1969)年5月に文化財保護要綱を制定したが、要綱は埋蔵文化財を対象としていた。漸く昭和62(1987)年12月横浜市文化財保護条例が施行し、昭和63(1988)年4月横浜の歴史的な地区を保全、活用し魅力的なまちづくりを目指す歴史を生かしたまちづくり要綱が施行された。

横浜市が歴史的景観と歴史的遺産を守る体制になったのは、昭和62(1987)年12月文化財保護条例を施行し、昭和63(1988)年4月歴史を生かしたまちづくり要綱が施行された後のことである。

このように厳しい社会情勢の中で三溪園保勝会は、「三溪園の保存、活用を通じて、歴史及び文化の継承とその発展・振興を図るとともに、潤いある地域社会づくりに寄与し日本文化を世界に発信することを目的(後略)」に神奈川県の協力を得て発足した。

三溪園保勝会はどのように許可されて成立したのか。何が評価されたのか、その結果何をもたらしたのか。

本研究は、三溪園保勝会の設立によって私有財産の三溪園が戦後8年を経過して公有財産の三溪園として復活するまでのプロセスを主に1次史料の文献に基づいて調査を行い、抽出、整理して日本の文化財保護の系譜にお

3 太田博太郎「歴史的風土の保存」P3 彰国社 昭和56年4月10日

ける歴史的環境が保全された意義について考察したい。

2. 既往研究

三溪園のような文化財集落施設の歴史的環境の保全が行政主導で私有財産から公有財産になり復活した事例は、管見のかぎり珍しい。

既往研究を概観すると、主に歴史遺産や風土の保存、史跡の保存、風景・景観の保全、歴史的環境の保全の研究は、建築学、都市計画学、環境社会学などの分野において多角的な見方でされている。

例えば、戦前から戦後にかけて行われた小野、鈴木、太田らの文化財に係わる歴史遺産の保全に関する研究、西村、中島の自然、風景を守る風致協会、民間の保勝運動、都市美、西村、堀川、柴田らのオイルショック以降の環境へ関心の高まりによる町並み保存、住民運動の拡大による歴史的環境の保全の研究などである。

本研究は、三溪園が戦後8年を経て財団法人三溪園保勝会が設立され管理・運営する団体になったプロセスを通して、行政主導で私有財産から公有財産として文化財集落施設の歴史的環境の保全が復活した事例を取り上げて考察を試みている。

3. 実証方法

実証方法は、文献調査の抽出・収集、整理とヒアリングを行い分析し、考察した。文献調査の抽出・収集は、関連する論文、書籍、学術雑誌、行政刊行物をあたり、併行して三溪園保勝会に戦後財団法人三溪園保勝会が設立するまでのプロセスに関する当時の1次文献史料の開示請求とヒアリングを依頼して行なった。

また本論中の年代表記は、元号と西暦を併記とする。

1) 文献調査の収集内容と方法

三溪園の変遷における事項と回想を明治時代から現代まで横浜市史、横浜中区市、本牧郷土資料、三溪園保勝会記念誌、回想録、事業報告書、横浜市会会議録、横浜貿易新報、神奈川新聞の史料をあたって調査、収集、整理、分析、考察した。

2) 文献調査の収集場所は、次の団体、大学及び公共の図書館、行政機関、博物館で行なった。(順不同)

①公益財団法人三溪園保勝会、②横浜市立大学学術情報センター

③公共図書館：横浜市立中央図書館、横浜市立南図書館

④横浜市文化観光局観光振興課、⑤横浜開港資料館

3) 三溪園保勝会設立までのプロセスに関する1次文献史料リスト

(文末の参考文献参照)

4) ヒアリングをした三溪園保勝会の関係者

①公益財団法人三溪園保勝会参与、川幡留司氏(2019.5.23、2019.8.14)

②公益財団法人三溪園保勝会 課長 中島氏(2019.3.5)

尚、本研究の史実は、現存する1次文献資料を軸にしているが、記念誌の回想録、新聞報道、郷土史の回想録に依拠するところも大きい。回想録、新聞報道は伝聞と表裏の関係にあり、情報が報道されること自体には強い意味があり、ニュース性を持つ。社会的背景や市民の思考を常に捉えて分析して考察する必要がある本論では、記録として有益な資料と判断した。但し回想録、新聞報道の影響力がどの程度あったのか、主観性がどの程度排除されているのかについては課題がある。

4-1. 戦後の三溪園の風景

戦後の復元工事前の三溪園の風景は、荒涼として殆ど全面が葎の原で、土地の境界は不明の状態になっていた。



出典「財団法人三溪園保勝30年の歩み」財団法人三溪園保勝会
昭和59(1984)年3月31日

4-2. 戦後の三溪園の様子

三溪園は、戦後の混乱により復旧は手つかずの状態だった。昭和20(1945)年6月10日の空襲による逸れ弾で三溪園の歴史的な木造古建築や施設は、甚大な被害と戦後のもの不足の混乱によって生じた人為的な樹木の伐採⁴による被害も重なり、原家3代目当主原良三郎は三溪園の維持・修理をしながらも、その管理に腐心した。

関東大震災の被害、太平洋戦争による欧米市場の喪失や甚大な戦災被害により経営する原合名会社の事業は縮小せざるを得なくなり、戦後の税制改革もあって、個人所有で三溪園を維持・修理することは難しくなっていた。さらに戦後のGHQの指令により商工経済会が解散、公職追放令の発令によって昭和21(1946)年11月、原良三郎はD項該当者(大政翼賛会、翼賛政治会、大日本政治会とその関係団体の重要人物)として公職追放になったことも重なった。

漸く昭和23(1948)年になって、名園荒廃を惜しむ文部省、三溪園復興委員会(委員長内山県知事)の努力によって、復興第1期工事が着手した。工事概要は50発近い落下弾で傷んだ木造古建築の雨もり補修工事だったが、継続工事をする予算はなかった。昭和24(1949)年7月復興第2期工事が、

4 川幡留司「財団法人三溪園保勝会資料」平成31(2019)年5月23日

当初予算 160 万円から若干の追加予算を増やし予算化された。工事概要は、昭和 25 (1950) 年中の庭園、木造古建築の復元と市民公園としての開園だったが、予算的には庭園の手入れの予算で余裕はなかった。しかし、この時代に私有財産の三溪園に文化財修理の補助金が交付されること自体は、重要文化財として高く評価されている証拠でもあった。

5-1. 三溪園の復興

三溪園の復興の素案は、戦後世間に様々な形で噂として報道された。例えば、不動産の土地開発事業により、三溪園の裏山を開発していた西武が三溪園を買収して再開発するという噂（実際、当時西武は原良三郎に 3～5 億円で金額交渉したが原は断わる）⁵、神奈川県、横浜市、商工会議所がそれぞれ 5,000 万円を計上して残額を民間有志に仰ぎ総予算 3 億円のホテルを三溪園に建設して有料公園にするという開発計画⁶、三溪園に近代美術館を建設して公園にするという開発計画⁷、文部省文化財保護委員会による 5 年事業、予算 6 千万円の修築計画⁸、横浜市当局が、文部省に多額補助を要請して整備する復旧計画⁹などが噂になった。

昭和 28 (1953) 年 2 月 28 日の神奈川新聞「社説 三溪園の復旧」では、『(前略) 噂に上がるというのは、世間の大きな関心をよんでいるからにほかならない。さらにいえば、天下の名園の復旧を切に望んでいる民心の現れだといえないこともない。(中略) 社会を健全なものとして発展させて行くには、ある程度の民生または文化施策は、確保されなければならない。そうでなければ、行政に無理が生じ、市民生活の発展のために市政の意義が失われる

5 川幡留司「財団法人三溪園保勝会資料」平成 31 (2019) 年 5 月 23 日

6 神奈川新聞「原三代記の頂点総予算 3 億円でホテル計画」昭和 27 (1952) 年 2 月 1 日

7 神奈川新聞「活かしたい三溪園 神奈川はまさに美術県」昭和 28 (1953) 年 1 月 1 日

8 神奈川新聞「社説 三溪園の復旧」昭和 28 (1953) 年 2 月 28 日

9 神奈川新聞「本牧“三溪園”の復旧市当局で具体化へ」昭和 28 (1953) 年 3 月 17 日

こともある。(中略)三溪園の場合は「確保されなければならない」文化施設かどうかは、大いに議論の分かれるところであろう。しかし国宝として著名なこの存在が、今にして修築を施さなければ再びその姿をとりもどす機会のないことは、明白な事実である。またその再建は、観光という面を通じて、市に大いに寄与するであろうし、他面では、市民の愛郷心を高めるためにも役立つであろう。観光についていえば、横浜は、歴史が浅いために、名所、古跡も少なく、施設らしい施設も少ないが、それだけにその復元は横浜に対する魅力を加えることになる。もっとも、このために観光客が急増することは、期待できないであろうが、少なくとも横浜に対する理解や愛情を深める一助にはなる。これが、回りまわって貿易や商業取引を円滑にする場合もあるのだ。一方市民の愛郷心との関係では、その建築物や庭園、或いはその由来を理解することによって、こうした由緒あるものを持つ都市の市民としての誇りも高められるし、それだけ市に対する愛情が、深まる。こうした意味からすれば、同園の復旧は、確保を要する文化施策なのだが、問題は経費である。(中略)もとどおり復旧するには1億円を要すると見られているが、全額を市が負担するとなると考えものだ。ところが幸い、文化財保護委員会で修築計画を立てているというのだから、これに協力して工事を進めるよう、(中略)「同園の所有主原良三郎氏と平沼市長は親戚関係にあるので、復旧に乗り出したいのだが、遠慮しているのだ」と批評し、「社会党の反対を見越して、手を出さないのだ」とも憶測している。もし事実だとしたら、とんでもない話だ。必要な施策なら、周囲に気兼ねなく堂々とその実現に努力してもらいたい。それこそ、明朗な市政があるのだし、地元民に奉仕する市役所の意義があるのである。」と三溪園の復興の意義を述べている。戦後8年経過した三溪園に対する市民の声が、この社説に込められていたと思われる。

きっかけは、文化財保護委員会から原家に三溪園の重要文化財である臨春閣をどうしても保護しなければならないので大きな仮屋根を葺きたいとい

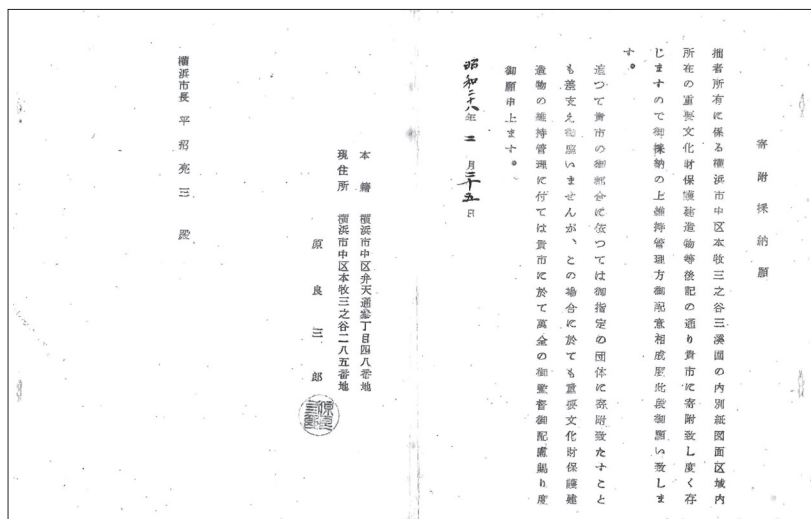
う申し出が契機になった。

この申し出によって原良三郎は、このままでは臨春閣が修復不能な危機的な状況になることに気づき、今後三溪園の行方をどのようにするか、結論を急ぐことになる。

5-2. 三溪園寄附採納願い

原家3代目当主原良三郎は、昭和28(1953)年2月25日2代目原三溪から引き継いだ三溪園の重要文化財建築物を横浜市に寄付採納し、土地34,400坪(11ha)を譲渡することにした。

寄附採納願いには、三溪園の重要文化財保護建造物、古建築、石材、庭木、海岸護岸等を横浜市に寄附するに当たって維持・管理に配慮を払って欲しいこと、横浜市の都合に依り指定の団体に寄付することも支障がなく、その場合は重要文化財保護建造物の維持管理を横浜市が万全の監督をするよう配慮することが記録されている。この横浜市の都合に依って指定の団体に寄



▲三溪園寄附採納願い(出典:財団法人三溪園保勝会)

付することも支障はないとあえて文面に記録したことは、事前に三溪園の寄附採納願いが提出される以前に横浜市と相談し、新たに三溪園を管理・運営する団体として財団法人三溪園保勝会が設立されることを承知していたと考えられる。このことは後に横浜市経済局を中心に極秘に管理・運営する団体として財団法人三溪園保勝会の設立の研究をしていた回想録の記録¹⁰から推測できる。

昭和28(1953)年2月25日原良三郎は、平沼市長に三溪園の寄附採納願いを提出した。

5-3. 三溪園修理復旧計画促進方についての陳情書

陳情書は、先ず原良三郎が平沼市長に提出した三溪園の寄附採納願いの承認の要望の為、昭和28(1953)年3月10日神奈川県文化財保護審議会委員(現文化庁)より、平沼市長に提出された。

陳情内容の要旨は、次の通りである。

- ①県内の重要文化財建造物12棟の内、実に7棟を所持して偉容を誇った歴史的な重要文化財保護建造物も昭和20年の空襲により臨春閣は大破、その他は荒廃にまかせ惨情を極めて、戦後その破損の程度は限界であること。
- ②そのまま放置すれば臨春閣は倒壊して重要文化財の指定を解除される恐れがある。延いては桃山時代の代表的建造物を失うことは神奈川県だけの問題ではなく日本または世界の損失となること。
- ③神奈川県文化財保護審議会委員一同は、文部省保護文化委員会、神奈川県教育委員会、原良三郎氏及び関係団体と密接に連絡を取って出来る限り復旧の努力をすること。

10 財団法人三溪園保勝会「財団法人三溪園保勝30年の歩み」P19、P20 昭和59(1984)年3月31日

④横浜市長は一日も早い復旧措置を取ること。

平沼市長は、こうした切迫した陳情内容から、三溪園の復旧の措置を急ぐ必要性を感じたと思われる。

次に市民を代表して中区選出の県会、市会議員が三溪園復旧の陳情書を昭和28(1952)年4月9日平沼市長、内田県知事に直接手交する。

議員らは、文部省文化財保護委員が同園を3ヶ年計画6千万円で修繕に乗り出そうとしている状況で、県市が中央にばかり頼ってばかりいてはいけないということ、経費も6千万円では少なく、県市も費用の負担として、積極的に協力すべきであるという強い要望を行った。

陳情内容は、三溪園が世界的な名園として5万6千坪を有し、国賓建築物7件を初め多くの古建築を擁していること、ドイツのオット・キンメル博士が、「日本古建築中の最優秀なるもの」と評価し、インドの詩聖タゴール翁も三溪園の庭園と古建築に対して、以前三溪園に3ヶ月滞留して評価していたこと、東洋美術研究の権威で戦争中、京都、奈良の古都を爆撃から救った恩人の米国のワーナー博士が、戦前再三三溪園を訪れて鑑賞し戦後來訪した際、三溪園の名園と文化財が戦災を免れたことを知り感慨無量と述べていたと紹介している。その上でわが国の貴重な文化遺産であり、世界的に親しまれた名園である三溪園が、昭和20年6月10日の爆撃によって損傷を蒙り、以来8年風霜に曝され壊滅の一步手前になり、今復原の策を講じなければ手立てがなくなること、既に文部省文化財保護委員会が、三溪園の維持保存について様々な計画を進めてはいるが、極めて最小限の保存措置の為に、市民は極めて遺憾に思っていること、わが国の文化遺産である文化財と観光資源を護り、天下の名園として復原することは、市民はもとより国民として心からの願いであると論じた。

その上で三溪園の復興対策を文部省文化財保護委員会のみ委ねるのではなく、県当局、市当局も出来る限り協力して復興に当たって欲しいと主張

した。

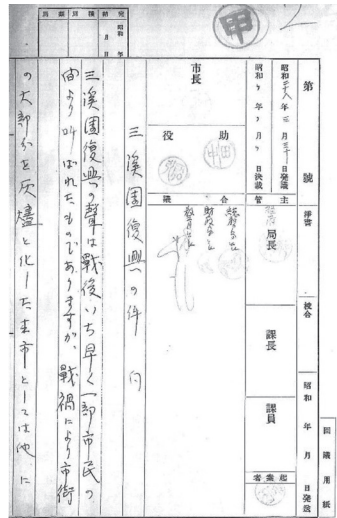
この陳情により平沼市長は、三溪園の復興が市民の願いであり、文化遺産である文化財と観光資源を護ることが地域貢献になることから、三溪園を運営・管理する団体である財団法人三溪園保勝会の設立を具体的に検討するよう決めたと記録している¹¹。

5-4. 三溪園復興案

1) 三溪園復興起案

昭和28(1953)年3月30日に三溪園復興に関する起案書が横浜市役所、経済局添田より主管鈴木経済局長を通して総務局長、財政局長、教育局長の合議により、副市長田中助役らを経て平沼市長に発議された。

三溪園復興起案内容には、「三溪園の復興の声は戦後早くから一部の市民から叫ばれ、戦禍により市街の大部分を廃墟と化した本市が今こそ(三溪園の)修理をしなければ修復不能の状態になる。修復不能の状態になった場合は、ただでさえ残り少ないわが国の文化財をさらに減少させることになる。市の財政は窮乏しているが、市の責任で修復しない場合には(三溪園を)他に移築される場合もあり得



▲三溪園復興の起案書
(出典：財団法人三溪保勝会)

実際の三溪園復興の起案書上記の通りである。文面から経済局添田課長が起案者となり昭和28(1953)年3月30日発議し、同日中に平沼市長の決裁がされていることがわかる。

11 神奈川新聞「三溪園 市民の手で復舊 中区選出議員が呼びかけの復旧」昭和28(1953)年4月5日

る。その場合には横浜市で再現することは不可能になる。他方原氏個人の力で三溪園を復活させることは戦後の世相から難しい。原氏の意向は、横浜市の力で復興することである。三溪園の復興を区民も熱望し、中区議員団とも協議中である。」と述べている。その内容の内訳を復興案、復活経費調、三溪園経営目論見、資金調達案、古建築の由来の5つに分けて提案している。

2) 三溪園復興の起案書の内容

一. 復活する三溪園は従前の三溪園敷地内、原氏個人使用の部分及び園地東南方部分を除いたもの約34,400坪とする。

註：即ち新しい三溪園は国宝所在地域園池並に三重塔所在丘陵に囲われる区域となる。

二. 市は復活する三溪園を管理経営するため財団法人三溪園保勝会を設立する。

三. 第一項の土地は財団法人三溪園保勝会が原氏より買い受ける。

四. 原氏は重要文化財建造物及立木、庭石等地上物件一切を無償を以て財団法人三溪園保勝会に寄附する。

五. 財団法人三溪園保勝会は原氏より寄付を受けた重要文化財建造を補修し園内を整備して管理する。この場合若干を市民レクリエーション施設にする。

六. 財団法人三溪園保勝会は三溪園を市民のレクリエーション施設として無料にして公開する。但し重要文化財建造物は観光施設として有料で公開し、又一定の施設については使用料を徴収することができる。

七. 財団法人三溪園保勝会が土地の買収、重要文化財建造の補修、園内整備に要する経費は国及県、市の補助金並に借入金による。この借入金は市が保証する。

八. 財団法人三溪園保勝会は三溪園の品位を傷つけざる範囲に於いて極力

収入を計ること勿論であるが、万一経費に不足を生じたときは市が補助する。

九. 復活する三溪園の土地の固定資産税は現実に公共の用に供している点に鑑み無税となる様措置する。

十. 市は将来財政に余裕を生じたときは、財団法人三溪園保勝会を解散し一切の財産及事業を継承する。

このような一から十項目を三溪園復興案の骨子にして財団法人三溪園保勝会の設立案を纏めた。尚、昭和26(1951)年には、横浜市役所経済局長鈴木は三溪園保勝会を設立して借り入れ先の母体にし、市で管理する体制の起案書作成をしたという記録がある。

また三溪園復活経費調の内容は、三溪園経営目論見を計画した上で、土地買収に6千200万円。重要文化財建造物補修費6千万円、園内整備費7百80万円の計1億2千980万円、調達の内訳は国庫補助金4千800万円、県市の補助1千980万円、借入金6千200万円と記録されている。

その資金調達案の内容は次の通りである。

- ①財団法人三溪園保勝会は市の保証により興信銀行より、文化財建造物補修費及び園内整備費の県市補助分の2/3として13,200,000円、土地買収費として62,000,000円の計75,200,000円を借り受ける
- ②元金は5ヶ年据置、日歩2銭5毛 年利0.075 5,640,000円を支払う。
- ③この利子は市が毎年補助する。

更に市交通局は興信銀行より、1億5千万円程度の融資を得て間門八幡橋間の市電を早急に開通させ、三溪園を沿線培養施設として遇すると記録がある。

その上で三溪園復活案は、対象の重要文化財建造物とその古建築の由来を纏めている。由来の内容は、昭和28(1953)年3月30日の時点であるが、本論ではその後の修理、修復工事で判明した内容も整理して記録を明らかにした。復活案の時点では、重要文化財の国宝7件、鎌倉時代古建築

1件だったが、令和2(2020)年1月現在では重要文化財10棟、横浜市指定文化財3棟を有し、平成19(2007)年には、「国の名勝」に指定されている。対象の重要文化財建造物とその古建築の由来は次の通りである。

①臨春閣(国宝)

伝える所に依れば昔、時の豊太閤が暇がある毎に淀君とこの臨春閣で遊び、浩然の気を養い池に臨む回廊から淀君と一緒に釣り糸を垂れて興じた記録がある。ちなみに淀君化粧間の一室もある。

昭和29(1954)年の大修理工事の調査研究によって、もと紀州徳川家の別邸巖出御殿で、慶安2(1649)年和歌山の東北三里、紀の川沿いに建てられ、宝暦14(1764)年取り壊され飯野左太夫に下されたものであると鑑定された。飯野は、これを大阪春日出新田に移築し八州軒と呼び、紀州侯の用に供した。後年清野家に譲渡、明治39(1906)年原三溪が清野復三郎から買い受け、大正6(1917)年移築し、原三溪が臨春閣と命名、臨春閣が江戸初期の御三家別荘建築と判明し、宮家の別荘である桂離宮と比較すべきものであるとわかった。浪の欄間は桃田柳栄の意匠。壁画の琴棋書画は狩野探幽。襖絵は、狩野派の探幽、安信、常信、周信、雲谷等悦の筆により国宝級である。



臨春閣

(出典「名勝三溪園保存整備事業報告書(中間)」平成28年度公益財団法人三溪園保勝会)

②月華殿(国宝)

この建築もまた桃山城中の一少部分で、徳川家康が慶長9(1604)年に再興した伏見城にあり、屋内は2室に分かれ大名伺候のときの控え室と記録がある。



▲出典「名勝三溪園保存整備事業報告書(中間)」
平成28度 公益財団法人三溪園保勝会

③天授院

此の堂は鎌倉建長寺の近くの心平寺星ヶ井地蔵の本堂で、室町末期凡そ6百余年前の建築である。大正5(1916)年三溪園に移築、持仏堂として使用し、昭和35(1960)年重要文化財に指定されると記録がある。



▲天授院(年代不詳)
出典「財団法人三溪園保勝30年の歩み」
財団法人三溪園保勝会 昭和59(1984)年3月31日

④聴秋閣(国宝)

此の建築は元和9(1623)年徳川三代将軍家光上洛の際、当時有名な茶人佐久間将監に命じて二條城内に建造された茶亭である。後に乳母の春日局に与えられ、夫の稲葉侯の江戸邸に移



▲出典「名勝三溪園保存整備事業報告書(中間)」
平成28度 公益財団法人三溪園保勝会

され、明治14(1881)年牛込若松町の二條公邸に移され、大正11(1922)年二條厚基公の厚意で古建築保存の為、原三溪に寄贈される。

古来此の亭を三笠閣と呼んだが、現在は原三溪が聴秋閣と命名した。桃山時代から徳川時代に至る過度期の代表建築であり、茶室的庭園建築として極めて特異の意匠設計をしていて、しゃれていてすっきりとした二重の楼閣建築で、類型が極めて少ない重要な遺構と記録され、建築学者に評価されている。

⑤天瑞院壽塔(国宝)

此の堂は豊太閤が其の母堂大政所の病気の際、平癒祈願のため京都大徳寺内に天瑞寺を建立した後、天正20(1592)年長寿を祝って建てた壽塔である。大政所が逝去された後、霊を奉祝している。明治24(1891)年洛北の瑞光院に移され、明治33(1900)年大徳寺黄梅院に移築後、明治35(1902)年三溪園に移築と記録がある。



▲出典「名勝三溪園保存整備事業報告書(中間)」平成28度 公益財団法人三溪園保勝会

⑥春草炉(国宝)

此の茶室は月華殿に附属していた桃山時代の茶室で、宇治の金蔵院にあって、当時有名な茶人織田有楽斎の建造に依ると伝えられている。三畳の茶室に九つの窓、九窓亭と呼ばれている。普通の座敷造りから茶室に



▲出典「名勝三溪園保存整備事業報告書(中間)」平成28度 公益財団法人三溪園保勝会

転化する過度期の代表作で、茶室にして国宝に指定されたものは関東では大磯三井家の如庵と並び極めて貴重であると記録されている。

⑦三重宝塔 (国宝)

此の宝塔は元山城國相楽郡加茂村燈明寺境内にあったもので、今を遡って1,200余年前の天平7(735)年聖武天皇に依り龍王國山観音寺を同所に造宮された際、境内に建立されたと伝えられている。天平時代の古塔は関東では本建築を除いて、他に類例がない唯一無二のものと記録がある。



▲出典「名勝三溪園保存整備事業報告書(中間)」平成28度 公益財団法人三溪園保勝会

⑧東慶寺 (国宝)

此の堂は鎌倉松ヶ丘東慶寺の本堂で弘安8(1285)年北条時宗公逝去の後、妻覚山尼が建立し、永正6(1509)年火災にあい、その直後仏殿は再建したものらしき室町時代のものである。寛永11(1634)年駿河大納言忠長がこの御殿を寄贈し、客殿方丈を建立したとき、仏殿を修理した。唐様の禅宗仏殿が特色である。



▲出典「名勝三溪園保存整備事業報告書(中間)」平成28度 公益財団法人三溪園保勝会

明治40(1907)年鎌之内東慶寺にあったものを三溪園に移築したと記録している。駆け込み寺と言われ罪を持つ婦人を保護したことで知られる。

3) 財団法人三溪園保勝会を設立理由

起案書の復活案の五の三溪園の維持、管理、運営を横浜市ではなく財団法人三溪園保勝会を新たに設立した理由は、第一に横浜市自体が関東大震災、太平洋戦争による被害が大きく極度の財政難で資金調達が難しかったこと、第二に財団法人三溪園保勝会を設立して財団の維持、管理、運営を行うと、国指定の重要文化財の修理費を国から8割の補助金が出て、残りの2割を県、市で1割ずつの負担になるという経済的な事情が大きい。

新たに財団を設立することで重要文化財建造物、庭園などの施設を経済に保護できることは、当時の横浜市の財政事情では全く無駄がなく、むしろ得策だったと思われる。

この点について三溪園の復興案までのいきさつを振り返って当時の横浜市役所経済局の添田¹²は、「(前略)法人設立以前の問題がある(中略)三溪園をどうしようかという一番はじめ。昭和26年頃(中略)鈴木さん(当時の経済局長)が(中略)これを直すんだけど何坪あるかわからない、あるのはこの写真だけだ。これは人に相談してはいけない、(中略)昭和26年だから市内もようやく復興しだした(中略)戦で痛めつけられた中で原さんもその中の一つ(中略)それで三溪園は市の方で管理できるような態勢にしようじゃないか、それには金がかかるその金を借りるのに市が直接では借入が難しいので保勝会を作って、その借入の母体にしようという、そんなことがはじめだったように思う。(中略)」と明らかにしている。

「原良三郎さんから平沼さんに(三溪園の)話があったんだよ。」

島根は、「(前略)平沼さんはすぐにはその話に乗らなかった。平沼さんと

12 財団法人三溪園保勝30年の歩み」P19、P20 財団法人三溪園保勝会
昭和59(1984)年3月31日

原さんは姻戚関係にあることと、戦後の復興期に仕事は山積している中で如何に三溪園を救うとは云え公の立場でこの一私人を援助するという誤解を招くようなことはできないと躊躇されたそうです。(中略) 市長さんこれは横浜市のためになることだと市長さんを支えたのが、田中助役さん、船引助役さん始め首脳部の方々なんです。(中略) 實質に推進したのが鈴木経済局長でした。(中略) 内密に内輪でやったんです。(後略)」と言及している。

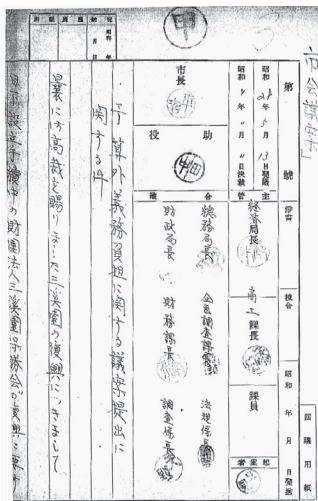
5-5. 三溪園復活整備法案

1) 市第82号議案予算外義務負担に関する件の起案

昭和28(1953)年5月13日横浜市役所経済局北見正義が鈴木経済局長を通して三溪園復活整備法案である市第82号議案予算外義務負担に関する議案提出に関する件を平沼市長起案し、同日決裁される。

提案理由は、戦災により荒廃した三溪園を復活整備し、園内の重要文化財建造物を補修して、一般に公開するためである。設立する財団法人三溪園保勝会の事業を促進し、整備と公開を図るのが目的であると記録している。

本審議で、17番荒木三男



▲市第82号起案書
第82号議案予算外義務負担に関する
議案提出に関する件
(出典：財団法人三溪園保勝会)

昭和28(1953)年5月28日横浜市民会で三溪園復活整備法案として審議された。

審議の目的は、財団法人三溪園保勝会(設立手続中)が、市中銀行より臨時金利調整法に基き定められた貸出金利以内の利率で借入を行う場合、横浜市が総額79,800,000円を限度にその元利支払いを保証することができるようにする議案で、三溪園保勝会に対する債務保証である。

三郎への質問を引用する。

- ①議案は結局、③平沼市長が原良三郎さんと縁せき関係にあることから、議案は便宜を図っているとうわさされているがどうなのか。

園を市が購入するため、大体山あるいはその他土地を6,200万円、修理費を6,000万円ではないのか。

6,200万円がどういうところから出たのか。評価は、逆算でないのか。わずか5万何千坪に対するものが6,200万円、それがしかも2万坪以上はそこから削除されるということは、個人が利益するものが出るのではないか。債権者があるならば、銀行がこれによって整理がつくというような事情があるのではないか。

- ②横浜市に公園が必要でも、横浜市は公の団体である以上は個人に利益せしめたり、あるいは一つの会社に利益せしめることは、十分市民が納得する方法において内容を公開してやるべきで、疑惑を招くようなことをやるべきではない。

- ③平沼市長が原良三郎さんと縁せき関係にあることから便宜を図っているとちまたでうわさされているが、どうなのか。

- ④平沼さんも原さんも横浜の財閥であるので原価でできないのか。価格の最後決定をどういう方法でするのか。ほんとうにこれを保勝会に払わせるのか。

このような質問を受け、平沼市長の応答を紹介する。

「地主の原君と縁せき関係があるからというような疑念は、非常に心外である。財閥とぐるになり私腹をこやすことはしない。この議案は何とかなければというようなことから再三話があった。疑惑を万一受けるのではないかと関係を避けていた。文化財の委員会は君たちがこれをやらなければ東京に持って行ってしまう。原家において他方いろいろの国宝的なものを部分的に売却してしまうと聞いた。そうすると非常に大切な財産を取逃がすことにな

り、横浜で言えば最も大切ないわゆる日本の国宝を横浜は失う。また市の当局も非常な熱意をもって研究を始めて、同意をした。」と記録されている。

次に事務的な問題を助役田中省吾が応答を紹介する。

「三溪園の復活は、貴重な文化財建造物がもはや1日も放任しがたき状態に至っているので、緊急事態になっているのでこの問題に手をつけた。文化財建造物の現在の価格は文部省の専門の人よれば人によっては非常に高価な値段をつける場合もある、一つの偏愛価格で、要するに価格は評価不能である。所有者の原さんから三溪園保勝会がこれを無償で寄付していただくにしても、その価格は不詳ということで取扱うことになっている。横浜市なり地元が今放任して置くならば、あれを取りこわしてその材料だけでもどこかへ一応保存して置こうというようなことは、文部省の文化財保護委員会は、まじめに考えている。横浜市外にあれが持出されないということは保証しがたいというのが事実である。文化財建物の補修費は、大よそ6千万、これは文部省の専門家が詳細に調査した見積である。その6千万円のうち8割程度は文部省から補助を受けたいということであり、受け得る見込みを持っている。土地は、附近の類地の現実の売買実例に基き、その方面の専門の業者の方の意見を聞いて現在は見積っているが、見積り価格は決して高価ではなく、むしろ現在においては時価として安いくらいである。財団法人三溪園保勝会が買うときは、市の不動産評価委員会の評価で行う予定である。決して他の根拠に基いて逆算をすることはない。公正なる時価を評価してもらい、公明に取扱うつもりである。市長と現在の所有者の原さんとの関係が私的に深い関係にあることは承知しているが、三溪園の復活案に私的関係が介入するというような疑いを少しでも招いてはならんと深く戒慎して案を作成した。」と記録されている。

また本件について平沼市長は、「原家を援助するために銀行を援助するというようなことがないかは、決して銀行を助けるような意味はございません。」

と応答したと記録され、これらの横浜市会の審議のやり取りによって、市民の疑問が明らかになり、横浜市会で正式には市第82号議案予算外義務負担に関する件が昭和28(1953)年5月28日に承認されたと記録されている。

2週間後に横浜市役所経済局貿易観光課観光係島根正義が起案して昭和28(1953)年6月13日財団法人三溪園保勝会の設立発起会を開催し、昭和28(1953)年6月21日横浜市役所同、島根が三溪園内所在の重要文化財建造物等の維持管理に関する方針を起案した。

起案文の内容は、原家原良三郎より三溪園内所在の重要文化財建造物等について目録通り寄附採納願いが申し入れされたが、これは本市唯一の重要文化財保護建造物であり、且つ貴重な観光資源であるので要綱に依り、財団法人三溪園保勝会を設立して、申し出の寄附を受け、横浜市の監督のもとで維持管理を万全を期して行うというのが要旨である。これによって三溪園の維持・管理を運営する団体として、財団法人三溪園保勝会が設立された。理事長は横浜市長平沼亮三が就任、理事に神奈川県知事内山岩太郎他、県市の関係者、原良三郎他、原家関係者の西郷健雄、など計21名が就任した。

6. 結論

昭和28(1953)年8月3日財団法人三溪園保勝会が戦後8年を経て、行政主導で私有財産から公有財産として設立され、三溪園を管理・運営する団体になった。復活した主な理由は、三溪園を横浜市民に開放し、横浜市とともに生かすという先代原三溪の遺志を原家原良三郎が尊重し、他の不動産開発案などを採用せずに三溪園を横浜市に寄附、譲渡したこと、横浜市役所の経済局が中心になって、三溪園復活の市民の声を行政に反映させる為の方策を水面下で研究を行ない、財団の設立を主導し諮ったことが大きな要因であると言える。その主導の結果、財団法人三溪園保勝会が設立され、公

益性の保持、横浜市役所の債務保証による事業資金の借り入れ、文化財維持、修理の補助金を国8割、県1割、市1割の割合比率で活用可能になり、主務官庁の横浜市役所が財団法人を監督し、必要な命令ができることになった。これらが記録を検証すると、三溪園の保全に大きな影響を与えたことは明らかであると思われる。法的に整備が十分でない時代に私有財産である三溪園がここの文化財を包括して歴史的文化遺産として保全できたことは、日本の文化財保護の系譜の事例として考察すると歴史的な意義があると解釈できる。

尚私有財産が公有財産に変容する要件を考察することは、紙幅の関係で深く言及できなかつたので別稿を期したい。

参考文献

- ・西村幸夫「環境保全と景観創造 これからの都市風景へ向けて」鹿島出版 1997.9.3
- ・西村幸夫「都市を保全する」鹿島出版会 2003.5.30
- ・西村幸夫「文化・観光論ノート 歴史まちづくり・景観整備」鹿島出版会 2018.2.25
- ・本牧のあゆみ研究会「本牧のあゆみ」P84 1986.6.27
- ・中区制50周年記念事業実行委員会「横浜・中区史」昭和60(1985)年2月1日
- ・財団法人三溪園保勝会「三溪園・戦後あるばむ ― 今と昔 変わらないこと・なくなったもの ―」2003.10.31
- ・横浜市會會議録」昭和28年 P665～671
- ・鈴木博之『三溪園100周年原三溪の描いた風景』「三溪園と原富太郎」神奈川新聞社 P140 2006.6.8
- ・鈴木博之『建築の遺伝子』「三溪園と原富太郎」王国社 2007.7.20
- ・西和夫「三溪園の建築と原三溪」有隣新書 平成24年11月1日
- ・財団法人三溪園保勝会「三溪園100周年 原三溪の描いた風景」神奈川新聞社
- ・横浜市「横浜市史第5巻-中」有隣堂 昭和51年3月31日
- ・中区「横浜・中区史」P94、P100 中区制50周年記念事業実行委員会 昭和60年2月1日
- ・横浜市「横浜市史 第2巻-上」「横浜市史 第5巻-中」有隣堂 昭和51年3月3日

1 次文献史料

- ・三溪園寄附採納願い（昭和28（1953）年2月25日 原良三郎氏）
- ・三溪園修理復旧計画促進方法についての陳情書
（昭和28（1953）年3月10日 神奈川県文化財保護審議会委員）
- ・三溪園復興に関する起案書（昭和28（1953）年3月30日）
- ・三溪園復活案
三溪園復活経費調、三溪園復活経営目論見、資金調達案、三溪園古建築の由来
- ・三溪園文化財保護についての陳情書
（昭和28（1953）年4月9日中区選出市会・県会）

母子健康手帳による情報提供が 親子の環境配慮行動を誘発する可能性

山下 佳代*

第1章 はじめに

1-1. 研究背景と目的

地球温暖化や海洋汚染、気候変動による生物多様性の減少や種の絶滅等、世界規模の環境問題は悪化の一途をたどっている。中でも、急速に進む地球温暖化により世界の年平均気温は100年あたり約0.74℃の割合で上昇している¹。

地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化をともなう。日本国内でも、その影響は早い春の訪れなどによる生物活動の変化や、水資源や農作物への影響など、自然生態系や人間社会にすでに現れている²。

2018年7月の記録的な猛暑では、熱中症で救急搬送された人数はひと月で5万4千人以上と、前年の2倍以上であった³。（表1-1）

2018年のような猛暑は、工業化以降の人為起源による温室効果ガスの排出に伴う地球温暖化を考慮しなければ起こりえなかったことが科学的に証明

* 都市社会文化研究科博士前期課程2020年3月修了

1 気象庁 HP 各種データ・資料『世界の年平均気温偏差の経年変化（1891～2019年）』
https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_wld.html
（最終閲覧：2020年2月23日）

2 気象庁 HP『地球温暖化問題とは』
http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/chishiki_ondanka/p01.html
（最終閲覧：2020年2月23日）

3 消防庁緊急企画室（2018）平成30年度の熱中症による緊急搬送状況
https://www.fdma.go.jp/publication/ugoki/items/3011_05.pdf
（最終閲覧：2020年2月23日）

されている⁴。

表1-1「救急搬送人員及び死亡者数（年別推移）」

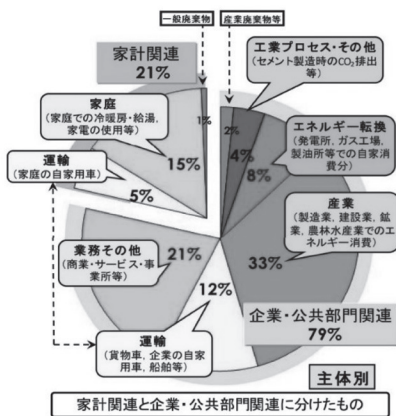
		平成30年(2018)		平成29年(2017)		平成28年(2016)		平成27年(2015)		平成26年(2014)		平成25年(2013)		平成24年(2012)	
		搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡
確定値	6月	5,269	5	3,481	1	3,558	3	3,032	2	4,634	6	4,265	4	1,837	3
	7月	54,220	133	26,702	31	18,671	29	24,567	39	18,407	31	23,699	27	21,082	37
	8月	30,410	20	17,302	14	21,383	24	23,925	60	15,183	15	27,632	57	18,573	35
	9月	2,811	1	2,098	0	4,012	2	1,424	1	1,824	3	3,133	0	4,209	1
救急搬送人員数 (6月から9月)		92,710	159	49,583	46	47,624	58	52,948	102	40,048	55	58,729	88	45,701	76

出所：消防庁救急企画室 HP 平成30年度の熱中症による救急搬送状況

温室効果ガスの中で多くの割合を占める二酸化炭素について、2017年度、日本の総排出量に占める家庭からの割合は約2割で、前年度比4.2%増と2年連続で増加している⁵。家庭から排出される二酸化炭素のほとんどは、電力、ガス、ガソリンからきている。(図1-1)

電気の使用量や自動車の利用量を減らせば、家庭から排出される二酸化炭素の量を大きく減らすことができる。経済産業省は、1996年に消費エネルギー対策として「トッ

図1-1 二酸化炭素排出量の内訳



出所：環境省 HP 2017年度(平成29年度)温室効果ガス排出量

- 気象研究所, 東京大学大気海洋研究所, 国立環境研究所, 気象業務支援センター (2019) 『平成30年7月の記録的な猛暑に地球温暖化が与えた影響と猛暑発生の将来見通し』 <http://www.nies.gp.jp/whatsnew/20190521-2/20190521-2.html> (最終閲覧：2020年2月23日)
- 環境省 HP 2017年度(平成29年度)温室効果ガス排出量 2.1 二酸化炭素排出量全体 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghgmr/v/emissions/results/JNGI2019_2-1.pdf (最終閲覧：2020年2月23日)

プランナー制度」を導入し、技術革新により省エネを後押ししている⁶。しかし、技術的アプローチだけで環境問題やエネルギー問題を解決することは困難であり、ひとり一人が環境問題について正しい知識を持ち、健全な環境を維持するための行動が求められるが、知識が行動に結びついていないことが指摘されている。

特に、高校生・大学生は、環境教育を他の世代よりも多く受けているにも関わらず、それが環境配慮行動につながっていないことが示唆されている⁷。

本論文では、将来を担う世代の環境配慮意識と行動の乖離を埋める糸口として、新たな家族の誕生というタイミングに着目し、母子健康手帳を活用した情報提供が、親子の環境配慮行動を誘発する可能性があるかを検証することを目的とする。母子健康手帳をきっかけにした育児と環境配慮行動の研究は前例がなく、ここに一つの研究の可能性を見出せる。

1-2. 定義

環境配慮行動とは、生物、資源、気候など、地球環境にかける負荷を極力減らし、環境の持続可能性を実現するための行動である。本研究では家庭や個人の行動を取り上げる。具体的には、「環境配慮商品の購入」、「フリーマーケット・リサイクル商品の活用」、「ゴミの減量・分別」、「低公害車の利用」、「太陽光発電の利用」、「住宅の断熱化」、「節水・節電」、「公共交通の利用」、「長い距離でもできるだけ歩く」、「外出時にエコバックや水筒を持参する」、「環境ボランティアに参加する」、「環境保護グループに寄付をする」などがある。

6 経済産業省 資源エネルギー庁 HP トップランナー制度
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/data/toprunner2015j.pdf
(最終閲覧：2020年2月23日)

7 新井風音(2013) 環境配慮行動に対する環境教育の役割とその効果に関する考察
https://www.jstage.jst.go.jp/article/ajg/2013a/0/2013a_100111/_pdf/-char/en
(最終閲覧：2020年2月23日)

1-3. 仮説と実証方法

本研究では、将来を担う世代が新しい家族の誕生を機に、子どもが育つ未来の地球環境に配慮した行動を取る可能性が高まるとの仮説を立て、母子手帳による情報提供が親子の環境配慮行動の誘発に有効であるかを検証する。

親子は相互に影響しあいながら環境配慮行動の素養を身に着けていくことが先行研究で明らかになっている⁸⁹。出産は親が生活習慣を見直し環境配慮行動を実践するきっかけになり得ると筆者は考え、環境問題の構造と問題を解決するための方略に着目して既往研究を調べ、子育て世代に「出産や育児を機に環境に対する考えに変化があったか」等のアンケート調査を行った。

時代とともに変化する母子健康手帳の社会的意義についても考察し、今後の母子健康手帳の活用方法を提案する材料として、これから親になる若い世代に、環境問題への関心や行動と家庭で受けた環境教育による影響等について調査した。

1-4. 論文構成

第2章では、横浜市が2011年から行っている「環境に関する市民意識調査」の結果から、環境に対する市民の意識と行動を把握する。

第3章では、環境問題の構造と問題解決の方略を環境行動の社会心理学理論により説明し、子育て世代へのアンケートで環境問題に対する意識に変化があったか等を調査する。

8 依藤佳世 (2003) 『子どものごみ減量行動に及ぼす親の社会的影響』 p.166-175, 廃棄物学会論文誌 14 (3)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jswme1990/14/3/14_3_166/_pdf/-char/ja
(最終閲覧：2020年2月23日)

9 松原小夜子 (2013) 『日常生活における10代若者の「もったいない」意識と実際の行動』 p.155-165, 人間と生活環境 20 (2)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jhesj/20/2/20_155/_pdf (最終閲覧：2020年2月23日)

第4章では、母子健康手帳の歴史と近年の取り組みを考察したうえで、未来を担う世代である大学生に、家庭で受けた環境教育の効果や環境問題への関心を調査する。

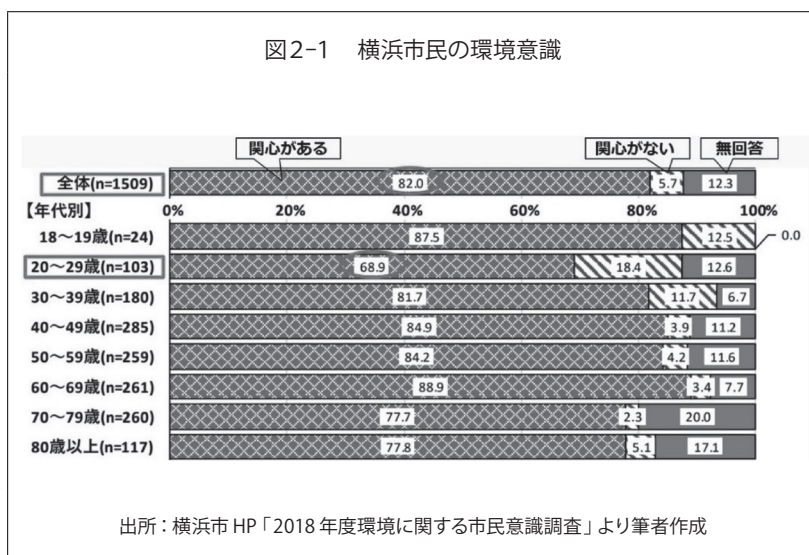
第5章では、総合考察として、母子健康手帳を活用した情報提供が親子の環境配慮行動の誘発に有効であるかを検証する。

第2章 環境に関する市民意識

2-1. 横浜市民の環境意識調査

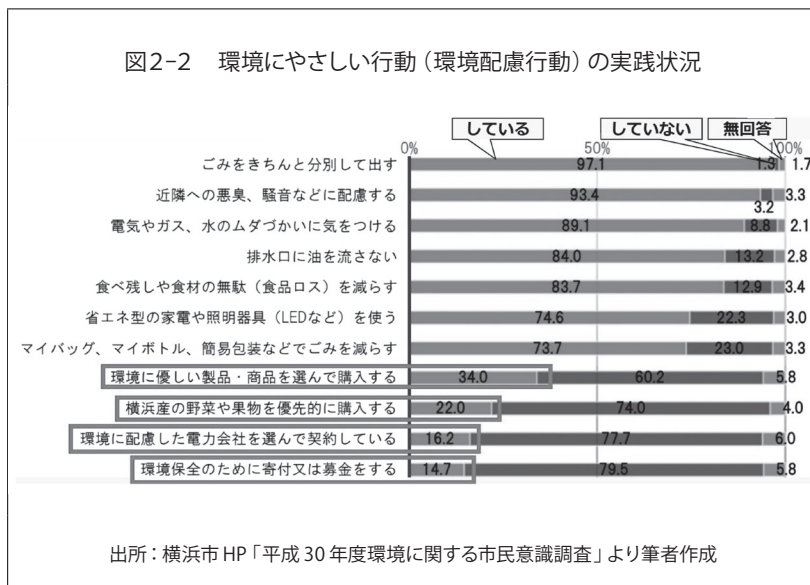
横浜市が取り組む環境関連施策に対し、市民の意識を把握する目的で市が行っているアンケート結果によると¹⁰、「環境の取組に関心がある」と答えた人は82%であったが、20代では68.9%と他の年代に比べて関心が低い。(図2-1)

図2-1 横浜市民の環境意識



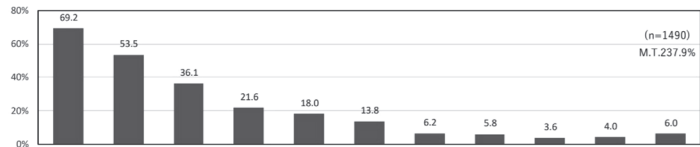
10 横浜市環境創造局「平成 30 年度環境に関する市民意識調査」
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukurikankyo/kankyohozen/kansoku/chousa.files/0069_20190322.pdf (最終閲覧：2020 年 2 月 23 日)

環境に配慮した行動の実践内容は、「ごみの分別」や「無駄を減らす」など、費用の負担がなく、節約にもなる行動の割合が高く、「環境に配慮した電力の選択」や「環境に優しい商品の購入」など、費用や手間等の負担を伴う行動の実践は少ない。(図2-2)



「環境配慮行動を始めたきっかけ」について、全体では7割が「環境を守ることになるから」と回答したのに対し、18~29歳で「環境を守る」ことを理由に挙げた人は約4割であった。一方で、18~29歳の半数以上が「家族がやっていたから」と回答している。また、「ライフステージが変わったから」との回答は、全体では18%であるのに対し、30代は32.2%と他の年代に比べて高く、生活の変化が行動のきっかけになり得ることを示している。(図2-3)

図2-3 環境にやさしい行動（環境配慮行動）をはじめたきっかけ



問2-A その行動を始めたきっかけを教えてください。		環境を守ることに なるから	節約にな るから	興味・関 心があった から	家族が やってい たから	ライフス テージが 変わった から (一 人暮らし、結婚、子どもが生まれた、退職など)	インター ネットや テレビ、 雑誌等 で 見たから	学校で勉 強したか ら・子ど もが学校 で勉強し てきたか ら	友人や近 所の人 が やってい たから	講演会・ 勉強会等 に参加し たから	その他	無回答
全体 (n=1490)		69.2	53.5	36.1	21.6	18.0	13.8	6.2	5.8	3.6	4.0	6.0
性別												
	男性 (n=610)	66.7	53.8	34.9	26.7	17.0	11.6	5.7	6.7	2.3	4.6	6.4
	女性 (n=883)	71.0	53.8	37.2	18.0	19.0	15.4	6.7	5.1	4.4	3.6	5.2
年 代 別	18～19歳 (n=24)	41.7	66.7	20.8	54.2	4.2	8.3	37.5	0.0	0.0	12.5	4.2
	20～29歳 (n=103)	37.9	51.5	15.5	56.3	20.4	5.8	18.4	6.8	2.9	1.9	4.9
	30～39歳 (n=177)	48.0	52.0	26.0	36.2	32.2	9.0	9.6	5.1	2.8	3.4	5.1
	40～49歳 (n=282)	64.5	53.2	35.5	18.8	27.0	9.9	8.2	2.5	0.4	5.3	7.4
	50～59歳 (n=258)	75.2	55.4	40.7	16.7	11.6	12.0	6.6	5.0	3.5	5.0	3.9
	60～69歳 (n=256)	80.1	52.7	45.3	12.9	13.3	22.3	1.6	8.6	3.9	4.3	5.1
	70～79歳 (n=254)	83.9	55.5	40.6	13.8	15.4	19.3	1.6	6.3	7.1	1.6	6.3
	80歳以上 (n=116)	76.7	52.6	37.9	15.5	8.6	12.9	0.0	9.5	4.3	5.2	7.8

出所：横浜市 HP「平成 30 年度環境に関する市民意識調査」より筆者作成

2-2. 環境意識調査の考察

アンケートの結果を見る限り、多くの人に取り組んでいる環境配慮行動は、自身の短期的な便益に関わる内容で、費用や手間などの負担を伴う取り組みは少ない。環境配慮行動を始めるきっかけは、若い世代ほど「家族がやっていた」という無意識の習慣化が有効であり、20代では環境への取り組みに関心が薄くなる傾向があるが、30代ではライフスタイルの変化による影響が他の世代よりやや高いことがわかった。

家庭での環境配慮行動を定着させるには、環境により良い選択をすることを習慣化し、費用等の負担があっても長期的な視点で健全な環境を維持するための行動が実践できるよう、生涯のあらゆる機会を捉えて啓発に取り組んでいくことが重要であると筆者は考える。

第3章 環境問題の構造

3-1. 社会的ジレンマの構造

環境問題には社会的ジレンマの例が多く見られる。

社会的ジレンマとは、「協力」か「非協力」を選択できる状況で、個人にとっては「協力」を選択するよりも「非協力」を選択するほうが望ましい結果が得られるが、集団の全員が「非協力」を選択した場合、社会全体が困ったことになる状況をいう¹¹。

例えば、一人ひとりが快適に過ごしたいので冷暖房を強く効かせたり、移動に便利なので公共交通を使わずにマイカーを使ってレジャーに出かけたりする結果として、社会全体でみると温室効果ガスが大量に排出されることになり、そのツケが私たち自身に返ってくる状況である。

環境問題や資源問題など「公共財問題」は、自分一人が解決に必要な行動を取っても、自分が受ける被害の大きさはほとんど変わらない。環境にやさしい商品に通常よりも高い値段を払ったり、公共交通を使ったり、環境保護運動に参加したからといって、環境破壊による被害の大きさがコストに見合った分だけ少なくなるわけではない。しかし、多くの人が全体のことを考えないで自分の目先の利益だけを考えて行動すれば、結局は全員が地球温暖化という大きなコストを払わなくてはならなくなる。温暖化の問題は、温室効果ガスの排出が問題として顕在化するまでに時間がかかることが、解決をきわめて困難にしている¹²。



11 広瀬幸雄(2008)『環境行動の社会心理学』(株)北大路書房 p.19

12 日引聡・有村俊秀(2002)『入門 環境経済学』中公新書 p.173

3-2. 社会的ジレンマの解決策

ジレンマに対処するための方略を「構造的方略」と「心理的方略」の二種類に区別することがしばしばなされてきた¹³。(図3-1)

「構造的方略」は、法的規制等により非協力行動を禁止したり個人利益を軽減させるなど、社会構造そのものを変革する方略であり、「心理的方略」は、個人の心理要因に働きかけ自発的な協力行動を誘発する方略である。

図3-1 社会的ジレンマに対処する「構造的方略」と「心理的方略」	
構造的方略 法的規制等により、社会構造そのものを変革する方略 ●地球温暖化対策税 ●リサイクル法 ●ロードプライジング 	心理的方略 個人の心理要因に働きかけ、自発的な協力行動を誘発する方略 ●情報提供 ●経験誘発 ●コミュニケーション 
出所：社会的ジレンマの処方箋（藤井、2003）を基に筆者作成	

構造的方略は、人々の自由を侵害することを通じて社会的ジレンマの解消を図るものであり、自ずと限界が存在する¹⁴。効果的に社会的ジレンマ問題の解消を目指すのなら、構造的方略で行動を誘発し、心理的方略で行動を定着、持続させる必要がある。

しかし、現実に社会的ジレンマ問題が生じているということは、人々が今現在、非協力行動を習慣的に続けているからであり、非協力者が変化する心理的なプロセスを理論的に理解することが不可欠である¹⁵。

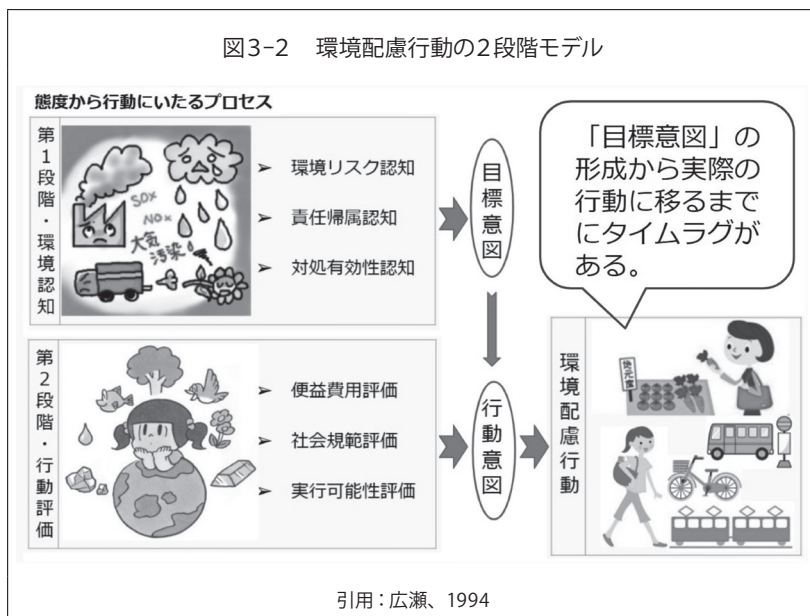
13 中尾聡史・中野剛志・藤井聡（2012）『心理的方略と構造的方略の双方を援用した事業継続計画の実質的普及策に関する研究』京都大学大学院
<http://trans.kuciv.kyotou.ac.jp/tba/wpcontent/uploads/paper/planning/46/bcp.pdf>
 （最終閲覧：2020年2月23日）

14 山岸俊男（2000）『社会的ジレンマ』PHP研究所 p.239

15 藤井聡（2003）『社会的ジレンマのための処方箋・都市・交通・環境問題のための心理学』ナカニシヤ出版 p.34-35

3-3. 環境配慮行動を理解するための理論

環境問題の社会心理学で、人々が環境問題を認知してから行動に移すまでの心理的なプロセスをモデル化している。環境配慮行動の規定因に関するモデルのうち、代表的な「環境配慮行動の2段階モデル」(広瀬, 1994)を図3-2に示す。



「環境配慮行動の2段階モデル」では、人が環境に配慮した行動を起すには、環境問題を認知し「目標意図」が形成される第1段階と、実際に行動を取ろうと評価する「行動意図」が形成される第2段階を経るため、タイムラグがあることを説明している¹⁶。

3-4. 子育て世代の環境問題に対する意識調査

小島ら(2015)は、ごみ問題への関心は年齢が高くなるほど高まることを

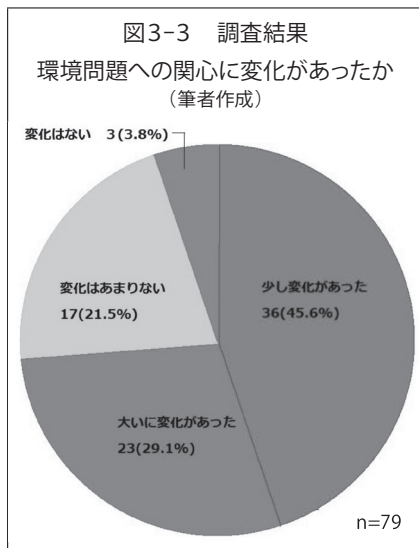
16 広瀬幸雄(2008)『環境行動の社会心理学』(株)北大路書房 p.44

示唆している¹⁷。この学説を踏まえて筆者は、環境問題への関心も年齢や経験を重ねることで高まるとの仮説を立て、アンケート調査を実施した。

調査は2019年7月20日(土)、「子ども大学よこはま」が開催された横浜市立大学で、児童の付き添いで来ていた保護者に質問用紙を配布して回答を得た。「子ども大学よこはま」は、小学4～6年生の子ども達に学校とは違った学びの場を提供する市民大学である。

調査内容は、出産を機に環境問題への関心の変化があったか、地球環境を守る責任、環境問題に関する情報源、出産に関する情報源、環境配慮行動を子どもに実践させるのに有効だと思う方法等について訊ねた。

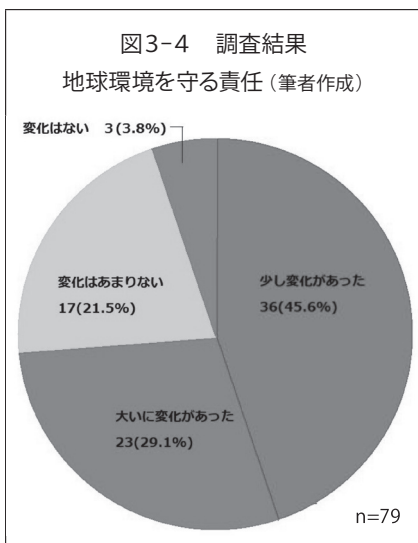
3-5. 調査結果



回収は79人(女性52、男性22、不明5)で、年齢は40代が57人、50代以上が11人、30代が10人、無回答が1人であった。

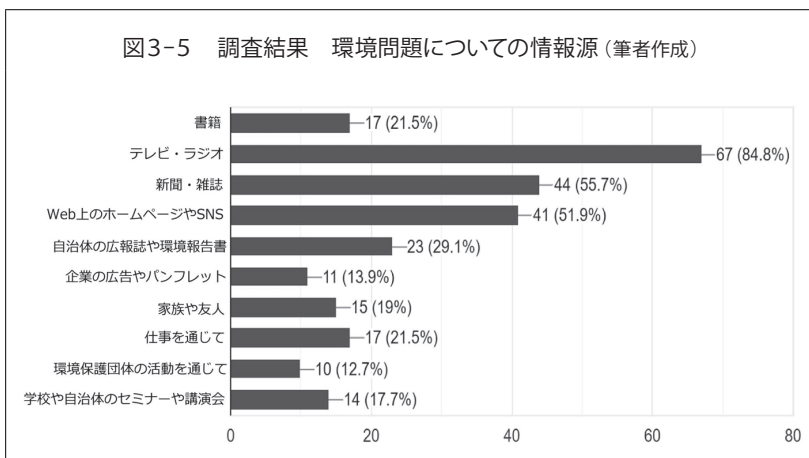
「出産を機に環境問題への関心に変化があったか」との問いに、「変化があった」と答えた人は59人(少し36、大いに23)74.7%であった。(図3-3)

17 小島英子・阿部直也・大迫政浩(2015)『ライフステージに着目した住民のごみ問題に対する関心の変遷』p.343-358 環境科学会誌28(5)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/sesj/28/5/28_343/_pdf/-char/ja
(最終閲覧:2020年2月23日)



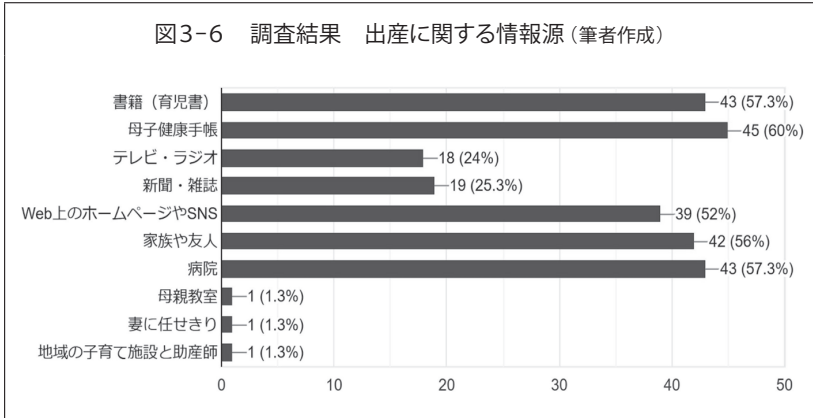
「自分に地球環境を守る責任があると思いますか」との問いに「責任がある」と答えた人は77人(大いに62、やや15)97.5%であった。

(図3-4)



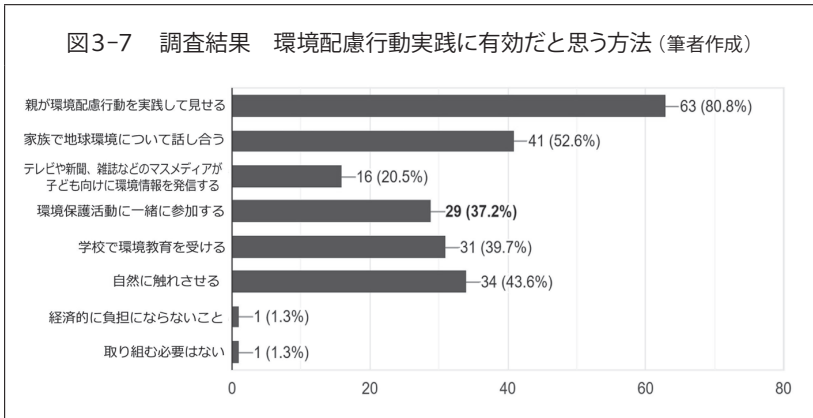
「環境問題に関する情報源(複数回答)」は「テレビやラジオ」が最も多く、次いで「新聞・雑誌」、「Web上のホームページやSNS」となった。(図3-5)

図3-6 調査結果 出産に関する情報源（筆者作成）



「出産に関する情報源（複数回答）」は、多い順に「母子健康手帳」や「書籍」、「病院」、「家族や友人」であった。（図3-6）

図3-7 調査結果 環境配慮行動実践に有効だと思う方法（筆者作成）



「環境配慮行動を子どもに実践させるために有効だと思う方法」は、「親が環境配慮行動を実践して見せる」が最も多く、次いで「家族で地球環境について話し合う」、「自然に触れさせる」となった。（図3-7）

3-6. 調査結果の考察

「出産を機に環境問題への関心に変化があったか」との問いに、「大いに変化があった」と回答した23人は、環境問題に「大いに責任がある」と回答している。また、出産を機に環境への関心に「少し変化があった」と回答した36人のうち、26人は環境を守ることに「大いに責任がある」とし、10人が「やや責任がある」とした。年齢や経験を重ねることで、環境問題への関心が高まるとの仮説は、出産を機に関心に変化し、環境に対する責任を意識するようになった人について立証された。(表3-1)

表3-1 環境問題に対する責任(クロス集計)

		自分に地球環境を守る責任があると思いますか？			
		回答数	大いに責任があると思う	やや責任があると思う	責任はまったくない
出 産 を 機 に 変 化 が あ っ た か の 関 心 に 変 化 が あ っ た か	全体	79	62	15	2
	大いに変化があった	23	23	0	0
	少し変化があった	36	26	10	0
	変化はあまりない	17	11	5	1
	変化はない	3	2	0	1

環境問題についての情報源は、「テレビやラジオ」、「新聞・雑誌」、「Web上のホームページやSNS」が多く利用されている一方で、出産に関する情報源は「母子健康手帳」や「書籍」、「病院」、「家族や友人」が多いことから、環境問題と育児が切り離されないよう情報提供に工夫が必要である。母子健康手帳は、環境と育児とを結びつけた情報を提供するという役割を担えると筆者は考えている。

そこで、母子健康手帳に「環境に配慮した育児の実践に関する情報」が記載されていたらどう思うか、との追加アンケート調査を「子ども大学」に参加する児童の保護者に電子メールで実施したところ、賛成85%（良い71%、どちらかといえば良い14.5%）との結果が得られた。(表3-2)

表3-2 環境に配慮した育児情報を母子健康手帳に掲載することについて

1. 良い	34人(71%)
2. どちらかといえば良い	7人(14.5%)
3. どちらともいえない	7人(14.5%)
4. どちらかといえば悪い	0人
5. 悪い	0人

回答者48名(調査実施:2020年2月26日~3月6日)

環境に配慮した育児情報を母子健康手帳に掲載することについて賛成する意見が多いことから、出産を機に環境問題の解決に取り組む意欲が高まった親に対し具体的な情報を母子健康手帳で提供することは、行動を促すのに効果的なアプローチであると言える。また、子どもに環境配慮行動を実践させるために有効だと思う方法として「親が環境配慮行動を実践して見せる」との意見が8割を超えていたことから、育児という経験を通じ、親自身が家庭における自らの行動の重要性を認識している姿がアンケート結果から明らかになった。

第4章 母子健康手帳による環境配慮行動誘発の可能性

4-1. 母子健康手帳の交付

「母子健康手帳」は、妊娠が判明したことを市区町村に届け出ることによって、母子保健法に基づき役所で交付される¹⁸。妊娠初期から子どもが小学校に入学するまでの母子の健康を記録する手帳であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書でもある¹⁹。

18 厚生労働省(2012)『母子健康手帳の交付・活用の手引き』

<https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatsuiku/index.files/koufu.pdf>
(最終閲覧:2020年2月23日)

19 厚生労働省(2015)『母子保健関連施策』

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000096263.pdf>
(最終閲覧:2020年2月23日)

4-2. 母子健康手帳の歴史

母子健康手帳は日本発祥で、1942（昭和17）年に創設された「妊産婦手帳」に始まる。戦時下の日本では、さまざまなものが配給制度になっており、この手帳を持参すると米、出産用脱脂綿、腹帯用さらし、砂糖などの配給を受けることができた²⁰。

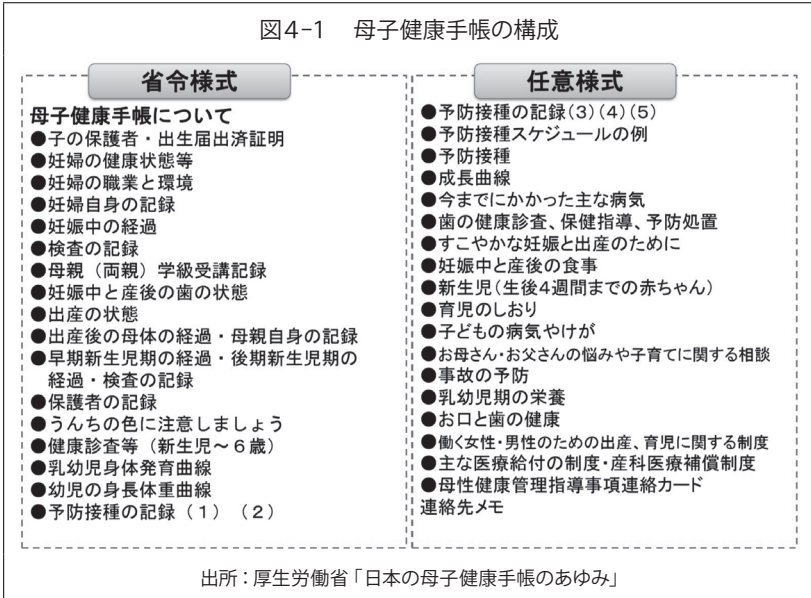
第二次大戦後は、栄養失調や感染症で亡くなる子どもたちを早急に保護しようと、「妊産婦手帳」は「母子手帳」となり、妊娠中の母親から小児まで記録を拡大した。

1965（昭和40）年に母子保健法が公布され、翌年に「母子手帳」は「母子健康手帳」となり、医学的記録のほかにも妊娠・出産・育児情報を充実させ、育児日誌的性格が付加され、母親が主体的に自分と子どもの健康を管理するという意味合いの手帳になった²¹。

平成に入ると約10年ごとに改正が行われ、手帳の交付が都道府県から市町村に委譲され、前半部分の「記録（医学的記録、保護者等の記録）」は全国共通である「省令様式」、後半部分の「情報（行政情報、保健・育児情報）」は市区町村の任意で書かれる「任意様式」として、各自治体の裁量に任されるようになった²²。（図4-1）

-
- 20 森田せつ子（2000）『母子健康手帳—今昔—』健康文化26
<http://www.kenkobunka.jp/kenbun/kb26/morita26.pdf>（最終閲覧：2020年2月23日）
- 21 中村安秀（2008）『戦後日本における母子健康手帳の開発と普及に関する歴史学的記述研究』
<https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHIPROJECT19500857/19500857seika.pdf>
（最終閲覧：2020年2月23日）
- 22 厚生労働省（2018）『日本の母子健康手帳のあゆみ』
<http://www.hands.or.jp/news/files/①日本の母子健康手帳のあゆみ.pdf>
（最終閲覧：2020年2月23日）

図4-1 母子健康手帳の構成



4-3. 社会環境の変化に合わせた任意様式の充実

筆者は2冊の母子健康手帳を所持している。2003年4月と2011年9月に、妊娠を届け出た横浜市内の区役所で交付されたものである。2冊の内容を見比べると、表紙から51ページまでの省令様式部分は同じであるが、任意様式である52ページ以降は8年間に10ページ増えている。核家族化や孤立した子育て環境等を反映した支援情報や、仕事と育児の両立支援策も追加されていて、社会環境の変化に合わせ内容の充実が図られている。

雑誌やインターネットなど子育てに関する情報があふれる中、妊娠・出産や子育てについて信頼のできる情報を提供する媒体として母子健康手帳は有用である。時代の変化に合わせ先見性を持った情報提供が母子健康手帳には期待されていると筆者は考える。

4-4. 家庭での環境教育と若者の環境配慮意識等についての調査

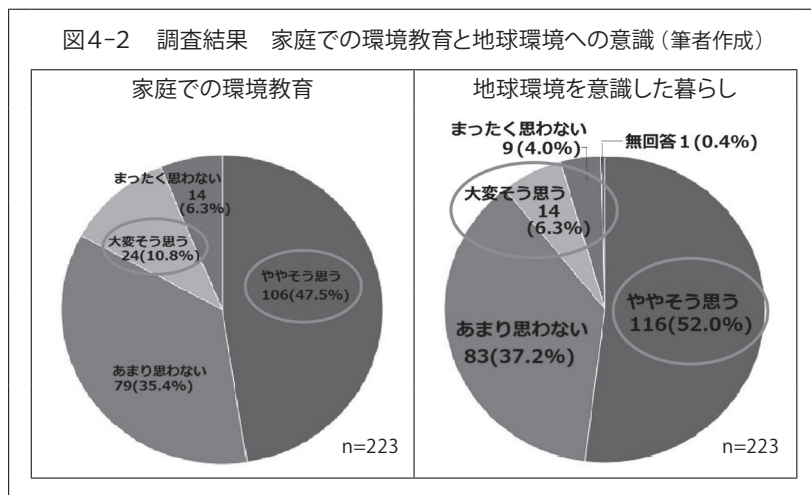
家庭での環境問題に対する取り組みが、子どもの環境への関心や行動の実践にどのように影響するかを明らかにするため、大学生にアンケート調査を実施した。

調査は2019年6月25日(火)、横浜市立大学で1年生を対象にした授業「環境論入門」で、質問用紙を配布し行った。家庭で受けた環境教育と環境配慮意識、関心のある環境問題、将来親になったら子育て情報をどこから入手するか等について訊ねた。

4-5. 調査結果

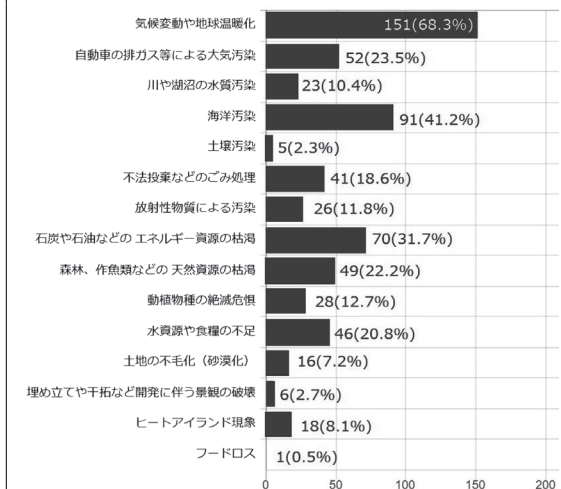
回収は223人、女性が129人、男性は91人、性別無回答3人で、約半数が一人暮らしであった。

「家庭で地球環境を意識した行動を教わりましたか」との問いに130人(ややそう思う106、大変そう思う24)58.3%が「そう思う」とし、「地球環境を意識した暮らしをしている」と思う人も130人であった。



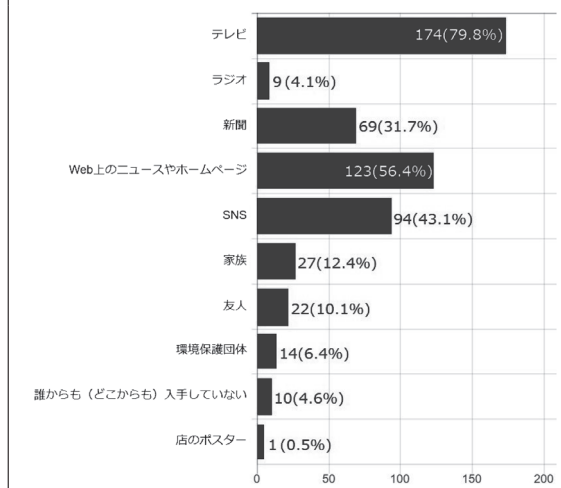
危機を感じる環境問題（15項目から3つ選択）は、「気候変動や地球温暖化」、「海洋汚染」、「石炭や石油などのエネルギー資源の枯渇」であった。

図4-3 調査結果 危機を感じる環境問題
(筆者作成)

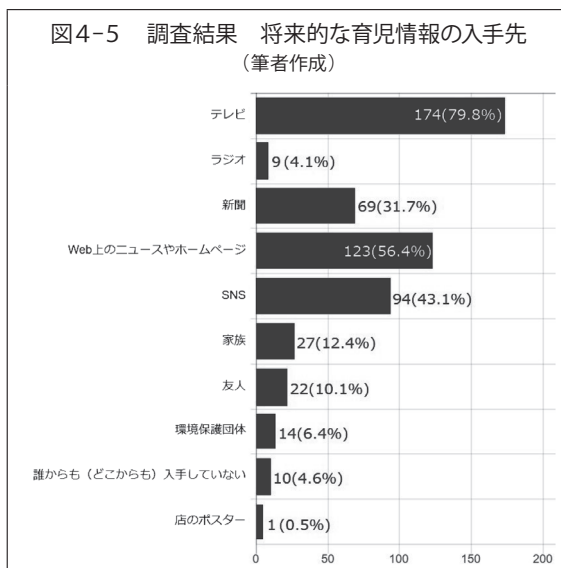


環境問題についての情報源（学校の授業以外）は、「テレビ」が最も多く、「Web上のニュースやホームページ」、「SNS」と続いた。

図4-4 調査結果 環境問題についての情報源
(筆者作成)



将来、子育てをする時がきたら、信頼できる育児情報は「家族」、「母子健康手帳」、「病院」から得ると答えた人が多く、日常的に情報入手しているWebやSNSとは違う傾向が明らかになった。



4-6. 調査結果の考察

「家庭で地球環境を意識した行動を教わりましたか」との問いに「大変そう思う」「ややそう思う」と回答した130人のうち、「地球環境を意識した暮らしをしている（大変そう思う・ややそう思う）」人は約7割（91人）であった。家庭で環境に配慮した行動を教えることで子どもに高い確率で地球環境を意識する生活習慣が身に着くと言える。（表4-1）

表4-1 家庭での環境教育が若者の環境意識に与える影響（クロス集計）

		あなたは地球環境を意識した生活をしていますか？					
		回答数	大変そう思う	ややそう思う	あまり思わない	まったく思わない	無回答
あなたは家庭で地球環境を意識した行動を教わりましたか？	全体	223	14	116	83	9	1
	大変そう思う	24	7	13	4	0	0
	ややそう思う	106	4	67	31	3	1
	あまり思わない	79	2	32	42	3	0
	まったく思わない	14	1	4	6	3	0

また、環境問題をはじめとする日常的な情報収集はWebやSNSを活用していても、育児に関する情報は家族や母子健康手帳、病院から収集すると考えている学生が多いことがわかった。妊娠や育児といった個人差のある問題については、WebやSNS等の不特定多数の情報よりも、身近で信頼できる人や、公的機関、病院といった信頼できる情報源が必要とされる状況は、当面、変わらないであろう。

母子健康手帳に環境に配慮した育児情報を記載することは、親となる人々に環境にやさしいライフスタイルを促す絶好の機会である。地球温暖化や海洋汚染、エネルギー資源の枯渇など、将来世代が危機感を持っている環境問題に対し、育児を通じて解決に貢献できる方法があることを母子健康手帳に掲載し、環境問題改善への道筋を示すことができる。健全な環境を維持できる人間を育てる環境教育は、食育同様に生きる基盤である。母子健康手帳による環境情報の提供は、親子が環境問題に関して正しい理解や望ましい習慣を身につけるための学習のきっかけとなりうると筆者は考える。

第5章 まとめ

5-1. 総括

本稿で検証した結果を、本研究の仮説である「新しい家族の誕生を機に、親は子どもが育つ未来の地球環境に配慮した行動を取る可能性が高まる」と照らし合わせて以下の通り検証結果を述べる。

子育て世代へのアンケートで「出産を機に環境問題への関心に変化があった」と回答した人は全体の7割を上回り、母子健康手帳に環境に配慮した育児情報を掲載することに8割以上が賛成し、環境配慮行動を子どもに実践させるために親が行動して見せることの有効性を8割が肯定していることから鑑みると、出産を機に親が環境問題の改善に取り組む確率が高まることが証明されたといえよう。

次に、「家庭で地球環境を意識した行動を教わった」と回答した学生のうち7割程度が「地球環境を意識」して暮らしていることもアンケートで明らかになり、家庭での環境教育は子ども達に少なからず影響し、意識が受け継がれることも立証された。

母子健康手帳については、すでに使用経験のある人たち、使ったことのない学生、双方の半数以上が信頼できる情報源と認識していることから、今後も活用が見込める媒体であり、「母子健康手帳を活用した情報提供は、親子の環境配慮行動の誘発に有効である」と言える。

5-2. 今後の課題と展望

多くの人が「気候変動や地球温暖化」に危機を感じているにもかかわらず、取り組んでいる環境配慮行動は現在の生活レベルを維持しながら出来る範囲のものが大半である。今後、母子健康手帳に環境に配慮した育児情報が記載されることになれば、負担を問わず環境に良い選択をすることが当たり前になるよう、情報の精査と効果の検証が必要になる。

上海の銀行業における 外資系銀行の人材管理の影響 — 労働者の視点に注目する —

唐 愉 佳*

はじめに

中国は2001年12月にWTOに加盟後、改革開放が新たな段階に入り、経済・金融における対外開放の速度や深さが大幅に向上している。2006年12月に国務院によって発表された「中国外資系銀行管理条例」(以下略称:「管理条例」)に則り、中国が金融業を全面開放して以来、世界の主要な銀行は続々と中国に参入した。2007年の年末までに29社の外資系銀行は中国銀行業監督管理委員会(以下略称:委員会)によって許可され本社を設立した。委員会により、外資系銀行法人銀行は2007年の29社から2012年に42社まで増加したが、その後2017年には39社となってきた(図1)。

図1 2007年-2017年外資系銀行の分布



* 都市社会文化研究科博士前期課程2019年9月修了

外資系銀行の市場参入によって、国内銀行は外資系銀行との競争に直面することとなった。更に、外資系銀行が自国の企業管理方法も持ち込んできた。企業の運営方針によって、管理方法が違うことがある。しかし、優秀な企業は必ずしっかりとした管理方法を持っていると言われている。有効な管理方法は企業の目標達成を促進することができる。一方、地域の人材に対する需要も高まっている。上海は中国の「南北の中」にあり、経済繁栄の場所として速いスピードで発展している。外資系銀行が中国に参入した際、ほとんどが上海に進出してから本部を上海に設立した。同時に、外資系銀行の進出により一部の優秀な人材は引き付けられたということは、外資系銀行は上海の市民に多少影響を与えたと思わる。

ジェトロ(2005)は、中国では地域ごとに生活水準の格差拡大により、地方から都市部、郊外から市街区域への人材の流入がみられると述べている。朱(2007)によると、外資系銀行の市場参入と競争は、結果として中国の金融市場の発展に大きく貢献できると述べてきた。PwC(PricewaterhouseCoopers)(2013)によれば、外資系銀行は先進的な管理方法があるが、経営者や優秀な人材はまだ不足していると述べている。また、国内の商業銀行についても人材不足の問題があがっている。その他にも管理システムの不備という問題もある。これまで外資系銀行についての先行研究は、金融の営業戦略や銀行の業務にフォーカスしたものが多く、外資系銀行に関していろいろ調査ケースと議論が明らかになっている。ただし、上海における雇われる側の視点から見た調査は明確にしていない。なお、外資系銀行の進出より人々の変化と地域の変容についての研究も充分ではない。

本研究では、外資系銀行が中国に進出した後、外資系銀行は中国にどのような影響を与えたのか、外資系銀行と地元銀行間の競争や、銀行業従業員の流動に注目する。特に金融中心と言われた上海において、外資系銀行の急成長の影響と人材管理を研究する。

第1章 中国における外資系銀行の進出

中国における銀行の基本構成

銀行大類	定義	主な銀行
政策性銀行	政府の主導で出資して設立し、政府と特定の経済政策と意図を融資と信用活動の機関である。国務院直接指導する。	国家開発銀行 中国輸出入銀行 中国農業発展銀行
大手商業銀行	預金残高が極めて莫大な都市銀行のことである。	中国工商銀行 中国農業銀行 中国銀行 中国建設銀行 交通銀行
株式制商業銀行	商業銀行の1種である。	中信銀行 招商銀行 等約12社
郵便貯金銀行	郵貯管理体制改革の基礎の上で創立された国有商業銀行。	中国郵便貯金銀行
*外資系銀行	外国人によって設立された銀行である。経営範囲は、各国の銀行法と管理制度の違いによって異なる。	HSBC中国 シティ中国 みずほ中国 等支店を含む約134社
都市商業銀行	20世紀90年代半ば、中央政府は都市信用社を基に、都市商業銀行を設立した。	上海銀行 北京銀行 大連銀行 等全国には約162社
民営銀行	資本金は主に民間から来ている、利益の最大化することを目指す。	天津金城銀行 上海華瑞銀行 等全国には約6社
農商行	管轄内の農民、農村の工商戸、企業法人とその他の経済組織構成の共同出資し、株式制の地方性金融機関である。	全国には約697社
農合行 (農村協同銀行)	農村協同組合であり、業務範囲は大手銀行と比べて比較的有限であり、経営業務の地域範囲も比較的有限である。	全国には48社

表1 (出所: 委員会より引用, 筆者作成)

中国における外資系銀行の概況

歴史発展の中で外資系銀行は中国の経営活動に厳しい制限を受けている。2001年12月に中国がWTOに加入した後、外資系銀行に外貨業務に従事している地域や顧客の制限は次第にキャンセルされている。

2007年から2016年の10年間、外資系銀行の発展は最初のように中国銀行業の発展に衝撃を与えておらず、比較的困難な状態に入ったといわれていた。外資系銀行は新しい市場に直面する激情の澎湃として、国内銀行の高速発展下で市場シェアに対する割り込みを経験した。委員会のデータ統計によると、2006年から2015年、外資系銀行の総資産は9272億元から2.68兆元に増加した。しかし、2015年末には1.31%に下がった。

委員会より、2015年の年末までに、中国にはすべて3822社の銀行があり、従業員数は約353万人である。上海の外資系銀行で働く従業員数は18,400人に達し、国内の外資系銀行の総数の41%を占めている。外国人従業員の40%以上が上海を拠点としており、金融人材の集中は国内外で上海の金融センターの競争力を効果的に高めている。

第2章 上海における国内銀行と外資系銀行の人材管理

国内銀行の人材管理について

現在、中国では業績管理のいくつかの常用法の理論研究が行われており、たとえばKPI(Key Performance Indicator, 企業のキーパフォーマンス指標)、バランス・スコアカード、仕事の報告を行う制度などがある。しかし、これらの方法理論がどのように実際状況と合っているのかという有効性について、今も業界の特徴と結び付けた研究が続けられている。

地元商業銀行においては、中国の招商銀行や民生銀行などの株式制の商業銀行は大部分が総合経営計画を前提とした成績考課管理システムを確立した。建設銀行も経済増加値を基礎とした財務評価システムを確立し、人事

激励と制約評定法も行っている。

外資系銀行の人材管理

外資系銀行の現地化戦略の一つは、中国の市場と文化を熟知する国内の人材を争うことである。人材競争の中で、外資系銀行は国際的な名声、報酬の待遇、激励のメカニズム、訓練計画などの方面でメリットを占める。

中国における外資系銀行や外資系企業はほとんどSMART原則に連れて企業内部の成績考課管理システムを制定した。SMARTはSpecific, Measurable, Achievable, RelevantとTime-boundとして構成されている。

人材管理について、国内銀行と外資系銀行の違い

実は全体の銀行の枠組みの上で外資系銀行は国内銀行と同じではないため、国内銀行は往々支店の行動単位にして成績試験を行う。職責の構造は異なっており、多くの国内銀行は行長の責任制、利益は支店長が損益を自負することができる。

外資系銀行は、全体の人材に対する教育と訓練を行い、比較的柔軟で、従業員の士気と仕事の効率を向上させるために従業員のやり方を奨励する。

第3章 外資系銀行の進出による上海地域労働市場の変容

外資系銀行は中国の政策よりいろいろな制限がされて完全に発展はできない。しかし、国内と外資系間の人事異動は依然として非常に頻繁である。外資系銀行の進出は上海の就職者に多くの就職先を与えた。また、働いている従業員の考え方や生活態度にも多少影響を与えている。

労働者の声を聞くように筆者は上海において外資系銀行の経験を持つまたは金融関係の仕事をやっている労働者31人に質問調査票を配り、ヒアリングを展開した。

結論としては、外資系銀行の進出は上海の従業員たちに仕事の方面と生活や物の見方への影響が深いと言える。さらに、人々の考え方や価値観を変

わるほど深いとみられる。

調査によって、以下のいくつか点が分かってきた。

- 1) 大学までの学歴と英語の精通は基本である。
- 2) 上海における外資系企業に助けを与えた。
- 3) 転職率が高い。
- 4) 報酬と福祉は労働者が最も気にすることである。
- 5) 労働組合に加入率は高い。
- 6) 外資系と国内企業の違いはビジネスの概念とビジネスへの焦点にある
と言える。
- 7) マルチタスク（多様化）な人材が一番重視されている。
- 8) 上海の就活チャンスも増えてきた。
- 9) 会社の企業文化と管理理念は従業員にとって非常に重要である。
- 10) 地元の人材は外資系銀行の管理理念に触れることができる。
- 11) 外資系銀行は上海の多様化と国際化発展に促進し、関連産業の発展
を促進した。
- 12) 国内銀行の業務と管理の改善は促進された。

終わりに

外資系銀行の進出はグローバル都市としての上海に影響があると言え、また上海の銀行業における人材管理に関しては外資系銀行の進出による影響の可能性は非常に高いと言える。

外資系銀行の進出からの10年間、国内人材管理は自国の国情と金融政策と合わせて自己の仕組みをうまく作ってきた。戦前は外資系銀行が支配していたが、今の国内銀行は支配されないように順調に成長してきた。

労働者への影響からみると、外資系銀行の参入は多くの労働者に職業選択を提供した。さらに、思想的には人々に物の見方や価値観の変わる程の

深い影響を与えた。この側面はあらゆる労働者の視野を広げ、そしてより多くのことと文化を学ぶことを可能にする。また、仕事の選択肢の増加に伴い、周りの都市からの人々や外国人が発展のために上海に来るようになった。上海の発展に大きな役割を果たしてきた。

また、中国市場への外資系銀行の参入は、より積極的な業界競争を引き起こし、上海における地元銀行の変革と改善を促進した。外資系銀行はさまざまな企業理念を上海に持ち込み、それが上海の労働者、企業、そして都市に影響を与えた。

参考文献

1. ピーター・デイッケン (2015) 「Global Shift」, 26-37, 103, 128, 133, 152, 177, 180, 193-197, 204-207, 220, 255, 265-277, 310-351
2. 張秋華著, 太田康夫監修 (2011) 「中国の金融システム」, 日本経済新聞出版社, 1-11
3. PwC-Raymond Yung・Jimmy Leung (2012) 「中国における外資系銀行」, 中国2012年7月刊 (翻訳版), 6, 7, 21-22, 31-33
4. ジャック・チャン (2014) 「中国における外資系銀行の将来2014」, EYG NO.EK0350の翻訳版, 19
5. ジェトロ (2005) 「中国進出企業の人材活用と人事戦略」, 1-12
6. Charles Garfield (2012) 「PEAKパフォーマンスシステムガイドブック」
7. 北京労働保障労働学院 (2011) 「人力资源管理」, 第五章第三節
8. 桑田良望 (2012) 「中国の金融制度と銀行引取」, みずほ総合研究所
9. 朱炎 (2007) 「中国で銀行業の対外開放と外銀現法開業」, 中国網日本語版 (チャイナネット)
10. EY-Jack Chan・Geoffrey Choi・Kelvin Leung・Shelley Chia・Alex Jiang・長谷川 敬・深田豊大 (2014) 「中国における外資系銀行の将来2014」
11. エコノミスト・ナガサキ (2014.9) 長崎県立大学大学院経済学研究科, 「日本多国籍企業におけるグローバル人材管理の現状と課題」, 経済学研究科論集第20号
12. 洪茂管, 張継風 (1989) 「代上海金融市場」, 上海人民出版社
13. 岩間一弘 (2006-04) 「研究ノート 人事記録にみる近代中国の銀行員の給与・経歴・家族——上海商業儲蓄銀行を中心に」, 日本貿易振興機構アジア経済研究所, 21-38
14. 孫玉徳 凌万 (2000) 「WTO加盟に中国銀行業の影響及び対策」, 中国工商銀行都市金融研究所

15. 松村 明 (2006-2014)「大辞林 第三版」, 三省堂編修所
16. 金融庁と日本経済新聞社 (2017年9月20日), 「三菱UFJ9500人分の仕事自動化」
17. KPM (2017)「2017年中国銀行業調査報告」
18. 曾憲明 (1997-01)「近代における上海金融センターの形成と発展 (1850~1927)」, 経済論叢別冊
19. 新保博彦 (2006)「日米コーポレート・ガバナンスの歴史的展開」, 中央経済社
20. 林 幸司 (2018年3月)「日中戦争下の銀行業——抗戦首都重慶に おける経済制度変容の視点から」, 成城大学経済研究所 研究報告No.83
21. (HTTP) <https://bizhint.jp/keyword/14204>, Bizhint 人材管理 (2018年11月20日火)
22. (HTTP) <http://www.csrc.gov.cn/>中華人民共和国金融体制——人民銀行
23. (HTTP) www.supdri.com/2040/上海市都市全体計画作業指導チーム (2016.08.22), 「上海市城市規化 (2016-2040)」

労働組合の組織率の低下とそれへの対応

丸山嘉雄*

労働組合（以下、労組）の推定組織率¹は2002年に19.6%となり、2019年に16.7%となるまで20%を割り続けている。労働者を代表して労働者の権利を守るには、労組の組織率を上げることが重要であると思われる。

本稿は、労組が組織率の低下にどのように対応しているかを見ていく。そして、その効果を確認したうえで、今後、進むべき方向を探っていくものである。

第1章では先行研究と調査対象の現状及び組織率の変遷を見た。

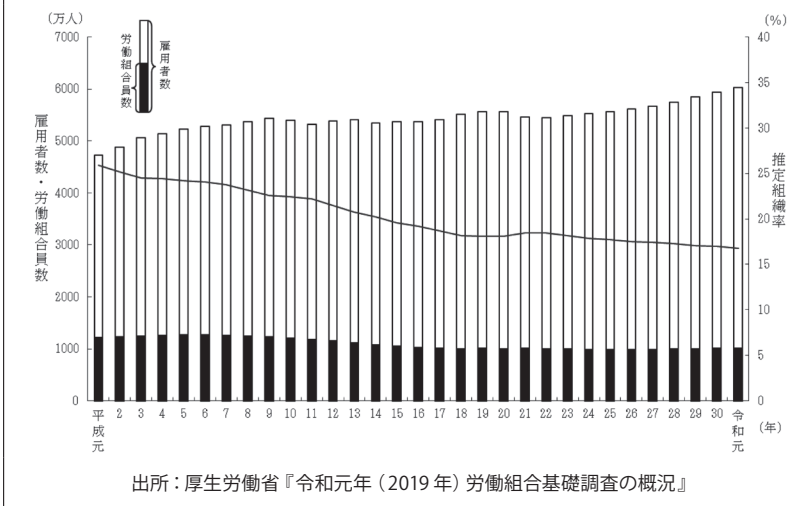
先行研究では、労組組織率の低下による問題点と、その研究時に必要な視点など、様々に論じられた原因や、指摘されたマイナス点を記した。また、労組へ加入する意思を持たせるには、労働者教育が必要であると説いた論も記した。「労働者教育」、「説得する」、「教えていく」、「教育を行う」といった論が展開されて14、5年が経つが、実際の労組組織率は上昇していない。研究の方向性として、その後の労組の実際の対応を確認しつつ、この「教育」を施すという施策が有効であったのか考えていくことを示した。

調査対象の現状及び、組織率の変遷は以下のようなものである。厚生労働省の「2019年労働組合基礎調査の概況」によると、令和元（2019）年の推定組織率は16.7%（女性12.4%）となっていて、一貫して下落傾向を示している（図1）。

* 都市社会文化研究科博士前期課程2020年3月修了

1 推定組織率…推定組織率とは、雇用者数に占める労働組合員数の割合をいい、厚生労働省「労働組合基礎調査の概況」で得られた労働組合員数を、総務省統計局が実施している「労働力調査」の雇用者数（6月分の原数値）で除して計算している（厚生労働省「労働組合基礎調査の概況」による定義より）。

図1 雇用者数、労働組合員数及び推定組織率の推移（単一労働組合）



第2章では労組の社会的な意味、各国との比較も交えた労組の成り立ちと形態、企業別組合である日本の労組について詳しく、そして、労組の歴史をみた。労組の社会的な意味として、経営側から見ても労働力の再生産に必要であり、法的にも有用であることを確認した。次に労組の成り立ちと形態、企業別組合の仕組みをみることにより、現状の日本の労組においては非正規労働者が組織化対象となりにくいことを示した。また、労組の歴史を見ることにより、上部団体が、考え、路線の違いによりまとまることができないことを示し、このような組織に労働者が積極的に加入する意思を持つかどうか再考の余地があるかもしれない、ということも示した。

第3章では労組の有効性を示した。賃上げ（維持）効果、雇用保障、離職行動への影響、生産性への寄与についてみてみたが、どれについてもプラスの効果があるとの結論を示した。これにより、労組の具体的な有用性を確認し、組織率の向上を目指す意義を明確にした。

第4章では、労組組織率の低下の原因と、労組が組織拡大のために行っ

ていることを記した。労組組織率の低下の原因は、産業構造の変化、働き方の多様化、雇用形態の複雑化、生活水準の向上、及び、それらの変化に労組が対応しなかった、などが挙げられるが、原因は複合的なものと思われる。

労組が組織拡大のために行っていることとしては、ナショナルセンターの動き、産業別労組の動き、個別労組の取り組みを確認した。

第5章には結びを記した。ここでは全体の総括と、「労働者教育」、「説得する」、「教えていく」、「教育を行う」といった論の有効性に疑義があることを論じた。

労組の推定組織率が16.7%にまで落ち込んだのは、現状に対する正確な分析がなされず、また、従来の施策には十分な有効性がないためと思われる。とはいえ、産業別労組の事例の中には多少なりとも効果があるように見えるものもあるため、これらの有効性の検証の必要性を記した。

労組の組織率低下の原因は複合的なものであり、簡単に解明できるものではない。問題の解決に至るには、さまざまな方法を研究、検証する必要があるが、それは今後の課題としたい。

主要参考文献・資料

- ・ 占部都美・大村喜平 (1983)『日本の労使関係の探究』中央経済社。
- ・ 大河内一男 (1972)「社会政策と階級闘争」『社会政策論の史的発展——大河内一男社会政策論集(1)——』有斐閣。
- ・ 川口大司、原ひろみ (2007)「労働組合は役に立っているのか? —— 組合効果の計測 ——」『JILPT DiscussionPaper07-02』。
- ・ 厚生労働省 (2002)『日本の労働組合——歴史と組織』第二版。
- ・ 厚生労働省 (2019)『令和元年(2019年)労働組合基礎調査の概況』。
- ・ 白井泰四郎 (1968)『企業別組合』中央公論社。
- ・ 都留康 (2002)『労使関係のノンユニオン化——ミクロ的・制度的分析』東洋経済新報社。
- ・ 外館光則 (2007)「労働組合と離職率」『日本労働研究雑誌』No.568 2007年11月号 pp.51-62。

- ・独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (2012)「非正規労働者の組織化に関するヒアリング調査」。
- ・独立行政法人労働政策研究・研修機構
<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0208.html>より
 上記URLアクセス：2020年1月30日 午後12時30分
 図 雇用形態別雇用者数 (PDF：118KB)
 表 雇用形態別雇用者数 (Excel：60KB)
 雇用形態別雇用者数 男女計 1984年～2018年
- ・中村圭介 (1988)「組織率はなぜ低下しているのか」中村圭介・佐藤博樹・神谷拓平『労働組合は本当に役に立っているのか』総合労働研究所。
- ・中村圭介 (2005)「総論 衰退か再生か」中村圭介・連合総合生活開発研究所編『衰退か再生か：労働組生活性化への道』勁草書房。
- ・野田知彦 (2002)「労使関係と赤字調整モデル」『経済研究』第53巻第1号、一橋大学経済研究所、pp.40-52.
- ・原ひろみ、佐藤博樹 (2004)「労働組合支持に何が影響を与えるのか——労働者の権利に関する理解に着目して」『日本労働研究雑誌』No.532 November 2004。
- ・前浦穂高 (2015)『非正規労働者の組織化の胎動と展開——産業別組合を中心に——』JILPT Discussion Paper 15-01 独立行政法人 労働政策研究・研修機構。

沖縄出身ポスト団塊世代の談話において グループ・アイデンティティの表出が いかに行われるか —— フレームの枠組みを使って ——

北 村 加代子*

沖縄出身者に関する研究は社会学、民俗学、言語学、歴史学など多岐に渡り、ライフストーリーやアイデンティティなど数多く研究されている。それらの研究がいかに反映されているのか現時点では明らかではないが、一般的に沖縄出身者があるステレオタイプに印象づけられている傾向があることは否めない。したがって本研究では、ある特定のグループではあるが、高校時代に祖国復帰を経験し本土への進学あるいは生活の経験を持つ沖縄出身ポスト団塊世代を対象に、その経験を共有する研究者と友人間での会話を相互行為の社会言語学の理論枠組みで質的に分析し、実際のコミュニケーションがいかに運ばれているかをミクロな視点で捉えることをひとつの研究課題とした。また「他者として」生活した経験などを語るナラティブをフレームの枠組みを用いて談話分析し、グループ・アイデンティティの表出がいかに行われるかを考察することを目的とする。

本研究は沖縄式の「生年祝い」の行事が大いに関係していることから、第1章のタイトルを「トゥシビーを迎えた羊たちの人生」とした。データ収集に至る経過は参与者の還暦祝いがきっかけとなっている。

* 都市社会文化研究科博士前期課程 2020年3月修了

第1章は「はじめに」において、本研究の分析に関する相互行為の社会言語学と社会的アイデンティティやグループ・アイデンティティの先行研究を整理し、続けて研究の背景、動機、目的を詳細に記した。

第2章1節では、思い出話や雑談などの談話をめぐる参加者の関係性や歴史的、文化的、社会背景を明らかにするために相互行為の社会言語学を先行研究とした。文脈化の手がかり、フットイング、フレーム、参加の枠組みの順に紹介し考察を行った結果10組のデータを33通りのフレームに分類することができた。この結果は参加者の談話におけるアイデンティティの多様性を物語るのではないだろうか。

2節では参加者の談話においてグループ・アイデンティティがいかに表出されるかを考察するため de Fina のグループ・アイデンティティ理論について概観した。また一般に流布されている沖縄出身者のイメージと実態を考察するため、Goffman の社会的アイデンティティのスティグマを取り上げた。

第3章では、1節で2017年4月から2018年6月までの対面インタビューの記録を記した表1を提示した。インタビューでは筆者からの質問もあったが、全体として参加者に自由に主に高校卒業後の人生を語ってもらった。各々の青春を語るインタビューから筆者がイメージしたのが1973年に上映されたアメリカ映画「アメリカン・グラフィティ」である。主な参加者が高校3年生時のことである。参加者も映画に多少影響を受けていたのではないかと推測しタイトルを「オキナワン・グラフィティ」とした。

2節でデータ別の参加者(表2.)を提示し参加者を個別に紹介した。参加者の語るスモール・ストーリーをイメージし「オキナワン・オムニバス」と題

した。3節で研究手法を説明した。参与者へのインタビューは2017年4月22日から2018年6月23日までの間、16回各々30分から2時間程度対面インタビューを実施、合計約1380分(約23時間)のインタビューとなった。その後電話やメール、SNSを使用しインタビュー内容の確認等を行った。

第4章で、データ分析を行い参与者の関係性などを紹介した。4.1.1.(データ1)は、男性二人と女性(筆者)三者による思い出話のデータを Tannen and Wallat のフレームとスキーマの理論を基に、話題に現れるアイデンティティの多様性について考察し、また Goffman (1974) によって展開された参与の枠組みで分析した。断片1から断片3までの構成で、断片1は談話のフレームを「打ち明け話の開始」、断片2は「北部の英語学校」、断片3は「信夫宅に居候」と名付けた。

4.1.2.(データ2)は、森川がデータ1で語った「北部の英語学校」と「信夫宅に居候」を再度、平田を交え語り合ってもらった。データ1収録時には、森川と筆者は小学校卒業以来、50年ぶりに会話を交わしたのであったが、その時に森川がインタビューで最も語りたかった内容が、森川と筆者の共通の友人である平田との思い出話であったと推測したからである。このようなインタビューを引き受けるなどポジティブに行動する人はある話したい事柄を持っていると推測した。4.1.2.は4.1.1.で森川が語った思い出話を修正しつつ平田と2時間近く更に細部に亘り語り合い、断片4から断片7まで両者のナラティブを作り上げている。断片7は「ほろ苦い思い出のフレーム」と題したが、森川、平田、筆者の三者にとって、青春時代のあの頃のフレームで語られている。森川と平田は親同士も似た境遇で幼いころから家族ぐるみの付き合いがあったことが理由の一つと考えられるが、長嶺との会話より、声の高低、会話のスタイル等が似ているところがあり、録音を聞いただけでは

誰の声か判別できないところもあった。それと比較すると、長嶺と森川は違うイントネーションで話していることが判別できた。森川と平田の間で、本題に入る前の14分間にスモールトークが行われたが、その間、15枠の話題の転換と推移があった。ひとつの話題に対しひとつの知識スキーマが存在すると考えると、話題の転換のたびにフレームも新たに形成されると考えられることから、森川と平田両者の語りからアイデンティティのレパトリーの多様性を見ることが可能である。

4.1.3.(データ3)は、中学時代に仲良しだった女性ふたりが久しぶりに会い近況を語り合うスモールトークを分析しGoffmanやde Finaのアイデンティティ理論を用いて考察した。データ3では特に引っ越しを多く経験した石垣の語りからことばについて考察した。

4.1.4.(データ4)は、データ3の石垣の声かけで集まった中学校の同窓生のグループ、60代既婚女性5人の雑談を収録した。女友だちの談話において雑談のフレームからアドバイスのフレームに変化する様子や友人との関わり合いと独立という対立概念(Tannen, 1984. 梅本, 2013)について考察した。60代既婚女性に共通する美容と子どもに関わる話題から、この集まり(gathering)を主導した石垣と他のメンバー(筆者以外)が属する中学の同窓生のグループについての話題に移行する様子からグループ・アイデンティティについての表現法を分析した。美容院開店と中学の同窓グループについての話題がそれぞれ「母親の役目」や「同窓生の規範意識」のフレームを形成している。

4.1.5.(データ5)の参加者は、データ2と同一メンバーの森川と平田と筆者で、3人は小学校の同窓である。平田と森川は同じ中学の剣道部員であっ

た。平田は小学生の頃から剣道の稽古を始めていた森川の誘いで剣道部に
入部したとのことである。平田と筆者は高校の同窓である。平田と森川は復
帰記念沖縄特別国民体育大会（若夏国体1973年5月3日開催）の剣道の強
化メンバーで、平田は副将として出場、団体優勝の経験がある。平田と森川
が沖縄県剣道連盟のメンバーの消息を確かめ合っている。先輩後輩のフレー
ムで話し合われている様子を分析した。

4.1.6. (データ6) は、ごく親しい間柄での女友だちの思い出話をフレーム
の枠組みと Tannen (1984) が提唱する2つの対立概念を用い分析した。語
り手聞き手、高校卒業後に東京に進学した者同士、その頃をノスタルジッ
クに思い出している。断片11では聞き手語り手がグループ・アイデンティ
ティを表出し、Tannen (1984)、梅本 (2013) が提唱する2つの対立概念
(involvement, independent) が提示された。断片11~断片13のフレーム
は「ノスタルジーのフレーム」⇒「打ち明け話のフレーム」⇒「自己肯定感のフ
レーム」と変化した。

4章2節はグループ・アイデンティティを表象することばに焦点を当て分析
した。このデータにおける参加者も1節と同様に沖縄出身ポスト団塊世代で
ある。4.2.1. (データ7) は宇良のグループ・アイデンティティとしての意識が
顕著に表象されている直接的なことばを考察した。4.2.2. (データ8) は、沖
縄出身者として特徴的な言語行動を表出しているできごとに着目した。4.2.3.
(データ9) は沖縄出身の妻と東京出身の夫の夫婦が東京から沖縄県北部
に移住する決意を述べた談話と「島ぐるみ会議」入会についての談話からグ
ループ・アイデンティティを直接的に表出させた表現を考察した。4.2.4. (デー
タ10) はマナー講師や企業のクレーム対応の講師を務めた参加者との会話
から筆者の研究に関する一致点を見出し、両者の関心がことばに焦点を当て

る共通点を確認するフレームを形成する過程を明らかにした。

第5章で、第4章のデータ分析についての考察を行った。データは4章1節で「話題に現れるアイデンティティの多様性」、2節で「グループ・アイデンティティを表象することば」と大きく2つに分けられている。それぞれの節のデータの参加者は筆者（女性）との一対一の同性同士、異性との個別のインタビュー、また同性同士、異性混合のグループがある。ジェンダーの視点を踏まえ主に Tannen の理論と Goffman の社会的アイデンティティ、更に先行研究で取り上げた概念を援用し考察した。第6章のまとめでは、先行研究と本研究で明らかになったことを対比した。付録で文字化記号を示し最後に参考文献を記した。

高齢化時代の中国地方都市における 住宅団地更新に関する研究

巖 弼 鵬*

第一章 はじめに

1.1 背景

都市化が急速に増加するとともに、人口高齢化率も加速な傾向に表れる。2016年まで、中国の65歳以上の高齢者人口は約1.5億人になり、高齢化率は10.8%に達した。30年間で高齢化率は約5%から約10%を超える急速に増加した。

一方、中国の住区開発は建国から数十年の間社会と経済と政治の変革から影響を受けている。

1950年代～60年代の建国初期は住宅供給不足と環境悪化問題を解決するため、西欧で運用されている近隣住区理論とソ連の住区理論を参考にし、閉鎖的住区から開放的に変革が始まる。「居住区」-「居住小区」-「居住組団」という計画空間構造が形成された。建国初期から改革開放までの計画経済という時期で、「生産優先、自分の生活は後回し」という都市建設政策と完成的な住宅福利化の政策により、「国家」や「単位」が住宅の建設資金を提供し、労働者に分配する。結果として、単一的な住宅供給政策は住宅不足と環境改善を制約していた。

1979年改革開放以後、住宅改革と市場経済より、政府は単一的な「統代建」、「単位住宅」から不動産市場開発に着目した。住宅の市場化、商品化の指針により、大量的に建設されてきた。現在は大量の現存ストックは老朽

* 都市社会文化研究科博士前期課程2020年3月修了

化、施設不足問題に向かっている。

1.2 研究目的

私の論文において、「住民と公団とのパートナーシップ」で建て替えられた武蔵野緑町団地などの事例の経験を参考した上で、新疆ウイグル自治区昌吉回族自治州昌吉市の住区の実態を評価し、これからの高齢化時代の都市づくりにおける住宅団地更新について高齢者を含む住民が主体として参加することの導入の重要性を論じたい。

1.3 研究方法

本研究の研究方法として、以下の二点があげられる。

1. 文献調査により、日中両国集合住宅団地更新事例を分析し、日中両国の建て替え仕組み概観を把握する上で実地調査を行う。
2. 実地調査については、インタビュー調査を行うことにする。居住環境の住民を主体形成する調査、分析で用いるが、実際の場面においては、中国の特殊な行政、また模索段階中の都市計画における仕組みにより、住民と行政が時には対峙し、時には協働している。以上を踏まえて、位置付けが曖昧である住民、政府、不動産開発者三者の三角関係をどのように取られているのかを把握する。

第二章 日本集合住宅団地更新

2.1 日本集合住宅団地と団地再生

日本で集合住宅で構成された「団地」はタイプは多くあり、それに関わる開発制度も異なる。これから団地再生の事例を分析、理解するためには、まず、変遷から整理することが妥当だと考えられる。

千葉大学の小林秀樹の「「団地」の歴史的変遷と今日の課題」によると、彼が集合住宅を広域から数棟レベルまで見ると、大きく以下のタイプが分けている。1) 新都市（ニュータウン）の住宅街区に建設された集合住宅群、2) 郊外の大規模集合住宅群（千戸～5千戸程度、学校等の施設とともに開発された特徴がある）、3) 既成市街地の工場跡地等に建設された大規模高層住宅群（千戸～3千戸程度）、4) 小中規模集合住宅群（千戸以下）。初期は既成市街地の賃貸団地が多い。昭和50年代以降は分譲が中心になる）。

第二次世界戦争より、社会資源を再分配し、建設原料の欠乏より、公共住宅の建設量は段々減ってしまい、戦後の1947年同潤会は解散し、戦前の日本公共住宅歴史は終止符を打った。しかし、同潤会と住宅営団は国家が住宅政策に介入するため重要なサンプルとして、戦後公共住宅政策の参考になった。

今日の団地ストックの中心をなすものは戦後の高度成長期に開発された「団地」である。

2.2 日本東京都武蔵野緑町団地

1、武蔵野緑町団地

(1) 立地状況

緑町は武蔵野市に中心に位置し、周辺は武蔵野市役所、公園、学校など公共・公益施設などがあり、緑豊かな地区である。

武蔵野緑町団地の所在地は武蔵野市緑町2丁目であり（図1）、建て替え前の名



図1

称は武蔵野緑町団地だが、改修後名称を変更し、今の武蔵野緑町パークタウンになった。

団地東側は三鷹駅から北に延びる中央通りに接しており、通りを挟んで東側には武蔵野総合体育館、武蔵野市立大野田小學校、武蔵野市民文化会館、通りの西側には団地に接する武蔵野市役所、むさしの市民公園がある。

団地の西側には武蔵野中央公園があり、北側にはNTT武蔵野研究開発センター、武蔵野クリーンセンターがある。南側にはバス停、商店街があり、団地は周辺地域の東西・南北線上の生活結节点的な位置にある。

2.3 事業主体と住民の協力関係（パートナーシップ）を構築について

当初公団は、「制度、事業ありき」の立場から緑町団地だけを特別扱いでできない立場から固執した。しかしその立場が緩い変わりをはじめるのは、92年4月の非公式交渉からである。ここでは、居住者試案と樹木マップが提出された。それによって以後交渉は試案をめぐる具体的な交渉となった。92年7月には、環境プロジェクトは「樹木、雑草、鳥マップ」を、間取りプロジェクトプロジェクト「私の住みたい理想の間取り」と提示し、文集プロジェクトは文集「らくがき町」によって、住み手の団地に対する思いを訴えた。また居住者試案も公団の事業計画上の予定住戸数を全く同じにした内容のものを提出した。公団担当者は次第に「人、生活ありき」の立場への理解を示し、事業主と住み手のコンサルテーションの回路は徐々に開かれていた。

居住者と公団との交渉によって作られた修正案は、公団の建て替え事業という現行制度の中では大幅に変更されることはなかったが、フットパスの継承、ピロティを用いての対面性の仕掛け、街区ごとに異なるオープンスペース、一部に4・5戸型住棟を入れるなどにおいて住民のコンセプトが取り入れられた。

修正案を取り入れられた住民側の提案は部分にすぎないかもしれないが、

住民が異を唱えるだけではなく、ともに計画を進めようと具体的な案を出し、対等な立場でコミュニケーションを続けたことに、事業主体と居住者との協力の関係を築くことについて条件付けていると考えられる。

このパートナーシップような方式によって、事業主体と居住者の協力関係を構築することの中には、二つのコラボレーションの関係が作用する。一つ目は、居住者同士の協働の中で、自発的な活動が有効な媒体としてしくまれ、想像力や創造力が触発され、居住者の定住意識の活性化により既存の生活をふまえた説得力がある議論、様々な多様性持つ活動をまじえながら展開しうることである。二つめは、専門家と居住者の協働によって問題に対する視野を広げ、現実的かつ交渉力のある代替的な計画を描き得ることである。これらのコラボレーションが、事業主体と居住者の間に信頼関係とより対等な関係を生み出し、独善的になりがちな事業主体による計画が固有の生活力を結び更新計画として生まれ変わる可能性を示唆するものであった。

2.4 小括

武蔵野緑町団地での更新計画への居住者参加の事例は、コラボレーションによるパートナーシップ方式というパラダイムシフトをもたらしたといえる。このコラボレーションとは、居住者自身が既存環境の熟知者として、生活者自らの立ち位置から、継承すべき団地の価値を様々な創意に満ちた体験活動によって表現し、その居住者資源を伝播するという創造活動であった。それを生かしつつ専門家を巻き込み、計画試案を作成したことが、事業主体主体の垂直的な伝達から水平的対話への回路を開くことに有効に動いた。

第三章 中国地方都市の集合住宅団地更新

3.1 対象地の位置づけ

中国の社会経済の急速な発展に伴い、中央政府は「新しいタイプの都市化」を提案し、都市化プロセスは日々加速しており、都市建設は新しい段階に移る。都市部と農村部の計画は、拡大型計画から既存量向け更新型計画に転換している。

昌吉市は、新疆ウイグル自治区昌吉回族自治州に属し、天山北麓、ジュンガル盆地の南縁に位置し（図2）、アジア欧州大陸の中心に位置であり、州府の所在地である。総面積は8,215平方キロメートルである。



図2

昌吉回族自治州面積約73.7万km²、人口は2016年末まで約159.8万人。

同州の州人民政府の所在地であり、同自治州の商工業の中心であるだけでなく、市内に昌吉大学を有する文化・教育の中心。人口の大部分はイスラム教徒。主な産業は畜産と製油。

2018年までに、昌吉市は5つの街道、8つの鎮、2つの郷、2つの機能区、2つの農場、1つの管理駅を管轄している。

(1) 対象地向け住宅団地更新の現状調査

昌吉市もしくは中国の住区更新事業は都市計画に含まれていて、都市計画が都市をコントロールする手段の一つとして存在する日本のまちづくりのような概念はほとんどなくて、最も近い概念は社区計画だが、都市計画からは独立されていない。

昌吉市には大量の旧居住区は当時の経済技術水準に限られ、その機能は現代の住民の生活需要を満たすことができなくなり、安全、適老、省エネ、環境保護、住みやすさなどの面では早急な改善が必要である。

だが、都市の中でこれらの住宅所有権はきわめて複雑で、不動産市場の開放に以来の住宅所有権の私有化は、区内の所有者の多くが協調しにくく、利益関係が複雑ため、現在の旧住区の更新は難しくなっていく。

以下は地元政府相关部门と事業参入経験があるデベロッパーのインタビューにふまえ、事業内容、流れと現状問題点から整理する。

(2) 更新内容

昌吉市の住区もしくは「老旧住区」における更新事業としては主に住環境のリノベーションと住宅の立て替え事業にさしている。中国の都市化により生み出した多くの遺留物は、今や中国の都市計画の事業に影響を与えている長期的な立て替え事業により改善している。住宅管理局が担い手として国家の政策に基づき、具体的な方策を執行するということである。

「老旧住区」の更新については主に基盤施設、水道施設、住宅壁の保温修復作業、また乗車位の補充、緑化のリノベーション、トレーニング施設の補充などの住民基本施設を行う。

(3) 計画の流れ

「老旧住区」の立て替え事業における大まかな流れ（図3）は事業計画決

定後、建物の取り壊し数、また、床面積を精算する。その後、当地の都市詳細計画の規制的詳細計画に基づいて、不動産会社あるいは設計会社を委託して修築の詳細計画を作成し、その書類と計画案を計画審議委員会に提出して指標、合理性などに関して審査を受ける、受けた後国土局に提出し、審査を受けて、意見を聴取する。意見に関して計画案を改善し、また、計画審議委員会に提出して、計画委員会を通過するまで意見をもらい、改善を繰り返す。通過後、計画案は修築段階に移る。

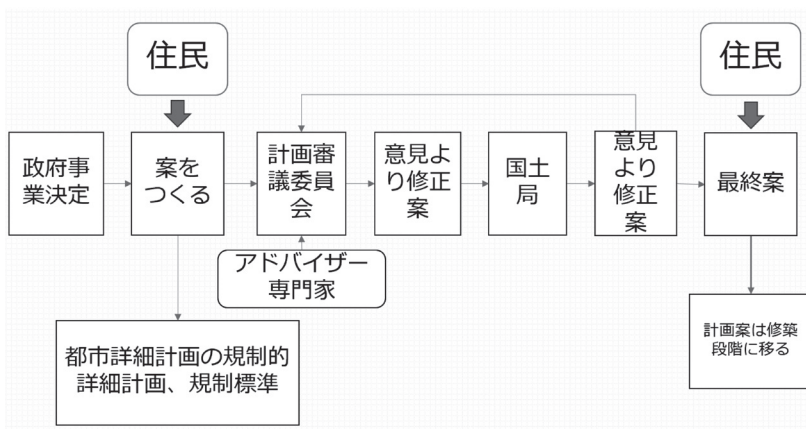


図3

概観からみると、専門家、行政部門の人員、アドバイザーが参加する審議委員会が事業を左右している。行政規制に違反行為が生じない場合は住民の影響は比較的弱い。不動産企業あるいは行政機関も短期経済利益に注目し、住民参加の「老旧住区」立て替え事業・更新に対して行政機関の政策・政令等の規制が必要と考えている。

(4) 住民参加より事業進行の効率化欠如

住民参加に関してはデベロッパー側は、多数住民側からの意見や不満が来ている場合は少ないだが、彼らは決定権はないため、図3の示すよう

に、都市詳細計画の規制の詳細計画にて決められる基準、そして計画審議委員会の意見に従って計画案を修正を行うことである。

住民たちは個人的に相次いでデベロッパーに意見を提出すると、事業は完成するまでに大量の時間がかかる、効率も著しく減っていく。高齢者に関する配慮は今は書類上の方針に止まっている。

デベロッパー企業あるいは行政機関も短期経済利益に注目し、住民参加の高齢化住区リノベーションや立て替え事業に対して行政機関の政策政令等の規制が必要と考えている。今の設計案は行政機関が決める規制に従って案を作成し、不動産と意見提出行政機関の意思を反映している。

住民たちに対する説明会あるいは公示は主に計画案が規制を違反するかどうか、政策の解説について展開している。意見の優先順位は専門家、行政機関が優先するが多い。

3.2 住民参加に関する調査とデータ集計

(1) アンケート調査

住民側の住民参加などの様々な意見を聴取ため、インタビューと公聴会の手法により、アンケート調査を方法として、更新と参加の両方面から、住民の意見を聴取する。

調査方法：調査方法としては、データの客観性とランダム性を保つため、一方、幅広い対象地の住宅団地においてアーケードを配りのは困難であるため、地元学校の協力を得て、学生たちを通じて、両親にアンケートを渡し、複数の住区の状況を把握することができると思う。

調査内容：調査内容にかんしては、三つに分けている。一つ目は基礎情報（年齢など）である。

二つ目と三つの部分は住民たちが現在住んでいる住宅団地

に関心しているかどうかと、それに、住民参加ということについて意識しているか否かのことを考えた上で制作した。

3.3 考察

現在、市場経済への転換期中、住民は居住区の改造に対する参加意欲が強くなりつつあるが、地方都市の改造過程における住民参加は未だに重視されていないと指摘された。

基本的な関連する法律制度の健全化が必要とされている。立法は居住区の改造にとって重要な役割を持っている。これからの法律の確立は基礎的な住民参加を基本とし、住民たちが都市居住区の改造に参加する基礎を支えるために用いなければならない。実施については、住民の参加に関しては具体的な内容を明確にしなければならない。住民が居住区で改造する計画を知る権利、参加権を有していることを明確化する必要があると考えられる。

地方都市ではなく、大都市の「旧区」の更新・改造は「経済利益優先」が原則として、「社会利益優先」ではなく、都市が大量の経済利益を得ていると同時に、巨大な社会、文化などの代価を払ってしまった。長期以来、中国の住宅は新規建設と全面建て替えを繰り返している、質ではなく、量を重視している「粗放」式の住宅建設手法。加えて、行政機関の異動は時に直接的に総体計画と詳細計画に影響を与える、大規模の突発開発事業が起こる場合もある。住民参加の欠如により、住区自発的な更新は困難であり、こういう循環も社会の資源を無駄に消耗している。

客観的に言うと、中国は経済発展の圧力に迫られている。「経済利益優先」という原則はやむを得ないことであり、必然性があると考えられる。が、経済利益に対する追求は根本的な目標ではなく、社会利益を実現するための手段と保証だと考えられる。

第四章 まとめ

中国住宅団地の治理主体が多多元化に発展し始めたにもかかわらず、政府が更新の絶対主体として存在している。上から下への行政命令は評価基準として中国住宅団地設計に用いられている。末端組織（住民委員会など）の行政機関の末端に属し、末端の行政管理と上級行政命令の執行だけの役割を持ち、本当の住民自治機能を持っていない。

居住区の改造・更新の過程でコミュニティ住民の積極的に参加するだけでは十分ではなく、さらに多くの社会的非営利組織巻き込み、居住区の改造に参加する必要があると思われる。非営利組織の各種の資源を巻き込み、コミュニティの建設と非営利組織のつながりを構築する。

中国住宅団地の更新は専門家がより深く参加することを求めている。特に国内都市の高層ビルが絶えずに増加している今、専門的な設計者が居住区住民との有効なコミュニケーションを実現できるかどうかは極めて重要である。

現状では、多くの改造設計者が就職前に受けた教育は都市のハードウェアにむけ、例えば建築と道路を基盤整備などがある。この方式では明らかに居住区の改造の順調に進行することにとっては影響を与える。現在典型的な居住区の改造は、住民の考えを無視すれば、居住区が最も核心を失ったようになる。国内の多くの居住区の改造設計は二次元の建設ながれに基づいており、住民とのコミュニケーションが足りなくなることは多数ある。多くの設計者は地区と都市の設計に専念している。

参考文献

1. 山田朋子・延藤安弘 「コラボレーションによる団地更新計画に関する考察—— 公団武蔵野緑町団地における公団と住民のパートナーシップ方式について」 1993年度第28回日本都市計画学会学術研究論文集

2. 出口敦・宋俊煥 「ニュータウン・住宅団地等の開発から再生への変遷(特集 地域における「団地再生」)」都市計画=City planning review 65(4), 26-27, 10-13, 2016-09-15
3. 戸辺文博「団地再生に関する一考察」(特集 団地再生論の現在) マンション学 (19), 41-48, 2004-08 日本マンション学会
4. 鈴木雅之「やってみて分かった団地再生(特集 持続可能なハウジング“団地再生”(持続可能な“団地再生”に向けて)」CEL 88, 38-41, 2009-03
5. 小林秀樹「「団地」の歴史の変遷と今日の課題」都市計画=City planning review 65(4), 14-17, 2016-09-15
6. 秋元孝夫「持続可能な“団地再生”に向けて——“団地再生”に“住まう側”の意志をどう伝えるか!」地域再生の試案 CEL 88, 29-32, 2009-03
7. 団地再生支援協会・NPO団地再生研究会・合人社計画研究所「団地再生3団地再生・プロジェクトの本質」(2012)
8. 中島英司「集合住宅の建替えと高齢者の居住の安定:武蔵野緑町団地の建替え事業が示すもの」人文研究論叢 2, 5-20, 2006-03-31
9. 住宅団地再生に係る課題について交通省 <http://www.mlit.go.jp/common/001081181.pdf>
10. UR都市機構 <https://www.ur-net.go.jp/>
11. 原 斌・吕学昌「新常态下の中国旧市街地更新に関する研究」北京計画建設
12. 洪 雯「建国以来の市街地更新に関する研究」都市計画2000「4」
13. Xu Fan「Research of developing building and running management for the aging residential in our country」
14. Zhang Beibei, Liu Yungang「Commuter Town's Problems, Transition and Future : A Case Study of Tama New Town, Japan」UPI, 2017 Vol.31, No.1
15. Zhou Fengyue「高齢化時代に対する都市計画ガイドラインに関する研究」都市研究, 1998.NO.1, vol68
16. Cui Jian「団地再生:旧住宅区の再生に注目する」北京計画建設, p147
17. Zhang Ronghong「中国の都市計画策定における住民参加手続きに関する一考察」九大法学(2012年)
18. 福田由美子「危機に直面した団地にこそ住民が主体的にかかわる必要性と可能性がある」CEL, Mar.2009
19. 秋元孝夫「持続可能な“団地再生”に向けて——『“団地再生”に“住まう側”の意思をどう伝えるか!』地域再生の試案」CEL, Mar.2009
20. Zhang Ya Study on the Transformation of Old Residential District ——Tianjin for Example
21. Wang Yiming Redevelopment of Small and Medium-sized City in China —— Take the Nancheng County, Jiangxi Province for Example

22. 藤井さやか「多民族が集住する公共団地の再生事業における社会的包摂に関する一考察 — トロント市リージェント・パーク団地再生事業を事例として —」都市計画論文集, 2015-10, p1045-p1050
23. 菅沼若菜「高齢社会における住宅政策 — 横浜市の団地再生を事例に —」
24. 国土交通省 — 団地再生

中国における企業の社会的責任への考察 環境問題をめぐる

張 柯 宇*

中国は世界最大の発展途上国であり、政府だけの力ではやりきれないことがたくさんある。中国では地域によって社会事業における問題点と不足もずいぶん違ってくるのである。大都市では過密、汚染などは問題とされているが、中西部では過疎と学校などの基礎施設の不十分が問題である。従って、中国においても国という全体で同じCSRの取り組みを行うよりも、地域の特性を沿った地域志向のCSR活動が望ましいと思われる。

また近年、中国の環境問題が一番深刻で、PM2.5問題が世界中の注目されている。私の出身地西安を例として考えている。環境汚染について、中国政府により近郊の石炭火力発電所の操業停止や都心部への自転車乗入れ規則の強化などが実施され、一連の取組みによる効果を中国政府も強調している。このような大気汚染問題は一時的に改善したものの、人口の増加や自転車の増加に伴って、再び最悪の状況になっている。その理由としては政府による環境対策は不十分であり、中国企業の環境への意識がいまだに低いということが挙げられる。環境保全に対する取組みの重要性を認識していない企業が多い。

さらに、近年では市民も精力的に活動を行う姿が目立つようになり、企業、政府以外のルールからも環境への取り組みが進むことが予想されている。今後は、これら多方面からの環境問題へのアプローチが進むことで、環境を始めとする中国が抱える問題が少しでも改善されることを期待したい。

今までの研究は、中国の環境問題に対して、環境政策や法が機能しな

* 都市社会文化研究科博士前期課程 2020年3月修了

い点に着目し、地域や国の制度、体制、行政、司法が抱える矛盾や課題を明らかにしている。主に国や地方の課題が着目され、中国の地方政府が利益重視主義に陥る構造で環境問題の原因を分析する。CSRが環境問題改善に有効であるという研究を踏まえて中国の事例を考察する。その上で、CSRは、ステークホルダーとの関係は重要で、CSRの促進要因として市民や行政の存在も考察せねばならないことを主張する。また、中国における環境問題の解決には企業の取り組みが必要であり、市民や行政からのリアクションが不可欠である。そこで、本研究では、中国の環境問題の解決のために企業のCSRが重要であることを示すとともに、市民や行政からの効果的なリアクションが必要であることを指摘し、最後に、中国のCSRを促すための、外資系企業や政府、市民の課題を整理する。

中国改革開放前、政府は「一元管理」という形で政府は社会問題管理の責任を負う。中国改革開放後、企業は自身発展のために、積極的に社会問題の解決を参加して、企業の役割もますます重要になってきている。だから「企業」の視点から中国の社会問題を解決するのは今回研究の特徴である。過去の研究は「政府」の視点から中国の社会問題を研究する。自分の研究は「民間」という企業の視点から中国の社会問題を研究する。ほかの国と比べると企業のCSRは中国にとっては新しい概念である。

本研究は西安の企業を例として、企業は環境問題の解決能力があることを発見する。企業の目的は営利だけではなく、企業のCSRを通じて企業はより良い発展を遂げ、企業の社会的責任を履行できる。西安のような成功例は中国のほかの都市にとってモデルとして学ぶ、中国全国の企業はCSRを導入することによって積極的に企業の社会的責任を履行できるようにする。

論文の構成

はじめに、本論文の問題意識と研究目的、意義を明確する。本論文は4

つの章から構成されている。

第1章：CSRに関する先行研究、定義、国際規則ISO26000と国際範囲におけるCSRとの動向を説明する。それから、中国はなぜCSRと取り組むのか、四つの要因から分析する。その上で、中国企業はCSRとの取り組みはどのような意義があるのか説明する。

第2章：中国におけるCSRはどのように発展するのか、その発展の段階を説明する。またCSR報告ガイドラインの変遷と2017年中国社会科学院による企業のCSRの評価から国有企業、民営企業、外資企業の前20位の企業をまとめて、それから事例を挙げながら国有企業、民営企業、外資企業の社会的責任の取り組みを分析する。その上で、中国企業のCSRの特徴を分析する。

第3章：中国全国範囲の環境問題を説明することを踏まえ、それから西安の大気汚染の現状を述べる、西安PM2.5問題の原因を分析する。大気汚染の解決するために企業と政府は何を努力するのか、その成果と疑問のあるところを説明する。最後、大気汚染を解決ために、政府と企業の動きを説明する。

第4章：中国CSRにおける環境対策への期待。中国のCSRを促すための、外資系企業や政府、市民の課題を整理する。

終わりに、本論文をまとめる。

各章の内容

本論文では、まず先行研究において、企業は、自社事業の利益性と社会の利益性を両立することを説明した。国際範囲のCSRに関する知識を踏まえ、中国におけるCSRの背景を紹介した。欧米のCSRは人権問題、労働問題を重視している一方、日本と中国のCSRは社会問題と環境問題に重心を置いている。また、日本と中国の最大な相違点として、国家経済制度と社

会制度の違いがCSRの取り組みへの影響を及ぼすことになった。

第二章は中国におけるCSRの発展経緯を分析し、中国CSRガイドラインの変遷を明らかにした。また、中国社会科学院による発表したCSR報告書に基づきデータで分析した結果、中国CSRの現状を明らかにした。中国企業社会的責任発展指数は前年より上昇したが、国有企業が依然として中国CSR発展の主力になっている、政府の指導が最大な動力になっていることが分かった。また、グローバル経済を発展に伴い、大手外資系企業が期待されているのだが、発展指数が一番低いである。それから、中国国有企業の代表企業として中国石油化学工業会社と中国民营企业の代表企業として華為技術有限公司、この両社発表された企業の社会的責任報告書を分析し、両社は前向きな姿勢で社会的責任を履行しているが具体的な指導方針や行動計画などの内容は言及されていない、現段階の中国CSR活動はまだ形式レベルことが分かった。この上で中国企業CSRの特徴として労働慣行を重視し、政府によるCSRを推進し、国有企業が推進役を担うことが明らかにした。

第三章は中国の環境問題を中心に論じた。中国全国の環境問題がもちろん、PM2.5問題を世界中に注目され、現在中国では一番関心が高い問題だと言っても過言ではない。西安市は中国国内における大気汚染が深刻な10都市に至った。この原因としては、政府が環境法改正や大気汚染防止条例の改正などに積極的な動きを見せたが、効果が一時的なもので、いまだに有効な解決法がないという。企業は利益優先で大気汚染への関心は低いである。

以上、中国におけるCSRの取組、または環境責任を果たすための問題点をまとめ、政府からの制度整備、国有企業のリーダーシップの発揮、外資系企業からの意思疎通、市民参加の充実など、いくつの方面からCSRにおける中国環境問題への解決を期待したいと考えている。

このような結論に至ったが、幾つかの課題が残されている。まず、中国企業におけるCSRを強化するために、企業だけの力では絶対に無理である。その企業に所属している従業員の意識が変わらない限り、CSRは進歩しない。そのために人材育成や社員教育などの教育プログラムが重要である。従って、この教育プログラムを実施するためにどのようなプロセスが必要であるのかについては、今後議論すべきである。

そして、今の中国は、急速な発展とともに、給与水準も上昇し、優秀な人材はどこからも引っ張りたこで、転職率が非常に高い。そのため、人材育成や社員教育が無駄な投資になる場合が非常に多い。この問題は中国企業がCSRを強化するにあたって、解決しなければならない課題である。つまり、中国企業はES（Employee Satisfaction 従業員満足）を高め、従業員のやる気や帰属意識を向上させ、転職率を下げることで教育投資を有効にしなければならない。要するに、もう1つの課題として、ESの向上をCSRの向上につなげていくための議論が今後、中国企業には必要である。

横浜市における実態からみた 宗教施設の本来的在り方及び今後の展望 — 宗教法人別の都市空間的特徴 —

和久剛士*

1. 研究の背景

「これまでの都市計画は「人々のための」ものであったろうか。この点について多くの批判がされている。戦後の国土の復興、経済発展を推し進めた社会の中で、「都市ストックが」あまりに貧しい、「経済開発の代償として荒廃した国土」といったように経済発展を支える都市基盤づくりに奔走し、高度経済成長を「荒削」で支えた量としての都市計画の姿がある。」今後は、精神面や生活の質が都市において重要となるがそのような生活の質を向上させ、文化的、精神的側面に光を当てながら、人々が議論する場となり、環境面からも保護が必要で、人間性の向上に役立つ都市施設があるだろうか、ここでは、都市計画法における文教施設、その中でも特に宗教施設に光を当ててみたい。

しかし一部の宗教施設は①本来宗教法で定める空間の要件とかけ乖離している、②欠けている、③実態が不明で目的以外に転換や活用され、中にはすでに存在すらしていないと疑義がもたれる施設が見られる。宗教活動の拠点となるだけではなく歴史、文化、人権、防災、心の繋がり等「生活の質の」向上上重要な施設となりえる可能性を持っていると言える。

しかしながら宗教法人法として行政の名簿上存在している又は、宗教施設としての要件を最低限満たしてはいても、本来の宗教施設機能としての実体が希薄であったり、宗教法人法の趣旨目的と乖離がある施設が少なからず存在

* 都市社会文化研究科博士前期課程 2020年3月修了

する。本研究は、横浜市の①宗教施設の実態を調査し、②分布を明らかにし、③実態が不明、希薄な施設の特徴を明らかにする事、④より優良な施設との意識差を明らかにする事、⑤行政も踏まえながら都市において宗教施設の抱える課題と可能性と、今後の展望を明らかにする事で、宗教施設を通した「都市生活の質」の向上について検討することを目的とする。

2. 研究方法

ここでは、いかなる調査、研究を行ってゆくかを述べたいと思う。まず宗
教法人法で定める、土地・空間の構成要件にどの程度合致しているかを調
査してゆき、それらの施設の空間的類型を5つの分類として分けて行く。

その後実態が希薄、不明な施設の①都市計画上の特徴、②分布を明らか
にしてゆく。

【研究手順表】	
<u>第一段階調査</u> <u>①大分類調査</u>	全宗教施設 <u>1122施設（宗教法人法上空間構成要件（7分類）による評価</u> <u>1122施設（空間特性5分類）</u>
<u>第二段階調査</u> <u>②特定調査</u>	<u>175実態希薄・用途転換施設</u> <u>（特徴／分布）</u>
<u>第三段階調査</u> <u>③ヒアリング調査</u>	<u>「高領域施設（96）」：「実態希薄・用途転換施設（175）</u> <u>及び行政（アンケート・ヒアリング調査比較）</u>
【作成：筆者】	

その後分類第4章では、第3章で特定した実態不明、希薄施設に聞き取
り調査を行い、その他の施設との比較を行う、また監督行政への聞き取り調
査を行い、宗教施設の維持管理や、抱える課題と都市計画の関係性、行政
側の課題を議論してゆく。

主に聞く詳細については、後述アンケート表を公開するが、概略としては下記の通りである①宗派、信者数、②活動の実態、③施設の維持管理上の問題点及び更新時の財源、④現状の法規規制への認識、⑥地域社会との関わり、⑦宗教施設についての地域の関わりでの自由な議論を聞き取り考察を行う。

3. 研究過程

ここでは、横浜市全宗教施設1122を対象に調査をしてゆくにあたり当該施設がゆく。宗教法人法による都市空間構成要件のどの番号を満足しているかを観察し三段階、A・B・Cクラスと分類し評価してゆく。

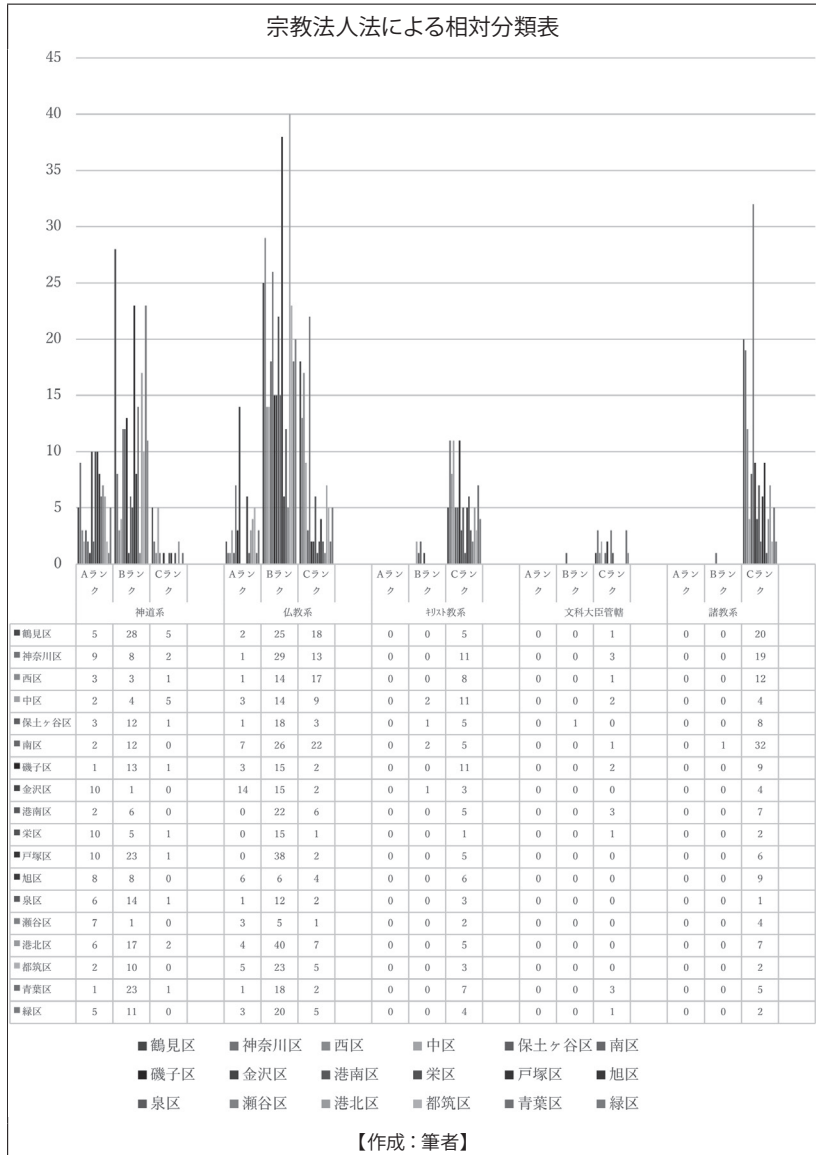
この調査の意義は、宗教施設である以上、まずは一次的に宗教法人法の定める「境内建物」にどの程度合致しているかを観察するものである。当然に多くの要件を満たすほど施設としての完成度は、高く、要件を低く満たす施設ほど施設としての魅力は低いと予想される。

ただし、その事を持って宗教心欠如等と結びつける事はできない、ここではあくまで施設の魅力や可能性、周辺への影響等を考慮し宗教法人法からみた評価をしてゆく。

宗教法人法による土地建物構成要件のうち5/7の要件を満たしたものをA、3/7の要件を満たしたものをB、2/7の要件を満たしたものをCクラスと評価した。

3.1 宗教法人法による評価結果

【相対分類表】



3.2 宗教法人法による評価施設の空間的用途実態

類型分布（5つの空間的体系）

宗教法人法による構成要件を外形的に評価したのち、空間的特長に着目し各施設を評価してゆく、その際宗教法人が認められている収益事業のうち最も多い事業を観察し評価してゆく体系は下記の5分類とする。

1.1 場内空間完成型

宗教施設のみで、周りの空間と隔離され完成しているものを場内空間型と評価した。

1.2 複合用途型 A（駐車場及び販売所併設型）

近隣に①来訪の為又は貸駐車場、②物品販売所を併設しているものを駐車場及び販売所併設型と評価した。

1.3 複合用途型 B（葬祭施設併設型）

大規模、小規模、敷地内に関わらず葬祭上を併設しているものを葬祭施設併設型と評価した

1.4 複合用途型 C（教育施設併設型）

学校、幼稚園、保育所、カルチャースクール等を併設しているものを教育施設併設型と評価した。

1.5 用途転換又は、実態不明型

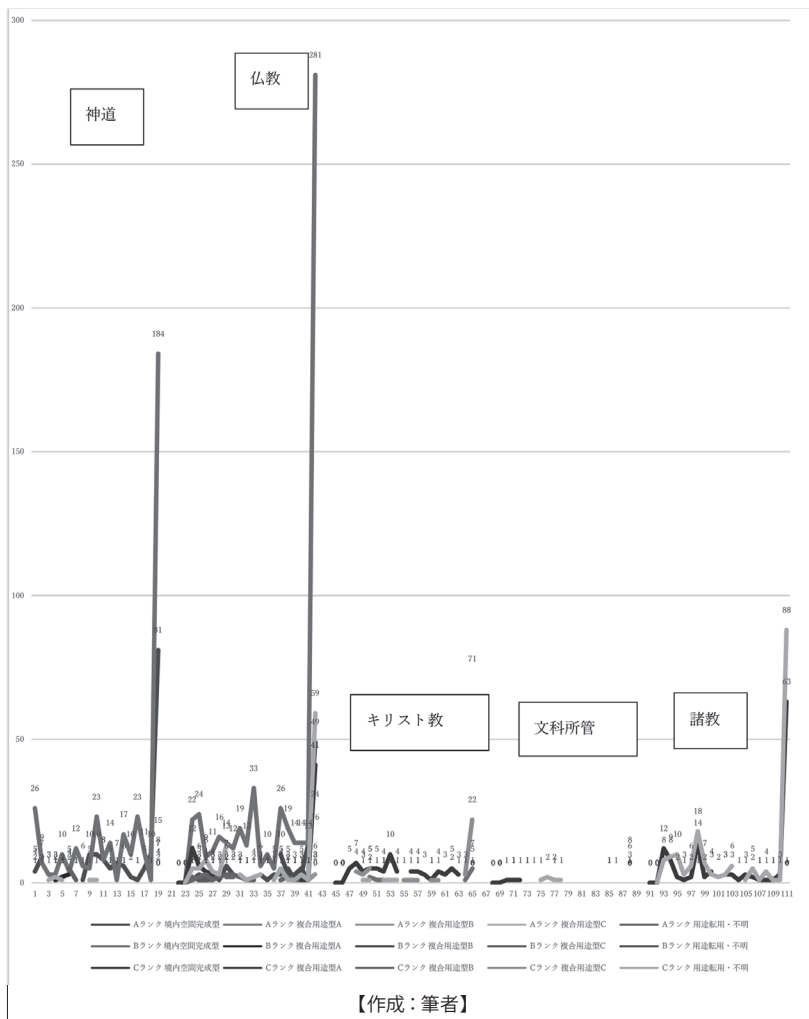
社会通念上宗教施設は一見認識出来ないもの及び、別用途に活用可能な建物が建設されているもの、並びに実態が不明なものを用途転換又は、実態不明型と評価した。

3.3 宗教法人による要件が低く、用途転換型、実態不明・希薄型施設の実数、特徴

これまでの調査で①宗教別、②空間別の整理を行う事ができた。結果をみるとCクラスが全宗派で用途転用・実態不明型の宗教施設が多い事を明

らかにする事ができた。

【宗教法人法による種別の空間実態】



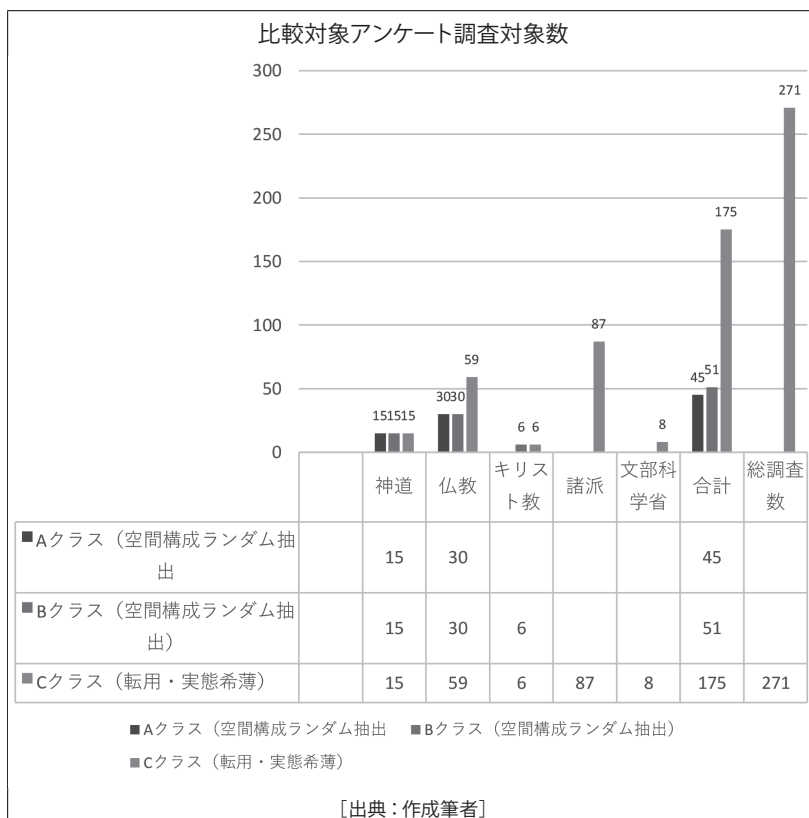
全体的に総括すると駅からの距離は概ね 500 m 未満が多く、文部科学省所管以外は概ね用途地域は第一種低層地域が多い事が分かる、礼拝堂は建築制限上用途地域の制限を受けないものの以外にも住宅をメインとした地域

に多く点在している事が分かった。

加えてGISによる分布を観察すれば都市化が進んでいる場所ほど多く、地価も15万以上が多いのが分かる、さらに実態を見ていけば住宅（共同住宅含む）が最も多く一見ただけでは宗教施設であることが困難、または看板自体が存在しないであったり、すでに更地や貸し駐車場、共同住宅、オフィスビルを兼ねる事務所と見間違えう施設も存在した。

4. [A・B] とCランクの運営と施設のアンケートによる実態調査

【AB / C 比較アンケート調査対象数】



5. 結論 ― 心が繋がる市民共同体都市へ ―

本研究から明らかになった事をいくつかまとめて行きたいと思う。

- ① 宗教学法人として規模が小さい（Cクラス）の施設は、実態が不明の施設が存在しており、そのうち約一割程度は、宗教学法人法の名簿の住所から移転、他用途への転用、不明な施設が存在する。
- ② それらの施設は、宗派別のグラデーションが存在するものの、大局的に見ればア) 住居、イ) 共同住宅兼用事務所等の用途が多くより都市化している海側エリアに多数見られる。
- ③ それらの平均路線価は15万以上、駅からの距離は500m前後が多いものの、各種幹線道路との相関は見られない。
- ④ 逆にA/Bと評価した施設は実態が不明な施設はほぼ存在しない。
- ⑤ 宗派別に見ていけばア) A/ 場内空間完成型と評価した施設は神道系施設が最も多く、B/ 複合用途型 A（収益施設併用型）が最も多かった。
- ⑥ 宗教学法人の意識についての調査については、ランクに関わらずほぼ全ての法人が、“まちづくり”分野における宗教学法人への建築規制や反対に保護等については、「適切」と回答している。
- ⑦ また規模がある程度大きい宗教施設（A/Bランク）はアンケート回収率も高いと同時に施設維持についての問題意識はあるものの、資金的な問題は自己資金、寄付、収益事業を総合した事業計画では「問題がない」と回答しており今後も適切に維持管理が行われていくと思われる。
- ⑧ 規模が小さい（Cランク）施設は、その規模の小ささに応じた形で小さく維持管理していく事が想定されこれもが金銭的な問題に課題を抱えている。逆にある種本社機能的な要素を兼ね備えている“文部科学省系”の施設は、数は少数なものその規模感から地域に与える影響も受け入れられるのに時間がかかるのではないかと想定された。

またその資金力から施設自体が単独の建築行為でも規模感から街並

みを形成している施設も存在する。

- ⑨また、A・Bランク施設は、その空間構成要件に関わらず、地域に対するコミットする事でより施設としての可能性を模索しており、都市の中で多様な機能を持たせたいと思っている事が分かった。
- ⑩宗教法人運営者は、社会貢献活動を宗教活動と重層的に組み合わせて行いたいと思っており、そのために各種の文化活動、人権活動、防災活動を通して地域社会の接着剤のような役割を担おうとしている。
- ⑪行政は、宗教法人や、宗教について直接的な介入等は出来ないものの、NPO等を通して間接的に関わっており、その宗教施設のもつ可能性に期待している点がある、例えば子供食堂や障害者支援のような福祉、人権政策や、建築様式を生かした景観を用いた観光、文化拠点としての可能性、その大きさを生かしや防災拠点としての連携等に期待している事が、明らかになった。

6. 第六章 終章おわりに

本論は、宗教と都市という大きなテーマに対して、横浜市を対象を絞り、横浜市の宗教施設の1122施設の実態、分布、空間の現状、運営者の施設への意識、周辺住民との係わり合い、先行研究を参考とした、宗教施設の持つ可能性について研究したものである。

第五章でその結論については、分析し、論ずることが出来たが、ここでは、本論のポイントについてあげたいと思う。

[ポイント①]

宗教施設は、実態がなく、用途が転用されている、宗教施設が一定程度存在し、それは施設の空間の維持管理状態と相関関係がある。

[ポイント②]

適正管理されている構成要件を高く満たしている宗教施設は、管理運営

上、建物の維持更新上の問題が少なからず存在する、ものの宗派内での調整機能が機能している施設がある。

[ポイント③]

宗教施設運営者は、その宗派にもよるが開かれた施設、より社会に貢献する施設を目指していると同時にほぼ全ての施設が、現状の規制については、適正だと感じている。

[ポイント④]

宗教施設は、その施設管理者へのアンケートや行政へのヒアリングかた市民運動や[都市の質]の向上や都市社会生活の向上、底上げに大きく貢献する可能性がある。

[ポイント⑤]

しかしながら、宗教施設は、適正管理、監視をしないと暴走する可能性があるため、今後の議論が必要である。

7. あとがき

本件研究は、横浜市立大学院・都市社会文化研究科・修士論文として執筆したものである。筆者は、その国、都市、地域、地区、家族と社会を構成する単位に、単一的なカラーと、個別具体的なグラデーションが存在する事が関心事としてあった。ちょうどそれは、切り絵による「アート」のようなものである、離れて見ると国家という単位は、一つの絵のような特徴と特性、外形的に捉える事ができる。しかし集団として確かに都市は、存在していてそこには、歴史、文化、人種、価値観、宗教多種多様なものが影響を与えコミュニティを形成し、建築、インフラ、緑地、街中のアート作品までハード領域としてアウトプットされている。つまり都市も単独の建築行為で無い限り行政が関わり社会的合意形成が必要な都市計画については（計画はあくまで行政法上の計画だが）10年、30年、50年先を見つめて調査し、計画し、

説明し、設計し、施行・施工等を行う必要がある。

その点私たち市民社会も「今が良ければ良い」ではなく。将来世代に街を繋ぐという点で、心の繋がりを重要視する良くも悪くも「都市における宗教施設の見直し価値観の復権の時代が」くるのでは無いかと筆者は感じている。

日本の水道事業における PFI 方式の運用と課題 — 横浜市川井浄水場再整備事業を事例に —

邱 松 鶴*

1. 研究の背景及び意義

21 世紀の現在、多くの国では財政状況の悪化が発生している。日本では、厳しい財政状況のもとで、少子高齢化が顕在化しており、人口減少による労働力が不足していき、社会保障費が増加しつつある。また、近年多くの地方公共団体において、財政状況も厳しくなっている。

一方、地域住民のニーズの多様化・高度化も進んでいる。安心かつ安定的な公共施設と公共サービスを含めた社会資本整備が注目されている。また、様々な公共施設における老朽化問題が顕在化しており、老朽化した公共施設を整備することも問題視されるようになった。

財政状況の緩和と公共サービス質の向上と同時に促進するために、日本政府は多様な対策や手法を導入して実行している。その対策として、公民連携（PPP : Public Private Partnership）の代表的な1つである PFI（Private Finance Initiative）方式が視野に入った。

日本では、1997 年 PFI 法（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の略称）が成立した。PFI 法の施行により、PFI 方式は庁舎、道路、病院等の様々な分野において応用されている。生活に密着した水道分野も例外ではない。多くの地方公共団体は、水道施設の耐震化・老朽化、少子高齢化に伴う地方公営企業職員の減少や、財政状況が逼迫しているといった問題を臨み、財政負担の軽減や給水責任の保障のために、地方公共団体が PFI 方式を導入する傾向がある。

* 都市社会文化研究科博士前期課程 2020 年 3 月修了

しかしながら、日本では生活関連分野において、破綻した病院 PFI 事業、中止した廃棄物処理施設 PFI 事業が発生したのは事実である。一方、世界中多くの国では、利用料金の値上がりと同時に水質が保証できないといった問題が生じることで、民営化した水道が「再公営化」されたことがある。それに対して、水道は特に住民の健康や生活と直に影響を与えるものであるから、PFI 方式で水道事業への取組みに対して不安している人が多く、批判の声も多く伺える。

したがって、そもそも PFI 方式が水道分野で用いられることについて、その実態、適用性及びその課題を研究する必要がある。研究の意義については、行政が自ら水道事業を実施することと異なり、民間事業者が実施主体として水道事業に参加し、住民の生活や健康を保証した上で、個別施設（浄水場等）の整備・維持管理が効率的かつ効果的に達成したのか、安価かつ安定な給水を行うことができるのか、その制度や運営の側面にどんな課題があるのかを明らかにし、今後水道分野における PFI 事業に対しても参考になる。

先行研究について、中村（2017）は神奈川県箱根地区、熊本県荒尾市、宮城県の公民連携への具体的取り組み事例を紹介した。尾林（2019）は水道の民営化・広域化を前提とせず、地方の実情に応じた計画をし、国からの財政支援の拡大強化が必要であると指摘した。また、水道部門の個別施設における PFI 方式の運用について、渡邊・鈴木（2010）は川井浄水場再整備事業の事業概要及び事業スキームを紹介した。久米・富井・三上・吉原（2015）は川井浄水場再整備事業の事業概要及び水道事業経営に及ぼした効果を論じた。岩田（2016）は道志水源林の保全を説明した上で、川井浄水場再整備事業に伴う環境負荷低減の効果を分析した。しかし、水道部門の個別施設における PFI 方式の活用に関する研究は少なく、事業概要等の紹介、説明以外に、事業スキームとその課題に関する研究はあまりない。

本研究では、日本国・地方の財政状況が逼迫していることを背景として、事例分析の方法を用いて、経済学の視点から、PFI方式で個別施設を整備する事業である横浜市川井浄水場再整備事業を対象として、事業スキーム等について分析を行うことにより、水道部門の個別施設を整備する事業におけるPFI方式の運用と課題を明らかにし、その課題への対策も議論する。

川井浄水場再整備事業を研究の対象とする理由について、川井浄水場再整備事業は、膜ろ過方式で日本最大規模の浄水場整備事業であり、日本初のPFI方式での浄水場全体更新と運転・維持管理事業として、実施内容の確認方法、事業契約の内容等は先例とすることができるからである。この事業を対象として研究することにより、川井浄水場再整備PFI事業の効果や問題点を整理し、他の個別施設を整備する水道型PFI事業体には参考になることができる。

2. 研究の概要

本稿は、事例分析という方法を用いて作成する論文である。

第1章は、はじめにとして、研究の背景、意義や論文の構成等を説明する。

第2章は、PFIの概要、PFIの考え方と仕組み、日本の水道事業と水道分野における民営化及び公民連携について、説明する。

第3章は、横浜市川井浄水場再整備事業において、PFI方式導入の経緯を説明し、事業方式と事業スキーム及び事業の財務状況について、分析を行う。具体的には、事業方式、VFMの評価、入札と報奨金制度、事業のモニタリングと減額ポイント、リスク分担及びサービス対価、事業の財務状況の推移や民間事業者の財務状況の一部について、分析を行い、そのメリットや制度上の課題を論じる。

第4章は、第3章の分析を整理して、川井浄水場再整備事業への考察を

行った上で、それらの課題に対して政策提言をする。また、今後水道事業におけるPFI方式の運用への展望をする。

第5章は、むすびにとして、結論をまとめる。

3. 研究の結論

本研究では、横浜市川井浄水場再整備事業を例として、現在日本の水道事業におけるPFI方式の運用とその課題について議論した。それらの課題について、多少な分析や政策提言とした。簡単な結論は次のとおりである。

第1は、川井浄水場は、再整備された後、膜ろ過技術の導入と新たな施設の整備に伴い、浄水処理能力も向上し、供水区域も拡大した。地域住民にとって、水道の利用にはプラスな影響が与えられた。しかも、市民が川井浄水場で見学できることも利点となる。また、この事業に伴う見込められた環境効果の実現もある程度住民の生活に繋がる。

第2は、PFI方式では、事業スキームにおけるVFMの評価は極めて重要である。本事業では、VFMの事前的評価においては従来のPFI方式における共通の方法が用いられたが、新たな川井浄水場は環境にやさしい水道システムの構築ということを認識した上で整備したから、VFMの精度を保証するために、省エネルギーやそれに関するコスト削減等環境への配慮に関する効果も加味してVFMを計算する必要がある。また、VFMの事前的評価体制を完備する同時に、事後的評価体制も制定すべきである。

第3は、事業スキームについて、BTO方式のもとで、民間事業者のほうには施設の所有権がなく、想定した維持管理リスクはほぼ事業者の負担とし、モニタリングの制度も働く上で、事業者のインセンティブをどう高めるのかも課題となった。市は事業者が提案したサービス水準を超えることと市民への貢献を条件として、ボーナスポイントの付与という体制を定めた。また、この事業の実情に踏まえ、省エネルギー効果や給水区域の拡大に伴うコスト

削減効果を条件として、定量化した上で省エネルギーによるボーナスポイントの付与制度を事前的に制定することを提言した。

第4は、事業破綻、事業放棄となる場合では、リスク分担表により事業破綻・事業放棄のリスクは民間事業者が担っても、プロジェクト・ファイナンスのもとで、事業者本体であるグループ企業は責任を最小限にすることができ、逆にそのリスクは市が負担する必要がある、さらに地域住民にも及ぼす恐れがある。ただし、現在のSPCの財務面から見ると、長期借入金に伴う金利負担が高い他はないから、事業が継続している。また、本事業は長期契約による施設整備から維持管理まで一貫して民間事業者が実施するが、BTO方式のもとで、20年の維持管理期間中では、事業者が提案した業務水準を達成した上で、安定なサービス対価を受け取ることができるから、むしろ「長期間の包括的業務委託」ともいえる。さらに、事業者自体は儲かるか儲かないかに関わらず、実績を作って「水道PFI事業経験者」として、今後新たなビジネス機会を引き受けることができる。

第5は、水道の世界的な「再公営化」趨勢につれて、PFIの「故郷」であるイギリスではPFI/PF2が廃止されたことも参考した上で、PFI方式と行政の直接実施、BOT方式とBTO方式、水道の民営化・公民連携による潜在的問題とその事前的予防手段、PFI方式が環境に配慮した水道システムの構築への適用を真剣に検討しなければならない。

水道の民営化・公民連携について、あくまでも繰り返して考えるべきであるのは、そもそも民営化・公民連携はどんなものなのか、なぜそれを採用するのか、どう運用すれば国民の利益を最大限にすることができるのか。これは、水道の民営化・公民連携を推進すること及び政府の役割に関して、意義のあるところである。

電気自動車の普及による環境への影響

呉 睿*

自動車産業は1990年代以降の急速なモータリゼーションの進展に伴い、石炭や石油の燃焼による有害な排気ガスの排出量が増加し、深刻な大気汚染と今日の温暖化問題等、様々な地球規模での環境問題を引き起こしてきた。自動車産業の長い歴史の中で、アメリカ、日本、欧州等の大手自動車メーカーは、環境負荷を軽減させる目的で、環境に優しい自動車の開発と生産に注力してきた。特に中国国内における電気自動車の開発とその生産・販売・普及は目を見張る勢いで増加している。このような新世代自動車への移行による急速な拡大はなぜ行ったのか、さらに電気の充電設備や整備施設、電気を作り出すエネルギー産業、そして解体やリサイクルに関連する企業や施設などのインフラが十分に整備されていない状況下において、地球環境に悪影響を与えることはないのか、といった疑問が生じた。そこで本研究は、世界各国で増え始めている電気自動車に注目し、電気自動車が地球環境に与える影響について研究を行い、分析結果を踏まえて問題点や課題を抽出することを試みた。

本研究では、電気自動車の普及に関連する先行研究のレビューを行い、電気自動車の普及による生産段階、使用段階、廃棄に伴う部品の回収等の車のライフサイクルからみた分析と、電気自動車が普及した際に起こる問題や課題についての両面から分析を行った。

本文の第一章では、中国を事例に電気自動車が急速に普及した背景となった、電気自動車を購入する際の優遇措置による効果と影響について詳しく述べた。この優遇措置によって、今後さらに電気自動車の販売台数が中国国

* 都市社会文化研究科博士前期課程2020年3月修了

内で増加傾向にあることが分かった。一方、電気自動車の普及により、これから直面する恐れのある深刻な問題点を提起することができた。

第二章では代表的な電気自動車の事例を取り上げて、電気自動車の特徴及び走行時の経済性について分析した結果を整理し、電気自動車の更なる普及と発展性、そしてそれに伴う課題について考察している。この章の中で特筆すべきことは、電気自動車の走行距離は従来のガソリン車と同じく、重量、駆動システムの効率、道路状況、運転習慣、一部の環境要因など、多面的な要因に影響されるのはどの自動車であっても変わらない。そしてさらに動力電池自体の化学特性により、温度要因に敏感であるとともに、電池材料、電池技術、電池サイクル寿命とメンテナンス等の影響も受けやすいことが分かった¹。一方、年間数万台レベルで電気自動車を生産し量販をすることを目標に掲げるためには、より広く一般の人が購入できる価格まで値段を抑えることが基本な条件になるだろう。また、車を維持するためには、車両整備に必要なメンテナンス費用、車を駆動させるためにハイブリッド車はガソリン代と充電費用、電気自動車は充電費用がかかる。本章で電気自動車とガソリン車走行時のコストを計算した結果、ガソリン車と比べて電気自動車は圧倒的に安価であることが分かった。

第三章では、現状で最も多く使用される発電方法（火力、水力、原子力および地熱など）の仕組みについて解説し、それぞれの発電方法の長所と短所を調べた上で、再生可能エネルギーの導入と普及に関する課題を検討した。なぜ発電方法について検討したのかというと、エンジンを搭載した車や、エンジンとモーターを組み合わせるハイブリッド車は、走行段階で化石燃料を消費しCO₂を排出する。一方、電気自動車はバッテリーに蓄えた電力でモーターを回して走るため、走行段階で排気ガスは一切排出してい

1 参考：中国電気自動車百人会 研究部（2019年）「電気自動車の走行距離変動の原因分析と提案」<http://www.cheyun.com/content/26761>（2019/11/30閲覧）

ない。つまり電気自動車がゼロエミッション・ヴィークルといわれる理由がここにある。しかしながら、実際に電気がどのようにして作りだされているのか、現状のエネルギー発電では大多数の電気自動車がゼロエミッションとはいえない状況にあると言えるだろう。何故ならば、電気事業連合会「2017年主要国発電電力量の構成比」²によると、発電方法といえば、火力、水力、原子力および太陽光、地熱などの新エネルギー発電方法が大部分を占めているからである。太陽光や風力といった再生可能エネルギーや原子力だけで発電するのであれば排出ガスは事実上ゼロになるが、現在世界の発電量の6割以上は火力発電に頼っている状況である。これは、排気管からCO₂を排出しない代わりに発電所で排出していることを意味する。ガソリン車は主に石油を主要なエネルギーとしているが、石油は短期的に再生することは不可能である。再生エネルギーの開発は、今や石油危機がグローバル化のエネルギー危機の一つとなっており、新しいエネルギーを開発するために様々な実験が行なわれている。より詳しい情報を分析するために、中国の安徽省淮南市に建設された水上太陽光発電所の事例を取り上げて、この施設に焦点を当てて、現在直面する問題点を検討した。この発電所は16万個の太陽電池パネルがあり、昔の採炭陥没区の土地が崩れ落ちてできた池に浮かんでいる。2017年6月に建設を開始し、年間発電量は約1.5億度のクリーン電力を作り出すことができる。1.5億度のクリーン電力は、国家の17.64億元のGDPを支えることに相当し、年間売上高は約1.2億元、年間納税額は約2500万元以上である。標準炭の年間節約量は約5.3万トンで、二酸化炭素の排出量は約19.95万トンで、森林の伐採を約5.4万立方メートル減らし、都市と農村の家庭を照らすことができる³。主要な長所を筆者は3点あること

2 電気事業連合会「2017年主要国発電電力量の構成比」

<http://www.enel00.jp/www/wp-content/uploads/zumen/4-2-2.jpg> (2019/12/10 閲覧)

3 三峡集団：全球最大水面漂浮光伏电站在安徽淮南并网发电

<http://baijiahao.baidu.com/s?id=1586394249346241550&wfr=spider&for=pc> (2019/11/19 閲覧)

を指摘した。第1点は、水面に太陽光を吸収し、発電に転換することで敷地面積を節約する。このようなシステムは水域空間を有効に使うほか、水体の優れた養育化を防ぐこともできる。第2点は、水面の空気は比較的冷たく、光起電ユニットに対して冷却効果があり、モジュールの表面温度上昇を抑制し、より高い発電量を得ることができる。第3点は、この地区で循環型都市への転換を今後図っていくことで就業機会は増え、雇用創出と同時に環境への悪影響を抑制することができる可能性がある。一方でデメリットもあり、太陽光パネルで空気を遮断した結果、魚類が大量死してしまった事件が発生している。自然エネルギーを活用したシステムの開発によって起こったこの事件は、将来の自然エネルギー開発において十分な検討を要する課題となった。

第四章では、日本における電気自動車の回収システムについて論じた。使用済み自動車の処理方法にはリユースとリビルトの2種類の方法がある。リユース（再利用）は、短期的にはるかに実用的な代替手段で、故障セルを特定して交換し、バッテリー寿命を延命させるものである。一方リビルト（再生利用）は、バッテリーを分解してリチウムやコバルトなどの化学成分を回収する。現存の資料から使用済みバッテリーのリユース及びリビルトの方法を整理し、どのような仕組みで行われているかを述べている。例を挙げると、電気自動車のバッテリーの使用後10年を経過すると、スマホ、電気自転車、電気バイクのバッテリーのように耐久性は大幅に下がるための必要性がある。しかしこれらのバッテリーは重量が比較的軽く、個人で運ぶ交換することが可能である。一方、電気自動車のバッテリーの場合、重量は平均350kg程度ある。軽自動車タイプの電気自動車「アイミーブ」でも165 kgになる。テスラモデルSのバッテリーは500kgを超えている。したがって容易にバッテリーは交換できるものではないので、専門の整備工場やディーラーに依頼する必要がある。

リビルトの現状としては、主に電炉メーカーにて鉄リサイクルされている。しかしリビルトの技術は未熟である。各社のバッテリーは、サイズや重量は異なり、現状では規格は共有されてない。したがって、自社製品を生産者が直接回収するか、指定工場に回収してリサイクルするのが主流である。リチウムバッテリーのリビルトはまだ発展途上にあり、現状ではリビルトよりもバッテリーのリユースを優先させる方が確実である。

本論文を通して、現時点では、「消費型社会」から「循環型社会」への転換の過程で、自動車会社ごとで更なる技術革新を行っていくことで、電気自動車は現代社会において巨大な影響をもたらすことが期待される。ここでは、2点の視点から指摘しておきたい。

第一は、クリーン発電といっても、設備を建設する時に、事前に情報共有および環境アセスメントは考慮すべきだと考える。勝田(2013)によると、原子力で発電する場合には、研究機関や民営企業がそれぞれの独自の技術が異なっても、リスク情報と分析に関しては情報を統一的に行う方が合理的である。何故ならば、放射線に関するリスクは日常生活にはよく知られてない為、事故を完全に防ぐことは困難だが、万が一事故が起こった場合は、どうやって放射性物質のリスクをできる限り減少させることは住民にも知る権利を持っていると思われる。即ち、前述した水上発電所だろうか、原子力発電所だろうか、短時間では目に見えない環境崩壊の予防に対して、設備の建設などで環境に与える影響も事前に調べるべきだ。また、原子力発電のような蒸気によってタービンを回す発電は、大量の熱を利用するため、排出される熱が環境を変化させてしまう現状も環境問題の一つになってきた。

第2は、購入時だけでなく、電気自動車を回収する際にも、補助金を出すべきだと考える。前述したように、現時点では電気自動車のリサイクルコストまだ高い。これから電気自動車の寿命の時期を迎え、保有者の取替意欲を促進するために、回収する時点でも、政府や地方自治体は補助金を出してく

れば、不法投棄の動機は大幅に下がると考えられる。これから電気自動車の普及に伴い、国や地方自治体はどの程度まで介入してくるのか、電気自動車の普及にともなう負の面を克服し、地球に負荷を与えない循環型社会の実現が期待されるところである。

子育て支援に関わるシニア世代の 地域活動・地域交流に関する研究 — 神奈川県「すくすくかめっ子事業」を事例に —

小 島 穰*

第1章 研究の背景と目的

1-1 研究背景と目的

近年、身近に子育ての相談や支援ができる人がいない孤立した子育ては、育児ストレスや虐待などを招くとして、社会課題となっている。その傾向は、近親者が近くにいない都市部において顕著である。このような課題に地域コミュニティで取り組む一例として、全国社会福祉協議会等のボランティア活動による「子育てサロン・ひろば」等があげられ、1990年頃より全国各地で進められている。一方、2005年頃より団塊世代の定年離職に伴うシニア世代のボランティアや市民活動等への参加も多く見られた。実態として、横浜市の報告書⁽⁶⁾では、65歳以上の高齢者の地域活動について、何かしら参加している者が44.5%いる。その中でも「保育の手伝い等の子育て支援活動」を挙げた人は38人(1.8%)と僅かである。しかし、「今後参加したいもの・引き続き参加したいもの」の回答が86人(4.1%)と一定数おり、子育て支援活動の関心が高まっている。

本研究の目的は、地域の子育て支援に関わるシニア世代の普段の地域活動や地域交流について調査し、関われることで得られる効果について考察を試みる。

* 都市社会文化研究科博士前期課程2020年3月修了

1-2 既往研究と本研究の位置づけ

三輪⁽¹⁾や西田⁽²⁾らは、子どもの年齢別にみた親子の外出先選択パターンの調査研究では、親子の日常的な活動範囲（「乳幼児生活圏」）は約300m圏と狭域であることを示し、地域との接点づくりが大事であることを提唱している。しかし、子育て支援に関わるシニアの地域との関係についての研究はなされていない。小石⁽³⁾らによる、主に高齢者における子育て支援に関わるボランティアの活動の実態についての研究では、支援を提供するだけでなく、子どもから、元気が貰えるという自らの欲求を満たすことを示している。小林⁽⁴⁾らは、首都圏の無造作に抽出された60代を対象とした調査を行い、「地域の子育て支援行動尺度」の開発を行った。子どもや子育て世帯との接触が多いほど尺度が高いとしている。いずれも、シニアの普段の地域活動や地域で交流する場所、会場までのアクセス性など空間との関連についての研究はなされていない。

本研究では、子育て支援に関わるシニアの普段の地域活動、地域で交流する場所、子育て支援に関わる場所のアクセス性の研究を行った。

1-3 研究方法

横浜市0～3歳の親子を対象にした子育て中の当事者以外が関わっている事業と実施場所について、各区が発行する「子育て支援マップ」及び「地域子育て支援拠点」のHPより、整理を行った。神奈川区の「子育てサロン・ひろば」である「すくすくかめっ子事業」が該当し、その事業の実施団体（全45団体）へ、アンケートを配布し、支え手の年齢や参加頻度などの基本属性を集計し、分析を行った。その上で、追加調査として、シニアが関わっている特徴的な団体を15団体選定し、個人向けアンケートを配布し、基本属性と地域交流や活動、QOL等の分析を行った。

第2章 横浜市0～3歳の親子を対象にした子育て支援が行われている場所の実態把握

横浜市の子育て支援に関する事業、区や各地域の団体が独自に行う事業や取組について、実施者と実施場所に着目して整理を行った。

実施者については、大江⁽⁵⁾らが提唱するこれからの地域コミュニティで重要とされる「弱い専門家」という考えを基に整理を行った。本研究では、幼稚園の先生、保健師、助産師など資格を有する者や、日頃から子育て支援に関わっている者を強い専門家とする。一方で、「弱い専門家」を自らの子育て経験がある者を始め、専門的な資格を活かした関り方をしていない者とした。その結果、区や各地域団体が独自に行っている「子育てサロン・ひろば」は他の事業や取組と異なり、弱い専門家が関わりやすく、自治会館・町内館、地域ケアプラザなど子育て支援に関する専門性の弱い場所で実施されていた。特に神奈川区は、他区に比べて実施場所（横浜市全体の平均27.3ヵ所、神奈川区は50ヵ所）が多く、自治会館・町内会館を中心に実施されるなど、地域住民にとって関わりやすい立地環境下にあると考え、本研究の対象地域とした。

第3章 神奈川区「子育てサロン・ひろば」立地特性と支え手の概観

神奈川区の「子育てサロン・ひろば」は、NPO法人親がめが運営する「地域子育て支援拠点かなーちえ」と神奈川区が協働で行う「すくすくかめっ子事業」がほぼそれに該当する。実際に地域で活動しているのは「子がめ隊」と呼ばれる地域住民によるボランティア団体である。この「子がめ隊」（全45団体）へアンケートを配布（回収率100%）し、延べ404名が関わっていた。支え手の年齢は60歳代（151人、37.4%）が最も多く、次いで70歳代（98人、24.3%）とシニアが中心である。かめっ子事業以外の地域活動とし

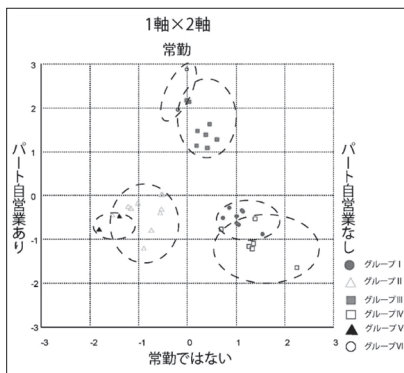
て「民生委員・児童委員」を兼ねており（154人、38%）、日頃から地域での社会福祉に関する活動を行っていた。一方で、「特に活動していない」と回答し、かめっ子のみ活動している者（40人）もいた。

第4章 「すくすくかめっ子事業」シニア世代の支え手

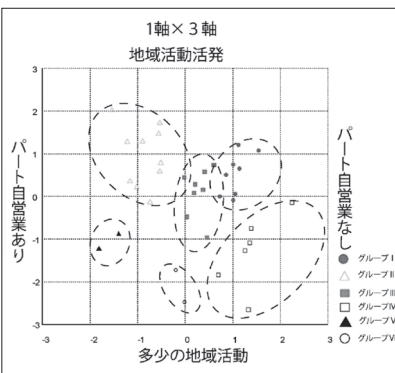
4章では、60歳以上で参加頻度が「毎回」と回答する者が3名以上いる団体（全15団体）へ、個人向けアンケート調査を行った。79名中75名（95.0%）回収ができた。

4-1 シニア世代の支え手の類型化

かめっこ以外の地域活動において多様な回答があったので「支え手になる以前の職業」、「支え手になる以前の地域活動」から、数量化Ⅲ類分析とクラスター分析により、支え手の特徴について類型化を試みた。その際に、「支え手になる以前の地域活動」を「なし」と回答する者（n=10）は分析から外した。クラスター第3軸までの累積寄与率は68.33%で、カテゴリースコア第1軸は「パート自営業なし-あり」、カテゴリースコア第2軸は「常勤なし-あり」、カテゴリースコア第3軸は地域活動の活発差を表す軸「地域活動活発-活発でない」と解釈された。



(図1) カテゴリースコア第1軸×第2軸

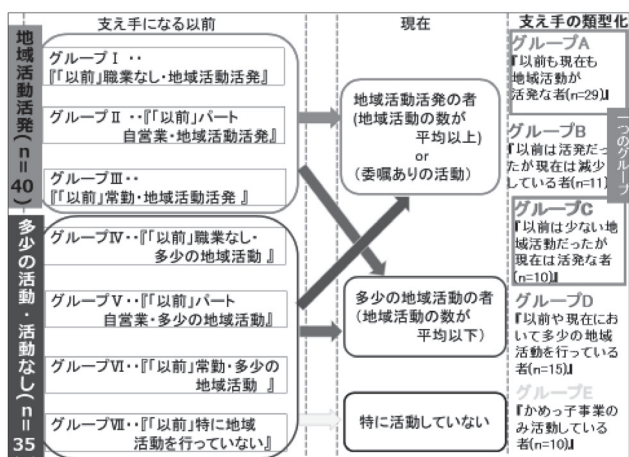


(図2) カテゴリースコア第1軸×第3軸

グループⅠ、グループⅡ、グループⅢは民生委員・児童委員や連合町内会の役員など地域活動が活発なグループである。グループⅣ、グループⅤ、グループⅥは地域でボランティア活動や自治会・町内会の役員活動など多少の地域活動を行っているグループであった。

4-2 以前のグループからみた現在の地域活動の変化

4-1のグループから、現在の地域活動の数（平均2.68）に着目すると、支え手になる以前と現在において様々な変化が見受けられたために再度、図3のように類型化を行った。



(図3) 支え手になる以前と現在からみた支え手のグループ分け

4-3 支え手の地域活動の変化からみた特徴

4-2で分類したグループから、QOL、地域交流、会場までの移動方法と時間、地域で交流する場所について分析を行う。その際に、グループAとグループCは、『現在・地域活動が活発な者((n=39、グループA・C))』と1つのグループとして分析を行った。

グループA・Cのように現在・地域活動活発な者は、地域の中で様々な世代やかめっ子以外の場所で交流し、会場に来る時間も徒歩11分以上で来る者が約3割いた。つまり、普段から地域で広域的に活動しつつ、かめっ子に関わっている。一方で、その他のグループ(B,D,E)は、地域の中で交流する場所が少なく、会場までの時間が徒歩10分以内で来る者が多いためにグループA・Cよりも、地域で狭域的に活動しつつ、かめっ子に関わっている。また、QOLは身体面において、地域交流については若い世代との交流についてグループごとに差が見受けられた。

(表1) グループごとにみた特徴

グループ	①QOL	②地域交流	③地域で交流する場所	④会場までのアクセス
グループA・C・現在・地域活動活発な者	平均的	若い世代と知人・友人多く、交流も多い	平均(2.94カ所)より多い	徒歩11分以上で来るものがある。
グループB・以前は活発だったが現在は減少している者	痛みがあり生活に影響があるとの傾向	平均的	平均(2.94カ所)より少ない	徒歩10分以内多い
グループD・以前や現在において多少の地域活動を行っている者	平均的	若い世代との交流低い	平均(2.94カ所)より少ない	徒歩5分以内多い
グループE・かめっ子事業のみ活動している者	体力の自信がないとの傾向	若い世代との交流多い	0が多い	徒歩10分以内多い

第5章 まとめ

神奈川区は「自治会館・町内館」を中心に子育て支援に関われる場がまちなかにあった。支え手は、60歳代以上のシニアが中心であり、様々な地域活動を行っている者が関わっていた。シニア世代をグループ分けすることで、グループごとに様々な特徴があった。

シニア世代、特に普段から地域活動が活発でない者や身体面に影響がある者にとって、会場に気軽に通えることができ、そういった環境が関わりやすさにつながる要因になっていると考えられる。ヒアリングでも「会場が近くにあり、関わりやすい」との声も聴くことが出来た。また、かめっ子以外の

地域で交流する場所が0などの回答が見受けられた（特にグループE）。その者にとって、地域の身近な場所で、子育て支援に関わることが、自らが地域とつながる上で重要な場にもなっていると考えられる。

謝辞

本研究の推敲にあたり、神奈川県子ども家庭支援課、NPO法人親がめが運営する地域子育て支援拠点かなーちえの皆さま、各会場で子育て支援を実施している子がめ隊の皆様、に多大なご協力をいただき、感謝してここに記します。

参考文献

- 1) 三輪律江「乳幼児の年齢別にみた地域における親子の「居場所」——東京都三鷹市での親子の外出に関するアンケート調査より——」日本都市計画学会 都市計画報告集No3 p76-81, 2004年
- 2) 西田あかね「乳幼児親子の行動圏からみた地域資源の利活用・選択構造と地域評価に関する研究」横浜市立大学大学院都市社会文化研究科都市社会文化専攻修士論文, 2015巻6号2015
- 3) 小石真子・佐藤裕見子・三浦康代「子育て支援ボランティアの活動と世代間交流の実態について」日本健康医学会雑誌23巻2号p136-141, 2014年
- 4) 小林江里香・深谷太郎・原田 謙・村山陽・高橋知也・藤原佳典「中高年者を対象とした地域の子育て支援行動尺度の開発」日本公衆衛生雑誌63巻3号 p.101-112, 2016年
- 5) 大江守之・駒井正晶「大都市郊外の変容と「協働」<弱い専門システム>の構築に向けて」慶応義塾大学出版会, 2008年
- 6) 「横浜市 健康福祉横浜市高齢者実態調査 報告書 資料編」平成29年3月
- 7) 原美紀「よこはま地域子育て支援拠点ネットワーク（通称：拠点ネット）と調査に至るまでの経緯、そしてこれから」生協総研レポートNo.89, 2019年3月発行

日本におけるジェンダー炎上広告に関する 批判的談話分析

徐 舟*

セクハラ被害を訴える「#MeToo」運動や「ポリティカル・コレクトネス（政治的・社会的に公正な表現）」の広がりや機に、性差別への意識が高まった。以前はあまり問題とされなかったような表現についても炎上するようになり、さらには、女性を応援する目的の広告であっても、潜在的に性役割やイメージを固定する表現がなされているものについては、問題視され、炎上するようになってきている。広告は商品そのものの使用価値だけではなく、社会的な意味や価値を再生産するという意味で、社会的影響力が大きいいため、イギリスのASA（英国広告基準局）は2019年6月から、性別に関する有害な固定観念を含む広告を禁止した。世界最大級の広告祭「カンヌライオンズ」では15年から、性差別や偏見を打ち破る広告表現を表彰する「グラスライオン」部門が新設された。一方、日本では広告におけるジェンダー表現に関し、問題視される表現が多用されている。

そこで、本稿では、近年代表的なジェンダー炎上広告を対象に取り上げ、その形態に焦点を当てながら言語的特徴を見出し、表出されたディスコースを批判的に観察することで、言語に埋め込まれた広告主のイデオロギーを読み解くとともに、それに関連する背景的要因や社会状況などについて論考していくことを目的とする。

第1章では、先行研究を紹介する。まず、日本女性の置かれた状況とそ

* 都市社会文化研究科博士前期課程2020年3月修了

れに対する政府の取組を調べ、ジェンダー問題の現状はどのようになっているかを明らかにする。次に、学問的には、ジェンダー研究の展開と意義を論じる。そして、メディアの言語研究を通じて、ジェンダー問題への取り組みを考察する。特に、広告における言語表現とジェンダー研究を検討する。最後は、批判的談話分析の概念、本稿で採用した枠組み、及びCDAの視点で分析を行う理由について述べる。

第2章では、研究対象及び収集方法を中心に言及する。本稿では、① J-CAST ニュース②朝日新聞デジタル③産経新聞の記事④『炎上しない企業情報発信』⑤ Google の画像検索結果記事などの複数のデータソースを組み合わせることによって、できる限り網羅的に収集するという方法をとる。今回、広告の言語表現に焦点を当てるため、キーワード「ジェンダー炎上広告」を含む記事の中から、抽出した広告キャッチコピーが炎上した事例10点を対象とする。写真などで炎上した事例は、対象にならない。抽出した炎上事例をそれぞれ「女の子だから」傾向5点、「性的対象物」傾向2点、「性役割分業」傾向3点に分類している。なお、本論中では、CMの音声を文字化して記載し、画面と両方に現れた形式をとっている。

第3章では、「女の子だから」傾向の広告5点、それぞれ（広告1）菅公学生服の2012年に短いスカートと性犯罪をめぐって作成した防犯啓蒙ポスター、（広告2）トヨタ自動車の公式ツイッターアカウントの2019年3月に投稿した「女性は運転が苦手」に関する広告、（広告3）生活雑貨ストアのロフトの2019年1月にYouTubeのロフト公式チャンネルで公開した「女の子って楽しい」をメインメッセージとするバレンタイン用広告、（広告4）資生堂の化粧品ブランド「インテグレート」の2016年10月1日にウェブに公開した「25歳の女性」をテーマにした「生き方が、これからの顔になる」編の動画、（広

告5)「ルミネ」は2015年3月17日にYouTube上で公開した「働く女性を応援するスペシャルムービー」と銘打たれているCM動画である。また、「性的対象物」傾向の広告2点、(広告6)サントリー「頂」のウェブ動画と(広告7)宮城県の観光PR動画「涼・宮城の夏」を取り上げ、基本的には、テキストの言語表現に注目し、表現に埋め込まれた広告主のイデオロギー及びそのような傾向へ導く背景的要因や社会状況を論考するという流れで展開する。その結果、広告の表現に、女性に対しての男性目線の押し付けが存在することを明らかにした。

第4章では、応援広告における「性別役割分業」傾向がある(広告8)女性誌『ドマーニー』が掲載した2019年2月発売号の宣伝広告、(広告9)ユニ・チャームのおむつブランド「ムーニー」が2016年12月にウェブで公開したCM動画、及び(広告10)2017年6月にYouTube上に公開された牛乳石鹼共進社株式会社の制作したWeb動画「与えるもの」を挙げて、男女という固定的な決めつけによる偏見が広告の中にまだ見えることを明らかにした。

第5章では、第3、4章に挙げた事例を分析した結果を出す。男女の分業が完全に解消されたとは言えないが、日本における夫が外で働き、妻が家事・育児に専念するという伝統的な性別役割分業意識は、男女平等の理念の浸透や女性の社会進出に伴い、弱まっていく傾向があることがわかった。しかし、世界基準から見た日本国内の男女格差は縮まらなく、深刻であると言える。このような影響を受け、女性に対しての男性目線の押し付けという表現、及び男女という固定的な決めつけによる偏見のある表現が広告の中に用いられると考える。また、生産者の常識(イデオロギー)的表象概念と(現実)世界そのものとの間に何らかの不一致が生じる場合、及び生産者と解釈者(話しかけられる人、聴衆)との間の社会的関係の不平等の場合(例

えば男女間の相対的關係)で、問題を生じさせることが多いということもデータの範囲内で実証された。

第6章では、今後の課題について言及する。一つは、「男性蔑視」にあたる広告表現を考察することである。もう一つは、中国の広告におけるジェンダー表現についての考察である。なお、キャッチコピー以外の様々な記号が相互に作用し合うことにも焦点を当てる。

地域遺産に関わる 活動主体の変遷と課題に関する研究

杉 森 優 一*

第1章 研究の概要

1-1 研究の背景

昨今、日本のあらゆる場所において受け継がれてきた、地域の文化や自然を形の有無を問わず地域の遺産として保存・活用する動きが多く見られるようになってきている。本研究では「地域に大切にされつつ保存・管理・利活用されている遺産」また、「学術的・国際的な評価ではなく、各自治体が設定した独自の評価基準によって遺そうとする文化や自然などの遺産」を「地域遺産」と定義づける。それら地域遺産を支えているのは地域住民らによる活動主体であるが、組織の高齢化や活動の資金難は否めず、今日ではインバウンドをはじめとする観光ニーズへの対応といった新たな地域課題に直面している。

1-2 研究の目的

そこで本研究では「時代の経過に伴う法整備や科学技術の発展等に伴い地域遺産に関わる住民組織活動がどのように推移しているのか、また新たな地域課題に対してどのように対応しているのか」をリサーチクエストとして掲げている。また、(公財)日本ナショナルトラスト(以下、「JNT」)の協力を得て、地域遺産に関わる活動主体へのアンケート調査を行うことでこの10年間の課題の推移や変化を見る。

研究の位置づけとして、既往研究の整理から地域遺産の特徴や認定制度、文化遺産の活用施策に関する研究は多いものの、複数の対象の経過を長期

* 都市社会文化研究科博士前期課程2020年3月修了

にわたり調査し変化を辿った研究はまだ少ない。また、非営利組織とはいえ地域遺産を扱う組織にはその性質からその他の非営利組織とは異なる実情や課題があるものと仮定する。よって、本研究はこの10年間での活動状況や課題の変化を明らかにできるという点において新規性があると考ええる。

1-3 研究の方法

文献調査においてこれまでの歴史保全活動全般の経緯や変遷の理解を図る。アンケート調査ではJNTが10年前に実施した調査との変化を見ることで10年前との比較を行う。ただし、前回調査と今回調査では送付した団体は同じであるものの、前回調査の個票が残されていないことから個票の照合は行っていない。そのため、前回調査との比較はあくまで参考値である。また、課題の要因や解決手法の共有を図る意図で中間支援組織と地域団体にヒアリングを行う。

第2章 これまでの歴史的環境保全運動の経緯

2-1 戦後の歴史的保全活動に関わる3つの系譜

地域遺産の保存活動には戦後期からの歴史的環境保全運動が大きく関わり、そこにはいくつかの系譜があることから代表的な史跡保存運動や古都保存運動、民家の保存運動から町並み保存運動への動きを見つつ当時の法整備と合わせて概論している。

2-2 地域遺産と保存運動の社会的な関係性

2005年の文化財保護法の改正によって、個々の遺産だけでなくそれらを取り巻く環境も含めて価値があると見なされた。またこの頃から文化財が活用され始めたことから、制度としての文化財の解釈の広がりを見せた。加えて近年のインバウンドをはじめとする観光ニーズにより各保存団体による対象

遺産の守り方も以前に比べ多様化が求められ、その担い手には急激な変化と対応に追われている。

第3章 地域遺産に関わる活動主体におけるこれまでの課題

3-1 JNTによる調査の概要

JNTが2010年に実施した、全国の民間組織への調査（以下、「前回調査」）について「地域の観光振興のための地域遺産の管理・活用状況調査等事業〈報告書〉¹」より調査の概要をまとめた。前回調査の目的は地域遺産に関わる地域の活動主体の現状と課題、地域の活動主体に対する支援の現状と課題、地域の活動主体間のネットワークの現状と課題といった3点であり、民間組織1343組織を対象に調査が行われた。

3-2 前回調査結果

結果として直接関連主体では組織の高齢化、活動資金の確保、組織の持続性、地域課題との連携が課題としてあがっている。間接関連主体では資金源の持続的な確保、企業の社会貢献活動等との事業連携、地域との連携、市民による主体的な関与の促進、ネットワーク等での情報・人材交流の促進の5点が課題としてあがった。

第4章 地域遺産の管理・活用に関する活動主体の現在の動向と課題

4-1 調査概要

基本的に前回調査の目的、内容と大きな変更はないが設問として新たに「新たな地域課題への取り組み状況」と「10年間の活動状況の変化」を設けた。調査対象は前回調査で用いられた住所リストを参考に存続が見込まれ

1 国土交通省観光庁（2010）「地域の観光振興のための地域遺産の管理・活用状況調査等事業報告書」

た618組織にアンケートを郵送した。なお、回答は郵送もしくはインターネットで受け付けた。

4-2 調査結果

▼表1 アンケート調査の回収結果

	総送付数	総回収数	回収 (%)	有効回答
直接関連主体	618	232	73.5%	209
間節関連主体	228	61	26.8%	55
総計	846	293	34.6%	264

回収結果は上の表1で示す通り有効回答数は264件となった。

調査の結果から前回調査時にも見られた組織の高齢化や活動の持続性はより深刻になったことが分かった。中には若者が参加しないことで活動の停滞が見られ情報技術等の時代の変化にも対応できていないという組織も多く見られた。また、下記の図1から資金の確保は課題が緩和されたとは言いがたい。しかし行政への依存度は軽減が見られた。地域課題との連携については、前回調査では地域遺産の「保存」が焦点だったことに対して今回の調査では「利活用」に焦点が当たり特に地域遺産の観光資源化が進んでいることが明らかになっている。一方で観光資源化に伴い、専門家不足や情報発信力の向上が課題の上位に上がるなどこの10年でも課題の傾向が変化していることが分かった。加えて事業計画の見直しや組織改革等の必要性を感じている組織では人材支援のニーズなどが前回調査よりも高まっており外部からのサポートを必要としている。

4-3 分類別でみた組織の実態

取組み、課題別では「町並み保存団体」「ガイドボランティア」「観光着手」「活動歴20年以上」「高齢化が進む組織」「SNSを利用する組織」等の組織

群を抽出しそれぞれの特徴を述べた。中でも町並み保存団体や SNS を利用している組織などでは資金面であまり困っていないといった結果も出たことから一口に活動主体全体で資金面が課題であるとは言えないことが明らかになった。

第 5 章 間接関連主体の実態からみた現在の動向と課題

5-1 調査結果

間接関連主体向けのアンケート調査結果から支援を実施している組織の現状と課題をまとめた。支援の選考方法では選考の簡素化が見られ、支援の告知手段ではインターネット媒体や紙媒体に加えて SNS も合わせて利用する組織も存在するなど前回調査で見られなかった新たな試みが確認できた。一方で下記の図 2 に示したように、支援実施組織の課題では支援者の確保、情報発信力の向上といった項目で高い割合を示しており支援実施組織においても直接関連主体と同様の課題が見られた。支援実施組織においては過半数の組織で SNS の利用が見られたことから、支援対象の組織や無関心層の地域住民に対して情報をいかにリーチさせるかが焦点であることが推測される。

第 6 章 歴史環境保全団体へのヒアリング

6-1 中間支援団体へのヒアリング

全国町並み保存連盟のヒアリングから任意組織は高齢化で悩み世代交代する若者がいないために現構成員が引退できない状況があり、NPO は施設の指定管理などの通常業務に追われ疲弊している現状が把握できた。また、観光が盛んな地域では観光客のコントロールに悩んでおり、観光と保存の折り合いをどうつけるかが今の課題になっているという。

また、JNT へのヒアリングから若者は組織への帰属意識が低下しているという社会構造の転換が起きていることや、観光庁の予算増加等の背景から

今後地域遺産が観光資源として守られる機運の高まりを伺えた。

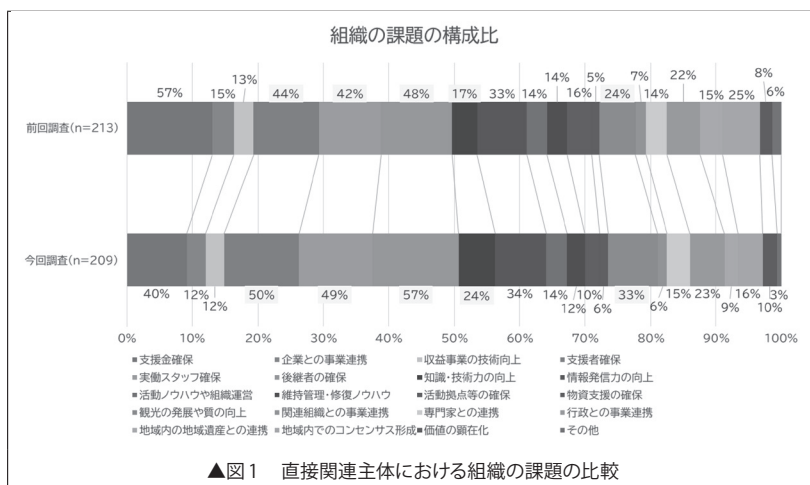
6-2 地域団体へのヒアリング

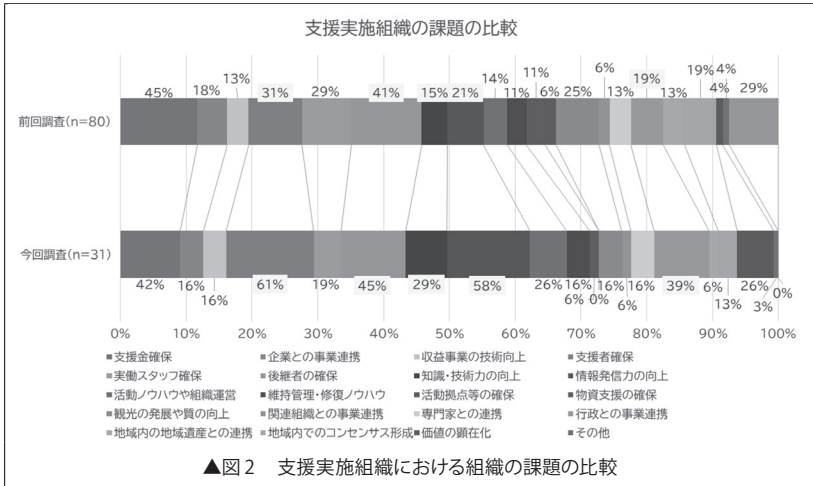
たいとう歴史都市研究会へのヒアリングでは木造住宅密集地域ならではの施策や配慮を行いつつ近隣住民との協力があって今の地域や保存活動が保たれていることが分かった。日常的な活動や施設の開放により現物を見てもらうことで住民たちの当事者意識の醸成に繋がり共感者の獲得に繋がるとしている。

第7章 結論

7-1 総括

以上より、地域遺産に関わる活動主体の現状や課題が明らかになった。前回調査では課題の一つ一つが単独の課題であるように見られた。しかし今回の調査において人材不足は資金不足や世代交代ができないといった課題を引き起こし、若い世代が入らないことで情報ツールの利用が減少する場合がある。また組織の継続性に問題が生じるなど現在の活動主体を取り巻く課題は複合的かつ複雑であることが分かった。





【引用・主要参考文献リスト】

1. 西村幸夫「都市保全計画 ― 歴史・文化・自然を活かしたまちづくり ―」1072P, 東京大学出版会
2. 国土交通省観光庁「地域の観光振興のための地域遺産の管理・活用状況調査等事業報告書」92P, 2010

横浜市における変容を考慮した 地区類型化と居住政策の対応に関する研究

鈴木慎也*

1. 研究概要

1-1. 研究背景と目的

近年、本格的な少子高齢化やインフラの老朽化、空家の増加など数多くの社会問題により、わが国を取り巻く居住環境は大きく変化している。そのような状況下における居住形態の変化に伴い、多種多様な住みよい暮らしを目指した政策が策定されている。しかし、策定される政策は市全体や行政区などを対象としているものが多く、小地域などの具体的な対象地の選定、地区変容や環境の変化を考慮しておらず、政策が十分な機能を有していないのではないかと考えられる。

そこで、本研究は横浜市における小地域を対象とし、地区の基本的な属性を示す「人口動態」、建物の属性や居住環境、都市基盤の整備状況などの住環境を示す「地区環境変化」、地区の総合的な価値を示す「地価変動」、これら3指標群の変化率を用いることで、市内小地域を類型化し、政策と小地域の適正な対応関係を図ることを目的とする。

1-2. 使用データの説明

本研究では「人口動態」・「地区環境変化」・「地価変動」の3項目に関連するデータを使用する。「人口動態」に関連する指標は、小地域の基本的な属性を把握するため、「地区環境変化」に関連する指標では建物の属性や居住

* 都市社会文化研究科博士前期課程 2020年3月修了

の環境，都市基盤の整備状況など住環境を評価する上での必要項目として，「地価変動」に関する指標では地区の総合的な価値を評価する項目として取り上げた（表-1）。

表-1 使用データ

人口動態	地区環境変化	地価変動
人口増加率 [%]	容積率 [%]	平均地価増加率 [%]
高齢化率 [%]	住宅率 [%]	
	戸建住宅率 [%]	
	道路率 [%]	
	狭隘道路率 [%]	
	公園緑地率 [%]	
	駅高低差 [m]	
	駅距離 [m]	

人口動態に関する指標：国勢調査

地区環境変化に関する指標：横浜市土地利用現況調査

地価変動：国土数値情報

1-3. 既往研究と本研究の位置づけ

地区の変容を考慮した類型化を行った研究では，青木ら¹⁾や若林ら²⁾が行っているが，これらはある一時点のみを扱い，地区の変容を考慮した類型化がなされていない。また，類型化を踏まえた政策の対応及び評価を行った研究として，勝又³⁾や小澤ら⁴⁾が行っているが，これらは整備や住宅ストックといったハード面のみに関及するものとなっている。

よって，本研究では，指標の変化率を用いることで地区の変容を考慮した類型化を行うことが出来ること，また，それを踏まえた政策内の具体的な施策を対応させることで，詳細な施策の優先度を考えることが出来るところにある。

1-4. 研究対象地

研究対象地は横浜市内全1672町丁目より，人口が極端に少ないなど著し

く数値を乱すものを除外した1469の町丁目とした。

2. 横浜市における居住政策の現状

本研究ではプラン3、計画13、個別計画2の計18の居住政策を選出し、選定した居住政策から市内の社会問題を読み取り、問題を8カテゴリーに分類した。また、居住政策中に示される「具体的な施策」から各カテゴリーに対応するものを整理し、具体的な施策229個選出した。政策と問題をまとめたものを表-2に示す。

表2 居住政策における具体的な施策の分類

	計画名	政策方針(対象)								合計	
		空家	高齢化	住宅ストック	緑地環境	基盤整備	公共交通	住宅地再生	医療福祉		
プラン	横浜市都市計画マスタープラン				●	●	●			3	
	よこはま保健医療プラン								●	1	
	障がい者プラン		●	●					●	3	
計画	横浜市高齢者居住安定確保計画	●	●	●				●	●	5	
	横浜市住生活基本計画	●		●	●			●		4	
	横浜市交通計画					●	●		●	3	
	横浜市環境管理計画				●	●		●		3	
	次世代郊外まちづくり基本構想							●	●	2	
	横浜市水と緑の基本計画				●					1	
	横浜市公営住宅等長寿命化計画			●				●		2	
	よこはま地域包括ケア計画	●	●					●	●	4	
	横浜市空家等対策計画	●								1	
	横浜市賃貸住宅供給推進計画			●						1	
	横浜市男女共同参画行動計画		●							1	
	横浜市地域福祉保健計画		●						●	2	
	横浜市耐震改修促進計画							●		1	
	個別計画	公園施設 保全・更新計画				●					1
		舗装保全計画					●				1
	合計	4	5	5	5	4	2	7	7	39	

3. 三指標群の関係を踏まえた町丁目単位の地区類型化

「人口動態」「地区環境変化」「地価変動」に係る指標から小地域単位での地区類型化を行うことにより類型別の地区変容の特徴を明らかにする。類型化の手順として、表-1で示した11指標に対しクラスタ分析を行い、各類型の特徴が反映されるよう7つのクラスタに分類した。次に、各クラスタを

対象に9指標（最寄り駅高低差・最寄り駅距離を除いたもの）を主成分分析にかけ、算出された第1主成分得点を元に、さらに各類型化の特徴を明らかにし、名前付けを行った（表-3）。以下特徴のあるクラスタを2つ挙げる。

クラスタ1（図-1）は204町丁目該当し、全体の約14%を占める。駅高低差・駅距離・高齢化率の値が全クラスタ中最も高い。総人口も減少し、住宅率は減少しているにもかかわらず、戸建住宅率の値が増加している。よって、地区の衰退が著しい郊外住宅地であることから、「戸建住宅中心の環境衰退型」とした。クラスタ6（図-2）は全クラスタ内中最も少ない43町丁目が該当し、全体の約3%を占める。人口増加率・容積率・住宅率が全クラスタ内で最も大きく、高齢化率・戸建住宅率が全クラスタ内で最も小さいことから、近年高層の集合住宅が建設されていると考えられる。また、駅高低差・駅距離も小さい値のため、交通環境は良い。よって、「集合住宅中心の地区環境向上型」とした。

表-3 クラスタ分析及び主成分分析結果

クラスタ名	町丁目数		人口増加率 [%]	高齢化率 [%]	駅との高低差 [m]	駅距離 [m]	容積率 [%]	住宅率 [%]	戸建住宅率 [%]	道路率 [%]	換気道率 [%]	公園緑地率 [%]	平均地価増減率 [%]	
クラスタ1	204	平均値	-0.268	0.845	1.325	1.653	-0.233	-0.065	0.409	-0.056	0.000	-0.090	-0.232	
		名称	-0.303	0.591	1.374	1.693	-0.228	-0.170	0.260	0.024	0.198	-0.168	-0.308	
		戸建住宅中心の環境衰退型	最大値	-1.012	4.490	4.499	4.504	1.652	3.046	3.233	1.624	3.109	2.344	1.025
		最小値	-1.454	-2.136	-0.996	-0.763	-1.472	-4.188	-1.427	-3.959	-2.658	-3.175	-0.969	
		クラスタの第1主成分	-0.455	0.498			-0.198	-0.277	-0.140	-0.447	0.454	-0.028	0.050	
クラスタ2	262	平均値	0.284	-0.530	-0.429	-0.527	0.642	0.629	-0.676	0.105	0.223	-0.211	-0.028	
		名称	0.129	-0.498	-0.785	-0.598	0.166	0.513	-0.579	0.024	0.331	-0.168	-0.102	
		子育て世代増加型	最大値	3.178	2.431	2.371	2.277	18.974	5.907	2.583	2.999	1.232	2.006	2.271
		最小値	-1.435	-3.481	-0.862	-1.413	-0.876	-3.519	-3.639	-1.787	-2.618	-4.927	-0.883	
		クラスタの第1主成分	0.912	-0.143			0.044	0.018	0.443	-0.176	0.307	0.528	0.353	
クラスタ3	402	平均値	-0.257	0.314	0.133	0.180	-0.160	-0.232	0.322	0.102	0.212	-0.100	-0.156	
		名称	-0.283	0.140	0.099	0.174	-0.203	-0.272	0.273	0.083	0.283	-0.168	-0.206	
		市内商業住宅地型	最大値	1.899	4.679	2.299	2.598	1.981	1.655	3.702	2.127	5.368	2.140	2.016
		最小値	-1.300	-1.550	-0.962	-1.188	-1.493	-1.326	-1.481	-1.824	-2.700	-0.806	-0.863	
		クラスタの第1主成分	-0.668	0.094			-0.076	-0.278	-0.039	-0.193	0.090	-0.270	-0.021	
クラスタ4	281	平均値	-0.229	-0.242	-0.623	-0.662	-0.332	-0.459	0.145	-0.079	0.278	-0.144	-0.025	
		名称	-0.265	-0.206	-0.816	-0.750	-0.204	-0.264	0.089	0.024	0.331	-0.168	-0.173	
		駅前広型	最大値	0.920	1.372	2.533	0.798	1.639	2.525	11.611	2.506	2.621	0.890	2.656
		最小値	-1.400	-2.506	-0.962	-1.385	-0.671	-0.657	-2.320	-4.389	-0.113	-0.893	-0.950	
		クラスタの第1主成分	0.308	-0.110			-0.091	0.007	0.490	-0.360	0.370	0.066	0.222	
クラスタ5	100	平均値	-0.018	-0.262	0.119	-0.345	0.020	0.322	-0.153	-0.383	0.251	1.800	1.588	
		名称	-0.191	-0.306	-0.198	-0.604	-0.147	-0.001	0.042	-0.825	0.331	0.884	0.091	
		商業地近接型	最大値	2.334	1.543	3.340	3.419	3.146	4.835	2.243	2.230	3.544	18.269	12.331
		最小値	-1.076	-3.267	-0.958	-1.368	-2.205	-4.129	-3.818	-19.216	-4.050	-3.177	-0.783	
		クラスタの第1主成分	-0.273	0.182			-0.488	0.175	-0.581	-0.309	0.339	-0.304	0.130	
クラスタ6	43	平均値	4.220	-1.188	-0.416	-0.509	1.538	1.705	-1.708	-0.044	0.276	-0.102	0.031	
		名称	3.409	-0.890	-0.870	-0.774	1.161	1.633	-1.158	0.024	0.331	-0.168	-0.151	
		都市住宅中心の環境向上型	最大値	13.093	3.597	2.837	0.851	5.325	6.046	3.492	1.630	1.249	1.249	1.703
		最小値	-0.249	-5.626	-0.960	-1.337	-1.653	-2.918	-2.382	-2.382	-0.947	-0.307	-0.902	
		クラスタの第1主成分	0.319	-0.078			0.399	-0.544	0.590	0.023	0.254	-0.003	0.264	
クラスタ7	176	平均値	-0.190	-0.081	-0.188	-0.162	-0.179	-0.202	0.079	0.602	-1.466	-0.131	-0.209	
		名称	-0.232	-0.140	-0.332	-0.280	-0.199	-0.219	-0.179	0.306	-1.127	-0.168	-0.247	
		都市住宅中心型	最大値	1.166	2.100	1.976	1.795	1.922	1.243	1.527	0.765	0.951	1.946	
		最小値	-1.437	-1.958	-0.941	-1.370	-2.845	-1.888	-2.845	-1.673	-8.210	-1.781	-0.950	
		クラスタの第1主成分	0.281	0.291			-0.460	0.324	-0.617	-0.341	0.142	0.066	-0.226	

※クラスタ分析による階層化なし。0.5〜1.0に属する1以上、-0.5〜-1.0に属する-1以下に属。各クラスタの第1主成分は、0.5以上に属する0.5以下に属する。

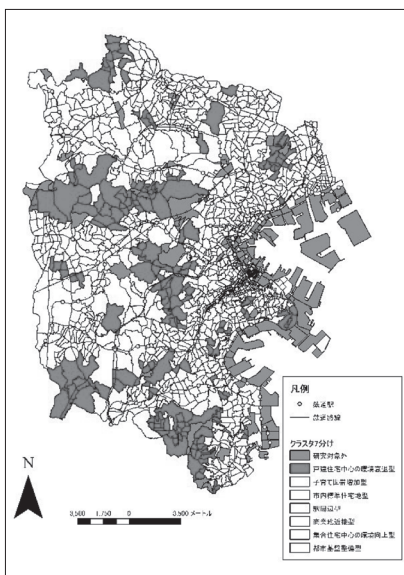


図-1 クラスタ1 戸建て住宅中心の環境衰退型

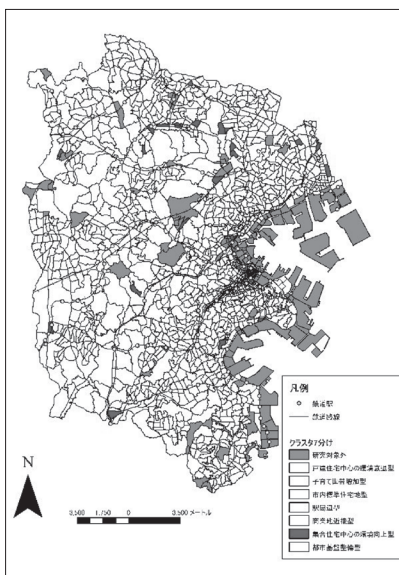


図-1 クラスタ6 集合住宅中心の環境向上型

4. 対象政策の施策選定

2章で示した具体的な施策は229存在したが、その中から具体的な対象地を持つべきと考えられるものとして87選出した、前節で選定した87の具体的な施策と類型化した7クラスタを対応させていく。一覧を表-4に示す。

クラスタ1では、高齢化が著しく、戸建住宅率が多く、子育て世代の流入は非常に少ないことから、空家及び高齢化に関する具体的な施策は全て優先度の高いものとした。衰退傾向にある郊外住宅地であるため、住宅地再生に関する具体的な施策は11選定した。駅から離れた大規模な住宅地再生や持続可能な郊外住宅地再生の推進はもちろん、買い物や生活サービスの機能充実や移動環境の整備など、徒歩や自転車移動で十分な生活が出来るような環境の形成が必要である。クラスタ6は著しい人口増加と高齢化率の減

少、住宅率の増加から、子育て世代が集う、住環境の水準が高まっている類型化である。

よって空家に関する施策を3つ、基盤整備に関する施策を6つ、医療福祉に関する施策を4つ選定した。空家では、住宅の急増を考え空家化の予防や人口増加から考える住宅の需要の高さから、空家所有者と利用希望者のマッチング、中古住宅としての市場流通に関する施策を適応する。基盤整備では、建築物の密度調整は必須として、地区整備・環境への取り組みや職住近接に関する施策の適応が必要である。医療福祉では子育て世帯の急増から安心した環境の構築を考え、見守りの仕組みづくりや多様なニーズに対応する保育・子育て環境の整備を行うべきである。

表-4 施策対応表

居住政策方針 カテゴリ	重点した具体的施策	2025年 人口増 率向上	2025年 子育て 世代増 率向上	2025年 高齢者 世代増 率向上	2025年 子育て 世代増 率向上	2025年 高齢者 世代増 率向上	2025年 子育て 世代増 率向上	2025年 高齢者 世代増 率向上
空家	空家化の予防	○	○	○	○	○	○	○
	空家の有効活用促進	○	○	○	○	○	○	○
	空家の有効活用	○	○	○	○	○	○	○
	空家所有者と利用希望者のマッチング 中古住宅としての市場流通	○	○	○	○	○	○	○
	地域の活動拠点等住宅以外の用途 への活用	○	○	○	○	○	○	○
	空家を活用した高齢者向け活動支援 拠点の整備	○	○	○	○	○	○	○
	高齢者向け居住住宅の供給	○	○	○	○	○	○	○
	市営住宅への入居支援	○	○	○	○	○	○	○
	高齢者向け賃貸住宅の供給	○	○	○	○	○	○	○
	子育て世代・地域交流型住宅の 普及促進	○	○	○	○	○	○	○
高齢化	特別養護老人ホームの整備	○	○	○	○	○	○	○
	ケア付特別養護老人ホームの 整備	○	○	○	○	○	○	○
	介護療養型医療施設	○	○	○	○	○	○	○
	高齢者の住居・住み続けの支援 既存中世住宅の高齢者等に配慮し た住居への改修	○	○	○	○	○	○	○
	住宅のバリアフリー化の促進	○	○	○	○	○	○	○
	生活支援施設の立地誘導	○	○	○	○	○	○	○
	認知症高齢者グループホームの整 備	○	○	○	○	○	○	○
	高齢者等住環境整備事業による支 援	○	○	○	○	○	○	○
	高齢者等の住宅資産を活用した居住 継続へ支援	○	○	○	○	○	○	○
	セーフティネット住宅の確保の取り 組	○	○	○	○	○	○	○
住宅ストック	多世代・地域交流型住宅の普及促進	○	○	○	○	○	○	○
	スマートホーム・スマート住宅等推進デ モ事業の実施	○	○	○	○	○	○	○
	既存住宅の流通促進に向けた制度 策の実施	○	○	○	○	○	○	○
	住宅ストックの維持保全に向けたリ フォーム支援	○	○	○	○	○	○	○
	住宅ストックの有効活用に向けた支 援	○	○	○	○	○	○	○
	商業住宅の戸数の維持・再仕 直し	○	○	○	○	○	○	○
	良好な維持管理に関する支援	○	○	○	○	○	○	○
	建築士改革等に関する支援	○	○	○	○	○	○	○
	緑化の推進	○	○	○	○	○	○	○
	温度調整	○	○	○	○	○	○	○
緑地環境	身近な公園や土地利用転換に対応 した大規模な公園の整備	○	○	○	○	○	○	○
	公園の新たな有効利用の展開	○	○	○	○	○	○	○
	公園への新たな広場など公有地や公共 空間について、地域の特性を生かし た創出	○	○	○	○	○	○	○
	公園の遊歩性・長寿命化	○	○	○	○	○	○	○
	都心での遊歩性向上	○	○	○	○	○	○	○
	駅前部での歩行・自転車走行環境の 整備	○	○	○	○	○	○	○
	住宅の地盤対策の推進	○	○	○	○	○	○	○
	交通インフラの整備に関する支援 駅利用者の圏域連携に向けた機能 連携・充実	○	○	○	○	○	○	○
	駅からのアクセスの利便性・快 速性の向上	○	○	○	○	○	○	○
	駅周辺部周辺の建築物の密度調整 駅舎化・歩道等の整備など市街地 環境の整備	○	○	○	○	○	○	○
基盤整備	交通基盤の有効活用と適切な維持 管理	○	○	○	○	○	○	○
	鉄道駅周辺地区整備の推進	○	○	○	○	○	○	○
	鉄道駅周辺の拠点整備における環 境配慮の推進	○	○	○	○	○	○	○
	駅から離れた住宅団地への買い物・ 生活サービスの機能充実	○	○	○	○	○	○	○
	市営住宅の供給	○	○	○	○	○	○	○
	セーフティネット住宅確保の取り組み 公的賃貸住宅における支援	○	○	○	○	○	○	○
	住替え促進	○	○	○	○	○	○	○
	都心から離れた大規模な住宅団地再 生	○	○	○	○	○	○	○
	住宅地再生	○	○	○	○	○	○	○
	継続可能な賃貸住宅地再生の推進 戸建住宅地の維持の仕組みと暮らし の機能を生かした再生	○	○	○	○	○	○	○
住宅市場の活性化	○	○	○	○	○	○	○	
大規模団地等の再生支援	○	○	○	○	○	○	○	
新たな住まい・住スタイルの推進	○	○	○	○	○	○	○	
団地に対する需要、団地の規模等に よる需要利用の必要性	○	○	○	○	○	○	○	
団地の向上を目指すための建て替 えの支援	○	○	○	○	○	○	○	
公共交通の利用環境の改善	○	○	○	○	○	○	○	
道路ネットワークの整備促進	○	○	○	○	○	○	○	
道路ネットワークの整備促進と輸送 の確保	○	○	○	○	○	○	○	
路線バスの維持充実	○	○	○	○	○	○	○	
地域ニーズに合った交通サービスの 支援	○	○	○	○	○	○	○	
タクシーサービスの活性化	○	○	○	○	○	○	○	
歩行空間・自転車道の整備の整 備	○	○	○	○	○	○	○	
公共交通や自転車の利用促進につ ながる環境整備	○	○	○	○	○	○	○	
交通機関	○	○	○	○	○	○	○	
次世代自動車（FCV等）の普及促進 利用地域の誘導的効果の促進	○	○	○	○	○	○	○	
公共交通機関のバリアフリー化	○	○	○	○	○	○	○	
住宅団地における歩道環境の整備	○	○	○	○	○	○	○	
多様な主体による新たな交通サービ ス実現	○	○	○	○	○	○	○	
バリアフリー化に向けた施設の整 備、車庫の導入	○	○	○	○	○	○	○	
自動車交通の円滑化・道路維持 ニューラルデザインタガール導入 促進事業	○	○	○	○	○	○	○	
歩道・歩道整備の仕組みづくり 子育て支援施設立地誘導	○	○	○	○	○	○	○	
歩道・歩道の整備・子育てネットワ ークを形成する	○	○	○	○	○	○	○	
医療福祉	○	○	○	○	○	○	○	
多様なニーズに対応する保育・教育 サービス提供の整備	○	○	○	○	○	○	○	
医療提供体制の構築・拠点型地域 型施設・ケアシステムの構築	○	○	○	○	○	○	○	
地域住民ケアシステムの構築・移 住に向けた住宅確保の充実	○	○	○	○	○	○	○	
33 33 0 14 14 33 33 33 33	33	33	0	14	14	33	33	33
33 33 0 14 14 33 33 33	33	33	0	14	14	33	33	33
合計	33	33	0	14	14	33	33	33

5. まとめ

本研究では、居住政策は具体的な対象地を選定していないものが多いことから、変容を踏まえた類型化を行った。市や区の中でも、地区環境や人口動態は異なっており、特に郊外部においては、著しい少子高齢化や未整備の都市基盤など、これから顕著な衰退が考えられる地区や、一方で、子育て世帯と住宅率の増加など、住環境水準が向上している地区も存在し、地区変容は様々であった。また、衰退傾向の強い地区変容を持つ町丁目には、今後の居住政策自体の適用を検討する場合も出てくる。よって、今後の居住政策あり方は、市や区のようなマクロな視点からの従来の政策とは別途に、町丁目のようなミクロな視点からの地区変容を考えた政策の策定や、優先すべき施策の提示および定期的な見直し行っていく必要がある。

[参考文献]

- 1) 横浜市 (2019)「推計人口・世帯数」
- 2) 青木留美子・多治見左近 (2005)「郊外一戸建て住宅地の地区特性と居住動向に関する研究——大阪府大規模住宅地における空地および高齢化を中心とした町丁目分析——」都市計画学会40(3), p553-558
- 3) 若林建吾・巖先鏞・鈴木勉 (2017)「東京区部における建物指標と道路指標を考慮した市街地分類に関する研究」都市計画学会52(3), p711-716
- 4) 勝又済 (1995)「郊外ミニ開発住宅地のマクロ立地特性と地区環境整備の方向性」市計画学会30, p139-144
- 5) 小澤一嘉・村木美貴 (2016)「地区特性と住宅ストックの観点からみた住宅地整備のあり方に関する研究——日野市を対象として——」都市計画学会51(3), p827-832

現代社会における若者ファッションの位相： Instagram インフルエンサーに見る 自分らしさの現象学的考察

橋 本 奈楠子*

本研究は「ファッションを身に纏うことにより人はどのように社会と距離を調節しているのか」ということの解明を目的とする。この目的を達成するために、現象学を参考にしつつ、理論研究とインタビュー調査分析を合わせた多角的な考察を試みた。

物事が凄まじいスピードで変化していき、日々大量の情報に溢れ、不安定な近年の現代社会では、「自分らしさ」や「多様な生き方」という言葉をよく耳にする。その結果、自由に身に纏うことのできるファッションにもフォーカスが当てられるようになった。様々なアイテムやスタイルを、自由に身に纏うことのできるファッションは私たちに「自分らしさ」というものを与えてくれるもののひとつだと考えられえているからだ。特に、若者の間ではファッションの重要度が上がっていると私は感じている。一方、外見を華やかに着飾るファッションは単なる娯楽として認識される傾向も強い。私はファッションこそが、人間が複雑な社会を生きる上での工夫や適応過程を示唆してくれるものだと考えて本論文を執筆する。

そもそも、人はファッションとどのような関係にあるのだろうか。この問いを深く掘り下げ、考察するために、現象学におけるモーリス・メルロ＝ポンティの「身体論」を中心に扱い、研究を進めていった。メルロ＝ポンティの「身体論」では、人間は身体を媒体として数々の物事を経験し、社会に存在

* 都市社会文化研究科博士前期課程 2020 年 3 月修了

していることを知覚していると考えられている。私たちが日々「ファッションを身に纏う」という行為も身体を媒体として経験されることに繋がるのではないかと考えた。

第1章では、身体とファッションの関係について理論的にまとめた。メルロ＝ポンティは身体論を展開するために、デカルトによる心身二元論を批判した。西欧思想においてデカルトの心身二元論はあたりまえの理論として考えられ、人間の身体と心はそれぞれ別の物であるとされてきた。身体と心が互いに与える影響はないとされてきたのだ。しかしメルロ＝ポンティは、私たちの身体こそが社会に内蔵するものであり、身体を媒体として経験することによって私たちの心に影響を与えているのだと主張した。

次に、身体とファッションの関係について触れるために、メルロ＝ポンティの身体論に影響を受けたルウェリン・ネグリンと鷺田清一のファッション論についてまとめた。

ネグリン (2016=2018) は、ファッションとそのファッションを着用した身体が相互作用的关系にあるという見解を述べた。既存のファッション論では、着用した時の「ルック」が着目される傾向にあったが、それよりも、ファッションを身に纏った身体がどのように社会で振る舞うのかが重要だと主張した。

鷺田 (2005) は、メルロ＝ポンティの身体論を用いて、私たちの身体とファッションが密接な関係にあることを「第二の皮膚」という概念を使って説明した。私たちは自分の目で自分の体全身を確認することはできない。目で見ることのできる範囲は限られており、それ以外の部分は鏡を通して見るか、身体の一部をどこかにぶつけて、その部分の存在を確認するか、または想像するしかない。人間の存在は脆いものであり、その脆い存在をはっきりと確認するために私たちは衣服を身に纏うと考えた。また、人はファッションを身に纏うことにより、他者から視線を集める。そして他者という回路を通して

自らの存在をより明確にしていくと説いた。

鷺田はファッションを身に纏うことにより、身体そのものに社会性が生まれると考えた。他者から自分がどのように見られているかということ意識することにより、衣服がファッションへと変化し、そのファッションからメッセージが発せられる。ファッションは人間にとっての第二の皮膚になり、コミュニケーションの手段となると鷺田は考える。

以上の理論的検証を経て、私は、ファッションによって身体が社会へとリードされていくことを確認した。

第2章では、衣服とファッションの体系について社会学的に考察した。

ファッションと人間の関係を考えるにあたり、まずファッションや衣服についての歴史についてまとめた。ファッションや衣服の歴史において、転換期とされるのは14世紀である。14世紀になるとファッションによる男女の性差がはっきりとし、社会において文化コードが現れる。文化コードが現れたことにより「モード」が誕生した。18世紀になると、それまで貴族階級の人々しか着られなかったものが、イギリス産業革命の影響により貴族階級以外の人々が着られるようになり、ファッションの民主化がはじまった。時代が進むにつれて、ファッションの在り方は様々な場面において変化していった。

現代において、ファッションは「自分らしさ」を目指すためのツールとして存在する社会学者の土屋淳二(2009)は、ファッションは自己の在り方と強い関係を持ち、人に与える影響が大きいものだと考える。自己の在り方をファッションを通して考えたり、ファッションによって他者に向かってメッセージを表明したりすることにより、人は社会に生きる存在として自分自身を確認することが出来ると考えたのだ。

第3章では、第1章と第2章でまとめた理論を実践的に検証するために、2人のインスタグラマーにインタビューすることにした。ファッションを身に纏うことで自分を不特定多数の他者に表現しているインスタグラマーたちは、

実際にファッションとどのような関係をもっているのかを明らかにしたかったからだ。

対象者2人のインタビューを分析するうえで、私から見た2人のインタビューについても分析をした。その際には、私自身のオートエスノグラフィーを足がかりに、インタビュー状況そのものを現象学的に考察することにした。インタビュアーとインタビューイの関係性に着目し、インタビューの過程で現れたファッションに関する考えや感覚の相違点や共通点を明らかにした。ファッションについての話を主軸として3人の見解を並べると、3人の感覚の違いから、それぞれの社会に対する距離が違ったことが明らかになった。言葉を通して物事を理解するSの場合は、これまで様々な経験を自分の言葉で整理していた様子が伺えた。社会に対して距離が近く、S自身にとっての調節の仕方を理解しているようだった。一方Eは、社会に対して目を向けてはいるが、E自身の世界に集中しているように見えた。社会との距離をたもちつつ、Eは自身の身体を使った表現を通して自分の世界を広げていく姿勢が見られた。そして、私は自身のオートエスノグラフィーを通して、言葉と感覚の両者を持ちながら物事を整理していくことが明らかになった。それまでの経験を通して自分の中の葛藤が見えた。社会との距離においても、Sのように社会と距離を縮めたいという思いはありつつも、Eの様な独自の感覚に集中したいという立ち位置におり、SとEの中間地点にいるような印象を受けた。また、3人ともそれぞれ違う経験をしてきたが、ファッションがそれぞれの人生において特に重要な存在であるかという見解が最終的に強力な共通項として見出された。

第4章では第3章でのインタビュー分析を踏まえて考察を行った。3人が最終的に同じような見解に至った理由には、3人がファッションを通して社会との距離を調節してきたということであった。ファッションを身に纏うことにより自分の存在を知覚し、他者や社会とのつながりを意識したことが共通の実践

的経験としてあり、ファッションを身に纏う身体と社会が相互作用するような形で現れていることも検証できた。

理論研究とインタビュー調査、分析を踏まえ、現代社会において私たち人間が生きるうえで無意識に自分たちの立ち位置を流動的に調節していることを確認し、具体的な実践方法についても考察を深めることができた。私たち3人にとって、ファッションは、身体を通して私たちの存在を明らかにするだけでなく、日々変わりやすい心や感情にも寄り添ってくれる存在であった。私たちが感じるすべての感情に寄り添ってくれるものであり、すべての感情を体現してくれるものがファッションとしてあり、ファッションを身に纏うということは、単なる娯楽的なものではなく、私たち人間が社会で生きるための皮膚を与えてくれることとして、現実の世界で存在することを確認できた。

本研究の不十分な点について最後に述べたい。インタビュー調査では現象学的分析を試みたが、インタビューの手法や分析については、今後より一層の工夫が必要だと考える。今回の研究では2人のインスタグラマーを対象にしたが、より深い分析や考察をするために、多くの対象者にインタビューを行い、幅広いデータを用いることが必要だと考える。人の心はグラデーションのようなものであり、その心にファッションは寄り添うということを示すには多くの人から調査をし、その心のグラデーションを具体的に表すことで、研究としてより説得力のあるものとなるはずだ。

また、オートエスノグラフィーの部分においてもより多くの情報が必要だと考えた。オートエスノグラフィーを事細かに記すことにより、インタビュー調査のデータと照らし合わせる項目が増え、深い考察ができただろう。

しかし、データが少ない中でも私を含めインタビュー対象者3人のファッションについての見解を通して、3人の関係性などについて、次のステップにつながるような考察ができたと確信している。

地域物産展における地域と百貨店の関係性

— 北海道物産展を対象として —

藤 井 基 雅*

キーワード：催事 百貨店 北海道物産展

第1章 はじめに

研究背景

都市の中心部にある大型店舗として顧客の吸引力や魅力の向上に大きな役割を果たしているのが百貨店である。百貨店自体は衰退傾向にあるが、地域を対象とした物産展やバレンタインの催事などについては近年加熱さを増し、活気があるように思われる。そして、地域物産展は現状百貨店のみにて大規模な物産展が行われている。

研究目的

百貨店にて行われている催事や物産展はどのような役割をもって行われ、地域との結びつき、参加企業との結びつきについて見る。本研究では百貨店の強みといえる催事に焦点を当て、現在の催事の現状について調査と分析から明らかにする。その中でも特に多くの集客力を誇ると思われる北海道物産展に焦点を当て、出展企業の選定事象と商品内容を明らかにすることで、百貨店における催事の百貨店の立ち位置を地域と百貨店、2つの角度から地域物産展の立ち位置を明確にしていく。

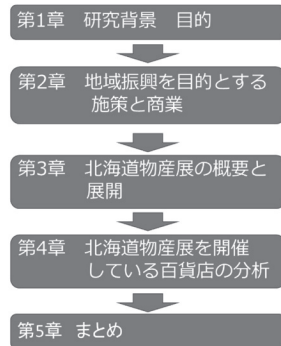


図1 研究の流れ

* 都市社会文化研究科博士前期課程 2020年3月修了

研究手法

図1の流れをもとに百貨店と催事の関係性について、北海道物産展を取りあげる。

第2章 地域振興を目的とする施策と商業

地方からのモノを取り寄せたいというニーズは昔から存在しているが、そのニーズを満たせる力のある商業形態は長らく百貨店しか存在していなかったといえる。

表1 地域に焦点を当てる商業形態

商業形態	主体	開始年
物産展	各百貨店	1952～
ふるさと納税	総務省	2008～
のもの	JR東日本	不明
官製アンテナショップ	各自治体	1999～

地域に焦点を当てる商業はいくつかあるが、形態について表1のようにまとめることができる。

物産展の分類は百貨店目線から大きく分けて2種類存在し、

A. テーマ型物産展

洋菓子展、パン祭り、うまいもの展といったものが該当する。

B. 地域物産展

北海道、九州、東北などと範囲を定めて行う。地域を売りとして広告が打てる半面、出店する地域が限定される。

催事を行う主な理由は、毎日の生活の中に変化をつけて、地域の人を楽しませる点、地元以外からのものを地元以外から発信していく役割をもつ、の2点である。

催事を行うにあたって百貨店の立地する土地柄に合わせてテーマや地域を選ぶ必要がある。消費者がそもそも対象地域に興味関心を抱かなければ催事に来てもらうことができずに終わってしまう。

百貨店の意見	
催事を行う理由	<p>集客の強化⇒催事開始理由には、週替わりでの開催による話題性の獲得が第1にあり、普段お越しにならないお客様の来店や、既存のお客様の来店促進を図り、店全体の売上向上が最終的な目的。お客様に満足していただくため。変わり映えのない売場だけでは飽きられてしまうので、週替わりでお客様の目線を変える催しは必要。</p> <p>新しい価値を創造⇒集客、売上拡大、買い回り、情報収集、CSR（地域協力）など。</p>
メインの購買層と訪れ方	<p>地方の百貨店⇒50代以上の高齢者がメイン。 都心の百貨店⇒フルターゲット。</p>
行う物産展の地域選定理由	<p>対象地域（都道府県）は顧客認知も高く、商材のバリエーションが富んでいる県。 ⇒京都・北海道・九州等名産品が多くある地域の物産展は全国で開催されているので実施がしやすい。 ⇒一方で新規の顧客獲得のために、話題性をもつ人気店、特に常設の売場ではなかなか難しい、新規ブランドの開拓も意識して選んでいる。 ⇒商業的な側面を意識しつつも継続させていかなければいけない点、地域に根差したうえで、他の地域を紹介していかなければならない。</p>

図2 調査内容まとめ

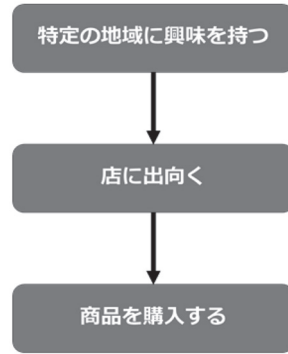


図3 催事にて商品購入に至る流れ

図4, 5より北海道物産展の開催が全国的に多く、全国の80%の百貨店にて開催されていることから北海道物産展に焦点を当てる。

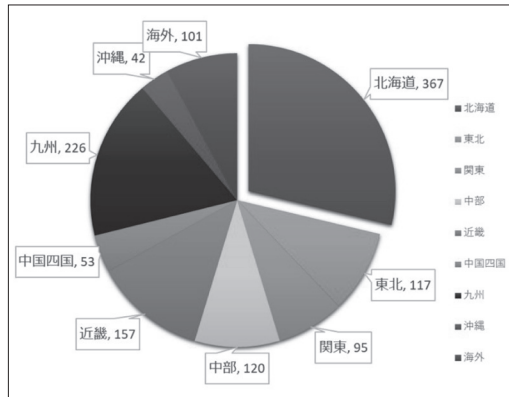


図4 2016年物産展の対象地域として選ばれる地域の割合

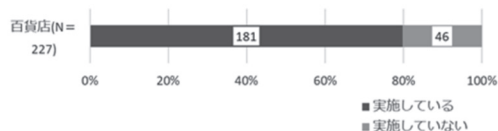


図5 全国の百貨店における北海道物産展開催割合

第3章 北海道物産展の概要と展開

10月に多く行われる理由として、

百貨店側…お中元やお歳暮の時期の端境期であるため催事場が空いている期間

北海道側…収穫の時期であること

両者のちょうどよい条件が10月に重なることから北海道物産展が多く行われている。北海道物産展が開催され始めた1952年では水産物と農産物、牛乳といった酪農産品が販売の中心であったため収穫期である10月の開催が多い。次の第5章では10月を対象とした北海道物産展について調べ、北海道の特徴、百貨店の特徴の2点を見ていく。

北海道物産展には行政と物産協会の関わりから3種類に分けられる。

- a. 行政主催型…開催主が行政に連絡した場合、振興会などに依頼して行われる物産展
- b. 行政後援型…開催主が物産協会に連絡をとり、案内をして行われる物産展
- c. 百貨店主催型…百貨店などの事業主が独自の販路を用いて開催する物産展

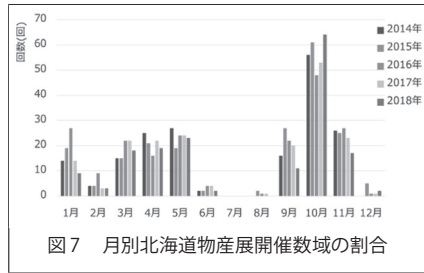


図7 月別北海道物産展開催数域の割合

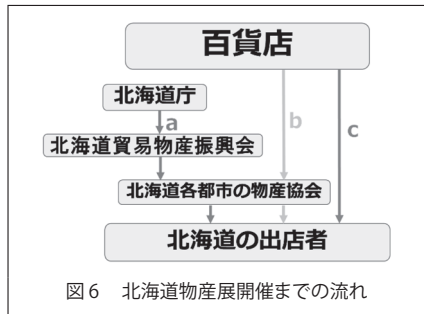


図6 北海道物産展開催までの流れ

次の第5章では10月を対象とした北海道物産展について調べ、北海道の特徴、百貨店の特徴の2点を見る。

第4章 北海道物産展の分析

北海道における地域差

①農産食品②農産加工品③畜産加工品④水産食品⑤水産加工品⑥菓子⑦弁当⑧総菜⑨ラーメン⑩酒類⑪工芸品、の計11に分類を行った。

北海道最大の都市である札幌から物産展に出展する企業が集まっている。石狩振興局が大きな割合を占めているのはそのためである。出展企業は菓子の企業の一番割合が高く、次に水産加工品、畜産加工品と続く。北海道の中でも都市部に店が集中していることが図9より判明した。

都市に位置する企業が多いのは百貨店側の要求の求める基準(1週間絶え間なく出品を続ける、店を出すのにかかる費用など)に応えることができる企業が都市部にどうしても偏りがでてしまうことが要因である。

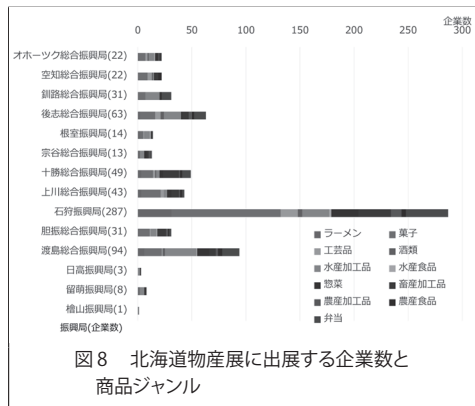


図8 北海道物産展に出展する企業数と商品ジャンル

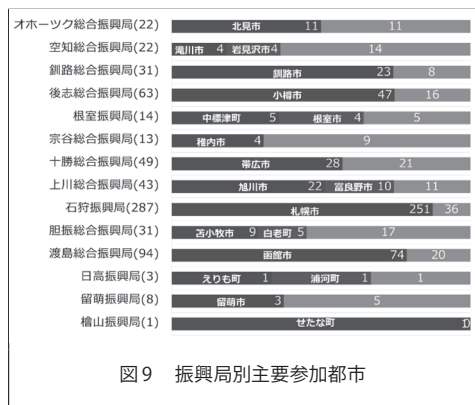
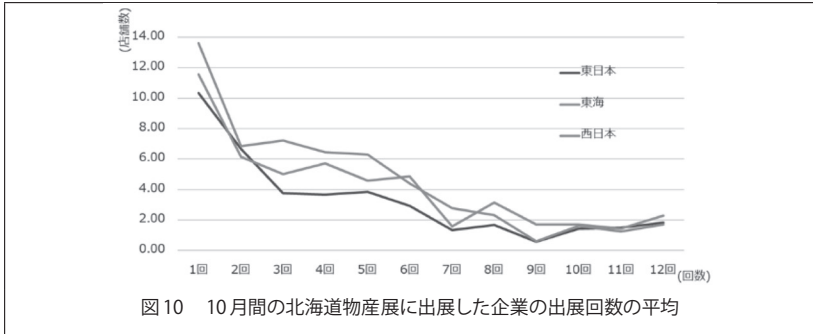


図9 振興局別主要参加都市



出展回数による差はあるものの、東海、西日本の地域では東日本よりも出展回数が少ない企業を北海道物産展に出展させている傾向が大きく、毎年同じような企業が出展することを北海道から遠い地域ほど避けていると考えられる。

出展企業による百貨店移動

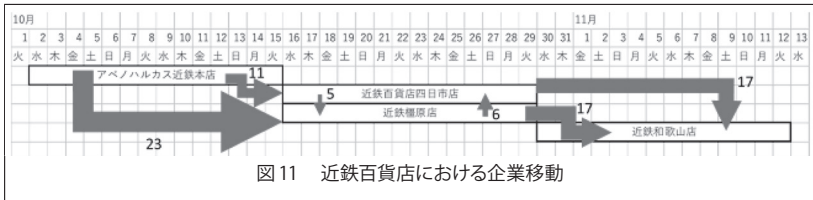


図11 近鉄百貨店における企業移動

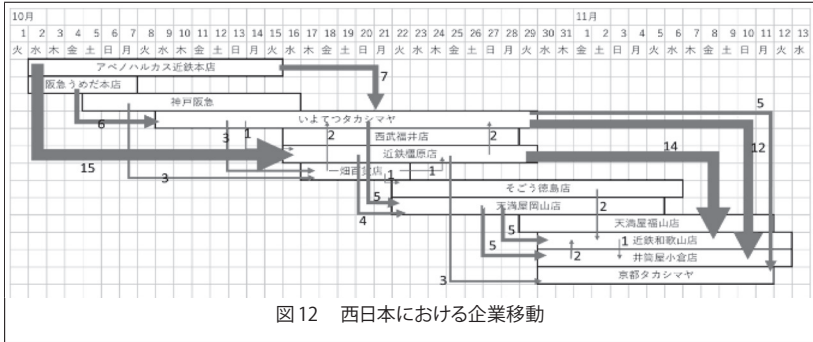


図12 西日本における企業移動

地域内における移動より、百貨店の系列内での企業の移動が多い。百貨店系列の中で店舗を変えて販売を行う系列のメリットを生かしているとともに、なるべく出向いた先にて多くの販売を行うことができるように考えられている。

アベノハルカス近鉄本店	→ 近鉄権原店	15企業
近鉄権原店	→ 近鉄和歌山店	14企業
いよてつタカシマヤ	→ 井筒屋小倉店	12企業
アベノハルカス近鉄本店	→ いよてつタカシマヤ	7企業
阪急うめだ本店	→ いよてつタカシマヤ	6企業
いよてつタカシマ	→ ヤ京都タカシマヤ	5企業
天満屋岡山店	→ 近鉄和歌山店	5企業
いよてつタカシマヤ	→ 天満屋岡山店	5企業
天満屋岡山店	→ 井筒屋小倉店	5企業
近鉄権原店	→ 天満屋岡山店	4企業
神戸阪急	→ 一畑百貨店	3企業
いよてつタカシマヤ	→ 一畑百貨店	3企業
近鉄権原店	→ 京都タカシマヤ	3企業
一畑百貨店	→ いよてつタカシマヤ	2企業
近鉄権原店	→ いよてつタカシマヤ	2企業
井筒屋小倉店	→ 近鉄和歌山店	2企業
そごう徳島店	→ 近鉄和歌山店	2企業
いよてつタカシマヤ	→ 近鉄権原店	1企業
一畑百貨店	→ そごう徳島店	1企業

表2 西日本の企業移動

他の百貨店へ出展を行っていない企業を集める、物産展の企画の中に相応しい企業を選ぶこと、予算内に収めつつ出展をお願いし、引き受けてくれる企業を多い場合には100社以上の企業をお願いするといったことを物産展開催のたびに行っている。

百貨店の意見	
物産展を開催するうえでバイヤーの方はどのような目標で店を選んでいいのか	<p>まだ出していない⇒『話題性』『高付加価値』『新規性』。情報は出展企業からの話やインターネット、新聞など。</p> <p>地域一番店、地域の代表商品⇒エリアに関係なく人気アイテムは必須。その他、弁当・惣菜・菓子・水産加工品等は過去の物産展の比率と出来るだけ揃えて展開を行う。</p> <p>商品ジャンルバランス⇒ストーリー性。どれだけ情熱を注いでいるか、などがお店探しをする上での重要なポイント。出展企業の中でもプリンや蟹の弁当といった得意分野があるのでジャンル被りが起こらないように意識をする。</p> <p>売上・品質・安全⇒厳しい品質・安全基準をクリアできるかどうか、安定的に利益額を残せるか(運搬費・人件費・実演機器等経費)、他の店舗とのバランスはどうか、など総合的に判断する。</p> <p>要望と催事場のインフラ⇒出店ブランドには1週間の継続出展(商品・人員含む)は大前提として出展交渉を進めるが、その他にも要望のある設備やインフラを用意する必要があるので、それらが(予算内で)用意できずに出展に至らず、出店できない、というケースもある。</p>
北海道物産展で売られている品物の昔と現在	<p>弁当・ラーメン → 以前は弁当がメインスイーツ ↑ ソフトクリーム・ジェラート・ドリンク類等の人気も盛り上がってきている。普段百貨店を利用しない若年層の利用は上記のような喫茶メニューに人気が集まっている様子がある。</p> <p>海産・農産 ↓ ①物流の進化により、北海道の農産物がスーパーなどで手軽に入手できるようになった。②核家族化がすすみ、それだけの物量が必要なくなった(保存がしにくい)③顧客の高齢化により重量のある農産物は敬遠される。</p> <p>畜産 ↓ 肉食ブームの傾向から取引先は年によって変化する。近年はライブ感重視⇒「5感で楽しめる」⇒お越しいただけることを重視した商品を展開している。現在では生菓子系が増加している。</p>

表3 百貨店バイヤーによる北海道物産展とは

クラスター分析による百貨店タイプの地域関係

商品ジャンルと企業の10月間における出展回数、イートインと実演販売の傾向をもとにクラスター分析をかけて百貨店を4つに分類することができた。

それぞれの特徴について記述する。

○商品ジャンル平均型 (N=10)

大都市の周りに位置している。

▲実演販売多数 (N=10)

比較的東京、京都、大阪といった都市部の百貨店にて開催されている。

◇菓子多数型 (N=3)

地方にて行われている。

■菓子・水産加工型 (N=9)

都市部、地方を問わず行われており、北海道庁主催の北海道物産展（行政主催型）が行われている率が高い。

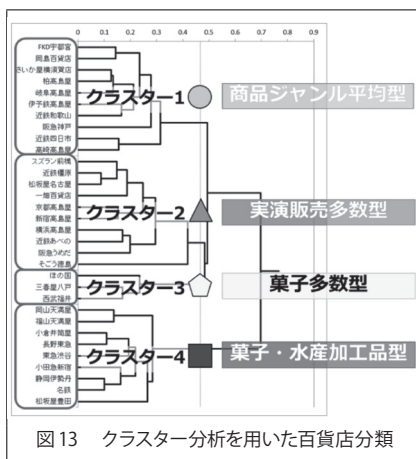


図13 クラスター分析を用いた百貨店分類

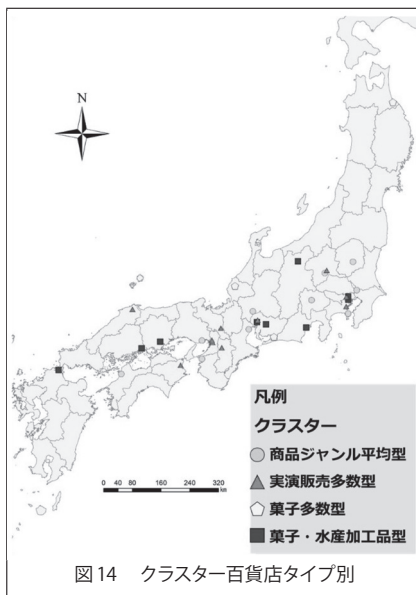


図14 クラスター百貨店タイプ別

実演販売多数型の百貨店で
は水産の割合が低く、弁当や
畜産品の割合が高くなってお
り、百貨店への調査から、最
近の肉食ブームの傾向が影響
している。菓子多数型の百貨
店は菓子に特化することで差
別化を狙うと考えられる。

行政主催型の北海道物産
展は菓子・水産加工品型の百
貨店にて多く行われている。

商品ジャンル平均型タイプ
の百貨店は都市部の百貨店に
高価な買回り品を買いに行か
れてしまうため、都市の模倣
の百貨店ではない、地域にお
ける個性を出した物産展の商
品構成を考える傾向にある。

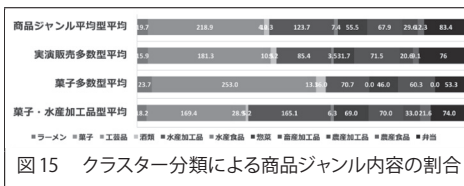


図15 クラスター分類による商品ジャンル内容の割合

クラスター	行政主催型	行政後援型	百貨店主催型
商品ジャンル平均型(N=10)	2	3	5
実演販売多数型(N=10)	1	2	7
菓子多数型(N=3)	0	0	3
菓子・水産加工品型(N=9)	4	2	3

表4 商品ジャンルと物産展型

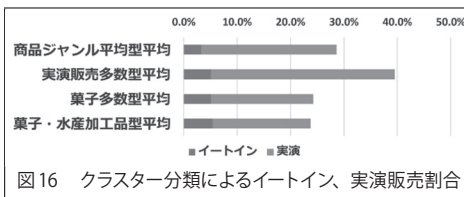


図16 クラスター分類によるイトイン、実演販売割合

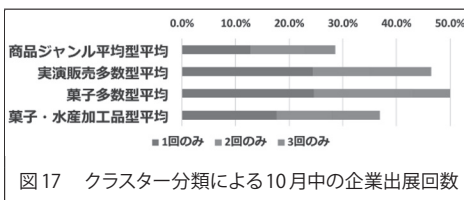


図17 クラスター分類による10月中の企業出展回数

第5章 おわりに

百貨店における北海道物産展は現状、各百貨店のバイヤーなどの担当者の裁量によって行われていることが明らかとなり、百貨店が立地する地域に合わせた出展企業やジャンル選びは評価されるべきである。物産展という期間限定の売り場作りは準備がかなり大がかりになり、なおかつ什器や水道、調理設備といった仮設の設備を多数設けなければならないにもかかわらず行われている現状には百貨店側による事情が大きく左右されていることが明らかとなった。そのため百貨店の地域物産展に関する考え方や行われ方の違いによって、物産展の開催手順、地域物産展の商品ジャンルの差が生じる。この差を今回、ヒアリングとクラスター分析によって明らかにすることができた。

地域振興という観点の中で百貨店を巡る物産展という完成されたコンテンツは百貨店という対面販売を主とする商業形態の中で育まれてきたものであり、百貨店の数が少なくなってきたからといって、容易にショッピングセンターなどで物産展を行ったところで売り方が異なるため相容れないのではないだろうか。

百貨店はかつての呉服店から百貨店への鞍替えを行った際、単なる小売機能ではなく、消費者に「非日常的な時間と空間」を提供する一種の文化施設であったといえるほど、催事を多く行い、地域の人々を楽しませた過去を持つ。その原点に立ち返り、それぞれの地域に独自に根差し、地域の人々にとって楽しめる場所作りをこれからも行っていくことが百貨店の使命ではなだろうか。

CSR 活動の企業ブランド力への影響 — 戦略的 CSR のあり方 —

劉 宏 森*

CSRとは、企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会に貢献する責任のことである。CSRは企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダーからの要求に対して適切な意思決定をする責任を指す。CSRは企業経営の根幹において企業の自発的活動として、企業自らの持続性を実現し、また、持続可能な未来を社会とともに築いていく活動である。

近年CSRへの関心が高まってきている。多くのCSR規則が制定され、CSRに関する法規が整えられている。企業において、各種の行動規範、CSR評価基準やSRI基準等が備えられてきた。同時に企業の事業活動の拡大及びグローバル化によってSRIが興ってきて、SDGsが国連から提案され、「利益と社会配慮を両立する」企業が社会から強く求められている。

一方、市場経済の今日にあって、同類のブランドは次第に多くなり、企業がブランド影響力を向上させるためにかかるコストもだんだん高くなる。如何に最小のコストで消費者が企業のブランドへの好感を獲得するか、つまり、価格ではなく付加価値で顧客に選んでもらえるような強いブランドを作ることが企業の発展に対して一番重要な問題になりつつある。これは、あらゆる企業にとっての普遍的な経営課題--差別化戦略の一つである。

近年では経済発展の段階に従い、消費者の消費意識が変わってきた。新たな戦略アプローチとして、「社会課題の解決」が注目されている。すなわ

* 都市社会文化研究科博士前期課程2020年3月修了

ち、自社の製品・サービスを利用することが社会貢献にもつながる仕組みを構築し、顧客の感性消費に応じるものである。

企業はCSRに取り組むわりに低いコストでブランド影響力を向上させることができる。企業のCSR活動は一定の程度でプラスの消費の反響を巻き起こすことができ、つまり社会的責任を持つ企業がもっと消費者の好感を得ることができる。CSRはブランド・マーケティングの新しいルートと言える。

企業がCSR活動を通じて、社会に貢献し、ステークホルダーの要請に応えることを通じて、ステークホルダーから信頼や支持をもらう仕組みが形成されることが望まれている。

しかし、CSRレポートを発行している企業が少なく、同時に、CSRに取り込んでいる企業の大部分はコンプライアンスレベルに留まっている。特に、CSRを事業活動以外の単なる社会貢献やコストと考えてしまい、他社の取り組みを真似て自社のCSR方策を決める企業は少なくない。いわゆる「思考停止の社会貢献」である。従来のCSRを超える高いレベルのCSRが求められている現実と矛盾している。

本研究の目的はCSRについて、従来の研究に基づいて、今日のCSR概念に内包されている基本概念及び諸理論を抽出する。また、日中におけるCSRの展開から、その変容を検討しながら、企業はCSRに取り組むべき要因及びどう戦略的に取り組んでいくべきかを考察することにある。特に企業のCSRと企業ブランドとの関係を明確化し、ブランド影響力の向上による企業価値創造によってCSRに取り組むコストを軽減する可能性及び戦略的CSRの実施方法を調査研究する。さらに、企業のCSR戦略の成功事例を述べ、「CSR活動を通じてブランド影響力を向上させることができること」を証明し、CSRに認識不足の企業経営者に戦略的CSRをアピールし、経営者の意欲を引き出し、企業の「積極的なCSR」を図る。また、アンケート調査を通じて、消費者が求めている企業活動を分析し、大企業が取り組んで

いる CSR のレベルアップ及び人材・資金の制限が大きい企業が自発的・持続的に CSR に取り組むといった課題に関する解決策を企業に提案する。

本研究は文献研究と事例研究とアンケート調査によって行われる。

まず、従来 CSR の発展する歴史を辿り、CSR がこれから求められる背景を整理する。先行研究により、CSR の定義を明らかにし、CSR の歴史と現状を整理する。さらに国内外の企業の CSR 戦略の実施例を挙げる。それを踏まえたうえで、CSR と企業ブランドとの関係を分析する。最後に、アンケート調査は、400 名以上の消費者及び 200 社の中国で事業展開している企業を対象に調査票を送り、ネットにより回収する形で「消費者向け企業の CSR 活動に関するアンケート」及び「企業の CSR 活動の展開に関するアンケート」の調査を実施した。消費者が求めている企業活動を分析し、様々の CSR 戦略を実施する上の課題を明らかにし、解決策を提案する。

今までの先行研究において、(1) CSR に取り組むことによって、一定のコストが生ずる；(2) CSR 活動がリスクマネジメント、経営方式の見直し及びビジネスチャンスの創出につながる；(3) CSR 活動は企業の影響力にポジティブな影響を与えるといった三点を明らかにした。

本研究を通じて (1)消費者の視角から CSR 活動とブランド影響力との相乗効果を証明する；(2)コストがわりに低くブランド影響力に正の影響を与える CSR 活動の共通点といった二点を補足したい。

本論は CSR の沿革、企業の課題、消費者の要請及び戦略的 CSR といった四つの部分から構成されている。

第一章では CSR の起源、各国における CSR 発展及び中国における CSR の現状を述べ、以上 3 点を踏まえて CSR の課題を明示し、更に社会にとっての CSR の必要性を分析する。第二章では同質化が進んでいる今日にあって、企業の直面している課題を整理し、企業の差別化戦略の実現の新たなルートである CSR を述べ、企業の角度から CSR の必要性を解明する。第

三章では消費者の消費意識の変化を論じ、消費者向けアンケート調査を通じて消費者の要請を引き出す。第四章ではCSRに取り組んでいる企業事例を整理し、企業の社会的責任活動の共通点を分析し、さらに、企業向けアンケート調査の結果をまとめ、戦略的CSRの必要性を証明し、戦略的CSRのポイントを明らかにする。

本論文は、日中学者の先行研究をベースに、CSRの沿革を述べ、社会にとってCSRの必要性を論述し、現在におけるCSRの新たな課題を抽出した；同時に企業の課題を探求し、解決方法としてのCSRの企業にとっての重要性を分析した；更に事例分析とアンケート調査の実施を通じて消費者の要請及び企業の行動を合わせて戦略的CSRの必要性およびポイントを提示した。

社会にとってCSRは社会課題を解決することができ、社会の持続可能な発展を促進する。企業にとってCSRはステークホルダーの期待に応え、企業の新時代の課題である「差別化戦略」の新たな実現のルートとしてブランド影響力を向上させる事が出来る。社会側であれ、企業側であれ、CSRは必要不可欠である。しかし、企業のCSRへの取り組み現状は楽観的ではない。このような停滞するCSRの現状を変えるために、企業責任者の「CSRは単なる社会貢献だ」という考え方を変えなければならない。企業責任者にCSRのもたらす経済的効果及び戦略的CSRのポイントを明示することを通じて、企業のCSRへの積極的な参与を図る。

事例調査及びアンケート調査を通じて、戦略的CSRのポイントを明らかにした：(1)企業の事業活動との相関度 (2)ステークホルダーの要請度 (3)政府の主導といった三つの指標を合わせて、バランスを取りながらCSRに取り組むのは戦略的CSRのポイントである。

以上、本論文の主たる研究の結果を示したが、本論文の研究の成果は中国企業のCSR行動への取組を効果的に実施するための情報提供をし、CSR

の更なる発展に寄与するものである。と同時に、本論文の研究の成果は経済、環境、社会において多くの分野における企業の社会的責任活動に関する事例分析を積み重ねることによって、企業が経済、環境、社会のバランスを取れた持続可能な企業経営を実現するための、有効なガイドとしての役割を果たすことになる。

グローバル経済の進展に伴い、環境問題の深刻化をはじめ企業と社会の共生を実現する責任ある行動が求められ、今後もCSRは国際的大きく取り上げられると予想する。社会に強く期待されている大企業だけでなく、中小企業の社会的責任活動もステークホルダーに要求され始めるであろう。今後、コミュニティと密接している中小企業のCSRへの取り組みに関する課題を解明する必要があると考えられる。

国際・都市社会文化研究委員会

影 山 摩子弥 (代表)

国際・都市社会文化研究 第1号 2021

2021年3月31日 印刷

2021年3月31日 発行

編 集 横浜市立大学大学院国際・都市社会文化研究編集委員会

発 行 横浜市立大学大学院都市社会文化研究科

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸22-2

TEL 045-787-2042

印 刷 株式会社 横濱大氣堂

〒231-0064 横浜市中区真砂町4-40

©横浜市立大学 2021

本誌に掲載された論文の著作権は横浜市立大学に帰属する。

本誌に掲載された論文は、電子媒体への変換による利用についても許諾したものとす。

Journal of International, Urban and Socio-cultural Studies

Vol. 1 2021

Contents

The Master's Theses

- The effectiveness of the internet public space in China's transition period
—The issue of discrimination by homosexuals— **LI Yingzi** 1
- Study on establishment process of Sankeien Hoshokai **SUZUKI Yasuji** 35
- Possibility of providing Environmental Information by Maternal and Child Health Handbook for induce environment-conscious behavior of Parents and Children **YAMASHITA Kayo** 59

Abstracts of the Master's Theses

- Impact of Talent Management of Foreign Banks in Shanghai Banking
—Focus on the Perspective of Employees **TANG Yujia** 81
- Deterioration of proportion of organized workers on labor union and countermeasures
MARUYAMA Yoshio 89
- Frame Analysis on the Discourse of Okinawan Post Baby Boomers How they express "Group Identity"
KITAMURA Kayoko 93
- Research on the Chinese local city residential areas regeneration in the age of aging
YAN Bipeng 99
- A consideration of CSR on the environmental problems in China **ZHANG Keyu** 113
- The original state of religious facilities and future prospects in Yokohama City
—Urban spatial characteristics by religious corporation— **WAKU Tsuyoshi** 119
- The Operation and Issues of PFI Method in Water Supply Projects in Japan
—The Kawai Water Treatment Plant Redevelopment Project in Yokohama City for Instance—
QIU Songhe 131
- The influence of the spread of electric vehicles on the environment **WU Rui** 137
- A research on community activities and exchanges of senior generation related to child care support
—"sukusukukamekkojigyou" on Kanagawaku— **KOJIMA Osamu** 143
- Critical Discourse Analysis on the Gender Flaming Advertisements in Japan **XU Zhou** 151
- Study on the change and issues of the actors related to local heritage **SUGIMORI Yuichi** 155
- The research on categorization of districts and correspondence of residence policies in Yokohama City
in consideration of transformation **SUZUKI Shinya** 163
- What is Fashion among Younger Generation in Contemporary Society: Phenomenological Exploration of
Instagram influencers on the Aspect of being Yourself **HASHIMOTO Nanako** 171
- Relationship between Region and Department Store in Regional Product Exhibition
—For Hokkaido product exhibition— **FUJII Motomasa** 177
- The Impact of CSR Event on Its Brand Influence
—The Possibility of CSR's Strategic Implementation— **LIU Hongmiao** 187

Published by

Yokohama City University Graduate School of Urban Social and Cultural Studies
22-2 Seto, Kanazawa-ku Yokohama Kanagawa 236-0027, JAPAN